

土木工事施工管理の手引き

令和 8 ~~7~~ 年 7 月

佐賀県 県土整備部、
農林水産部及び地域交流部

目次

写真管理

第1編 一般事項

土木工事施工管理基準	1-1
公告から工事完成までの流れ	1-3
契約関係の流れ	1-4
佐賀県工事関係書類一覧表	1-6
監理技術者等	1-10
施工体制台帳等	1-16
安全衛生組織について	1-18
腕章等の着用	1-19
工事現場での掲示	1-20

第2編 施工計画

施工計画書記載事項	2-1
施工計画書作成の要領・留意点	2-2
施工計画書作成例	2-7

第3編 出来形管理

① 共通

土工

1	盛土補強工	3-1	5-4	5-5
2	整形 法面整形工(盛土部)・覆土工	3-1	5-4	5-5
3	掘削工(切土工)	3-1	5-4	5-5
4	路体盛土工・路床盛土工	3-3	5-4	5-5

浚渫工

5	浚渫船運転工(ポンプ浚渫船)	3-4	5-4	5-5
6	浚渫船運転工(グラブ船)(バックホウ浚渫船)	3-5	5-4	5-5

基礎工

7	切込砂利・砕石基礎工・割ぐり石基礎工・均しコンクリート	3-6	5-4	5-5
8	基礎工(護岸)(現場打)	3-6	5-4	5-5
9	基礎工(護岸)(プレキャスト)	3-6	5-4	5-5
9-2	矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)等	3-7	5-4	5-5
10	既製杭工(コンクリート杭)(鋼管杭)(H鋼杭)(木杭)	3-7	5-4	5-5
10-2	既製杭工(鋼管ソイルセメント杭)	3-7	5-4	5-5
11	場所打杭工	3-8	5-4	5-5
12	深礎工	3-8	5-5	5-6
13	オープンケーソン基礎工	3-8	5-5	5-6
14	ニューマチックケーソン基礎工	3-9	5-5	5-6
15	鋼管矢板基礎工	3-9	5-5	5-6

石・ブロック(張)工

16	コンクリートブロック積(張)、緑化ブロック工	3-9	5-5	5-6
17	連節ブロック張	3-10	5-5	5-6
18	天端保護ブロック	3-10	5-5	5-6

19	石積工・石張工	………… 3-11	………… 5-5	5-6
カルバート工				
20	現場打函渠(カルバート工)	………… 3-11	………… 5-5	5-6
21	プレキャストボックス工・プレキャストパイプ工	………… 3-12	………… 5-5	5-6
鉄筋工				
22	鉄筋の組立	………… 3-12	………… 5-6	5-7
法面工				
23	現場打法枠工・現場吹付法枠工	………… 3-13	………… 5-6	5-7
24	プレキャスト法枠工	………… 3-13	………… 5-6	5-7
25	コンクリート・モルタル	………… 3-14	………… 5-6	5-7
26	植生工 (種子散布工・張芝工・筋芝工・市松芝工・ 植生シート・植生マット・人工張芝工・植生穴工)	………… 3-15	………… 5-6	5-7
27	植生工(厚層植生基材吹付工)(客土吹付工)	………… 3-16	………… 5-6	5-7
法面保護工				
28	護岸付属物工	………… 3-17	………… 5-6	5-7
29	多自然型護岸工(巨石張(積))	………… 3-17	………… 5-6	5-7
30	多自然型護岸工(かごマット)	………… 3-17	………… 5-6	5-7
31	羽口工(じゃかご)	………… 3-18	………… 5-6	5-7
32	羽口工(ふとんかご)(かご枠)	………… 3-18	………… 5-6	5-7
擁壁工				
33	現場打擁壁工	………… 3-19	………… 5-7	5-8
34	プレキャスト擁壁工	………… 3-19	………… 5-7	5-8
35	(テールアルメ工法)・(ジオテキスタイル補強土工法)	………… 3-20	………… 5-7	5-8
36	井桁ブロック工	………… 3-20	………… 5-7	5-8
37	小型擁壁工	………… 3-20	………… 5-7	5-8
樋門・樋管工				
38	函渠工(本体工)	………… 3-21	………… 5-7	5-8
39	函渠工(ヒューム管)(PC管)(コルゲートパイプ)(ダクタイル鋳鉄管)	………… 3-21	………… 5-7	5-8
40	函渠工(PC函渠)・樋門接続暗渠工	………… 3-22	………… 5-7	5-8
41	翼壁工・水叩工	………… 3-22	………… 5-7	5-8
42	階段工(現場打階段)(プレキャスト階段)	………… 3-23	………… 5-7	5-8
43	水門	………… 3-23	………… 5-7	5-8
44	扉体、戸当り及び開閉装置	………… 3-23	………… 5-7	5-8
堰・機場工				
45	床版板工・堰柱工・門柱工・ゲート操作台工 等・胸壁工・閘門工・土砂吐工	………… 3-24	………… 5-7	5-8
46	堰本体工・水叩工・土砂吐工	………… 3-24	………… 5-7	5-8
47	魚道本体工	………… 3-24	………… 5-7	5-8
48	機場本体工・吐出水槽工本体工	………… 3-25	………… 5-7	5-8
49	燃料貯油槽工	………… 3-25	………… 5-7	5-8
地盤改良工				
50	路床安定処理工	………… 3-26	………… 5-8	5-9
51	置換工	………… 3-26	………… 5-8	5-9
52	サンドマット	………… 3-26	………… 5-8	5-9
53	表層安定処理工(サンドマット海上)(ICT施工の場合)	………… 3-27	………… 5-8	5-9

			写真管理	
54	パイルネット工	 3-28	 5-8	5-9
55	バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工・ペーパードレーン工・袋詰め式サンドドレーン工) 締固め改良工(サンドコンパクションパイル工)	 3-28	 5-8	5-9
56	固結工(粉体噴射攪拌工・高圧噴射攪拌工・スラリー攪拌工・生石灰パイル工)	 3-29	 5-8	5-9
56	固結工(スラリー攪拌工「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」による場合	 3-29	 5-8	5-9
地盤改良工				
56-2	固結工(中間混合処理)	 3-30	 5-8	5-9
水路工				
57	側溝工(プレキャストU型側溝)(L型側溝)等	 3-30	 5-8	5-9
58	側溝工(場所打水路工)	 3-31	 5-8	5-9
59	側溝工(暗渠工)	 3-31	 5-8	5-9
60	山腹明暗渠工	 3-32	 5-8	5-9
61	現場打コンクリート水路工	 3-32	 5-8	5-9
62	二次製品水路工(L型、大型水路)	 3-33	 5-8	5-9
63	土水路工	 3-33	 5-8	5-9
64	河川護岸工	 3-33	 5-8	5-9
道路付属物工				
65	縁石、アスカープ	 3-34	 5-9	5-10
66	小型標識工	 3-34	 5-9	5-10
67	防止柵工 (立入防止柵・転落(横断)防止柵・車止めポスト・防護柵工)	 3-34	 5-9	5-10
68	ガードレール	 3-34	 5-9	5-10
69	ガードケーブル	 3-35	 5-9	5-10
70	区画線工	 3-35	 5-9	5-10
71	視線誘導標、距離標	 3-35	 5-9	5-10
72	落石防止網工	 3-36	 5-9	5-10
73	落石防護柵工	 3-36	 5-9	5-10
74	防雪柵工	 3-37	 5-9	5-10
75	雪崩予防柵工	 3-37	 5-9	5-10
76	遮音壁基礎工	 3-38	 5-9	5-10
77	遮音壁本体工	 3-38	 5-9	5-10
78	排水性舗装用路肩排水工	 3-38	 5-9	5-10
79	大型標識基礎工	 3-39	 5-9	5-10
80	大型標識柱工	 3-39	 5-9	5-10
81	組立歩道工	 3-39	 5-9	5-10
82	組立歩道支柱基礎工	 3-40	 5-9	5-10
83	ケーブル配管工	 3-40	 5-9	5-10
84	照明柱基礎工	 3-40	 5-9	5-10
85	排水構造物修繕工	 3-41	 5-9	5-10
水路付属物工				
86	根固めブロック工・ブロック床版工	 3-41	 5-9	5-10
87	沈床工	 3-42	 5-9	5-10
88	捨石工	 3-42	 5-10	5-11
89	杭出し水制工	 3-42	 5-10	5-11
90	集水榦工	 3-43	 5-10	5-11
91	沈砂池工(コンクリート床版工)	 3-43	 5-10	5-11
92	床止め本体工	 3-44	 5-10	5-11

93	水叩工	 3-44	 5-10	5-11
砂利舗装工				
94	天端敷砂利工・天端補修工	 3-44	 5-10	5-11
舗装工				
95	アスファルト舗装工(下層路盤工)	 3-45	 5-10	5-11
舗装工				
96	アスファルト舗装工(粒度調整路盤工)	 3-47	 5-10	5-11
97	アスファルト舗装工(セメント(石灰)安定処理工)	 3-48	 5-10	5-11
98	アスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理)	 3-49	 5-11	5-12
99	アスファルト舗装工(基層工)	 3-50	 5-11	5-12
100	アスファルト舗装工(表層工)	 3-51	 5-11	5-12
100-2	橋面防水工(シート系床版防水層)	 3-52	 5-11	5-12
101	コンクリート舗装工(下層路盤工)	 3-52	 5-11	5-12
102	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	 3-53	 5-11	5-12
103	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	 3-54	 5-12	5-13
104	コンクリート舗装工(アスファルト中間層)	 3-55	 5-12	5-13
105	コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)	 3-56	 5-12	5-13
106	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)	 3-57	 5-13	5-14
107	歩道路盤工(取合舗装路盤工・路肩舗装路盤工)	 3-59	 5-13	5-14
108	歩道舗装工(取合舗装工・路肩舗装工等)	 3-59	 5-13	5-14
109	歩道舗装修繕工(歩道路盤工・取合舗装路盤工)等	 3-60	 5-13	5-14
110	歩道舗装修繕工(歩道舗装工・路肩舗装工)等	 3-60	 5-13	5-14
111	切削オーバーレイ工	 3-61	 5-13	5-14
112	オーバーレイ工	 3-62	 5-13	5-14
113	路上再生工	 3-63	 5-14	5-15
114	路面切削工	 3-63	 5-14	5-15
115	舗装打換え工	 3-63	 5-14	5-15
橋梁下部工				
116	橋台躯体工	 3-64	 5-14	5-15
117	橋脚躯体工(張出式)(重力式)(半重力式)	 3-66	 5-14	5-15
118	橋脚躯体工(ラーメン式)	 3-68	 5-14	5-15
119	鋼製橋脚製作工	 3-70	 5-14	5-15
120	橋脚フーチング工(I型・T型)	 3-71	 5-14	5-15
121	橋脚フーチング工(門型)	 3-71	 5-14	5-15
122	橋脚架設工(I型・T型)	 3-71	 5-14	5-15
123	橋脚架設工(門型)	 3-72	 5-14	5-15
124	検査路工	 3-72	 5-14	5-15
コンクリート橋上部工				
125	プレテンション桁製作(購入工)(けた橋)	 3-73	 5-14	5-15
126	プレテンション桁製作(購入工)(スラブ橋)	 3-73	 5-14	5-15
127	ポストテンション桁製作工	 3-73	 5-14	5-15
128	プレキャストセグメント桁製作(購入工)	 3-74	 5-15	5-16
129	プレキャストセグメント主桁組立工	 3-74	 5-15	5-16
130	PCホロースラブ製作工	 3-74	 5-15	5-16

				写真管理	
131	PC箱桁製作工	………… 3-75	…………	5-15	5-16
132	プレビーム桁製作工(現場)	………… 3-75	…………	5-15	5-16
133	PC押出し箱桁製作工	………… 3-76	…………	5-15	5-16
134	架設工(コンクリート橋・クレーン架設・架設桁架設)等	………… 3-76	…………	5-15	5-16
鋼橋上部工					
135	桁製作工(仮組立による検査を実施する場合)	………… 3-77	…………	5-15	5-16
136	桁製作工(仮組立による検査を実施する場合)	………… 3-78	…………	5-15	5-16
137	桁製作工(仮組立による検査を実施しない場合)	………… 3-79			
橋梁上部工					
138	架設工(クレーン架設・ケーブルクレーン架設)等	………… 3-80	…………	5-16	5-17
139	現場継手工	………… 3-81	…………	5-16	5-17
140	橋梁現場塗装工	………… 3-81	…………	5-16	5-17
141	床版工(床版・横組工)	………… 3-81	…………	5-16	5-17
142	支承工(鋼製支承)	………… 3-82	…………	5-16	5-17
143	支承工(ゴム支承)	………… 3-82	…………	5-16	5-17
橋梁付属物工					
144	橋梁付属物工(伸縮装置工・ゴムジョイント)	………… 3-83	…………	5-16	5-17
145	橋梁付属物工(鋼製フィンガージョイント、埋設型ジョイント)	………… 3-83	…………	5-16	5-17
146	橋梁付属物工(地覆工)	………… 3-84	…………	5-16	5-17
147	橋梁付属物工(橋梁用防護柵工・橋梁用高欄工)	………… 3-84	…………	5-16	5-17
148	踏掛版工(コンクリート工・ラバーシュー)等	………… 3-84	…………	5-16	5-17
橋梁修繕工					
149	鋼桁補強工 桁補強材制作工	………… 3-85	…………	5-16	5-17
150	伸縮継手修繕工(ゴムジョイント)	………… 3-85	…………	5-16	5-17
151	PC橋支承修繕工・鋼桁支承修繕工(鋼製支承)	………… 3-86	…………	5-16	5-17
152	PC橋支承修繕工・鋼桁支承修繕工(ゴム支承)	………… 3-86	…………	5-16	5-17
153	杓座拡幅工・落橋防止装置修繕工(アンカーボルト)	………… 3-86	…………	5-16	5-17
仮設工					
154	土留・仮締切工(H鋼杭・鋼矢板)	………… 3-87	…………	5-17	5-18
155	土留・仮締切工(アンカー工)	………… 3-87	…………	5-17	5-18
156	土留・仮締切工(連節ブロック張工)	………… 3-87	…………	5-17	5-18
157	土留・仮締切工(締切盛土)	………… 3-88	…………	5-17	5-18
158	土留・仮締切工(中詰盛土)	………… 3-88	…………	5-17	5-18
159	地中連続壁工(壁式)	………… 3-88	…………	5-17	5-18
160	地中連続壁工(柱列式)	………… 3-88	…………	5-17	5-18
工場製作工					
161	刃口金物製作工	………… 3-89	…………	5-17	5-18
162	検査路製作工	………… 3-89	…………	5-17	5-18
163	鋼製伸縮継手製作工	………… 3-89	…………	5-17	5-18
164	落橋防止装置製作工	………… 3-89	…………	5-17	5-18
165	鋼製排水管製作工	………… 3-89	…………	5-17	5-18
166	プレビーム用桁製作工	………… 3-90	…………	5-17	5-18
167	橋梁用防護柵製作工	………… 3-90	…………	5-17	5-18
168	鋳造費(金属支承工)	………… 3-91	…………	5-17	5-18
169	鋳造費(金属支承工)	………… 3-92			
169	鋳造費(大型ゴム支承工)	………… 3-92	…………	5-17	5-18

			写真管理	
170	アンカーフレーム製作工	 3-92	 5-17	5-18
171	仮設材製作工	 3-92	 5-17	5-18
塗装工				
172	工場塗装工 現場塗装工	 3-93	 5-18	5-19
173	コンクリート面塗装工	 3-93	 5-18	5-19
175	水門塗装	 3-93	 5-18	5-19
共同溝工				
176	現場打ち躯体工	 3-94	 5-18	5-19
177	カラー継手工	 3-94	 5-18	5-19
共同溝				
178	防水工(防水)	 3-94	 5-18	5-19
179	防水工(防水保護工)	 3-94	 5-18	5-19
180	防水工(防水壁)	 3-95	 5-18	5-19
181	プレキャスト躯体工	 3-95	 5-18	5-19
182	管路工	 3-96	 5-18	5-19
183	プレキャストボックス工	 3-96	 5-18	5-19
184	現場打ちボックス工	 3-96	 5-18	5-19
② トンネル(NATM)				
トンネル(NATM) 支保工				
185	吹付工	 3-97	 5-18	5-19
186	ロックボルト工	 3-97	 5-18	5-19
トンネル(NATM) 覆工				
187	覆工コンクリート工	 3-98	 5-18	5-19
188	床版コンクリート工	 3-98	 5-18	5-19
トンネル(NATM) インバート工				
189	インバート本体工	 3-99	 5-19	5-20
トンネル(NATM) 坑門工				
190	坑門本体工	 3-99	 5-19	5-20
191	明り巻工	 3-100	 5-19	5-20
トンネル(矢板) 覆工				
192	覆工コンクリート工	 3-101	 5-19	5-20
193	床版コンクリート工	 3-101	 5-19	5-20
194	インバート本体工	 3-102	 5-19	5-20
③ 海岸				
護岸基礎工				
195	場所打コンクリート工	 3-103	 5-19	5-20
196	海岸コンクリートブロック工	 3-103	 5-19	5-20
197	捨石張り工	 3-104	 5-19	5-20
198	海岸コンクリートブロック工	 3-104	 5-19	5-20
199	コンクリート被覆工	 3-105	 5-19	5-20
天端被覆工				
200	コンクリート被覆工	 3-105	 5-19	5-20
201	アスファルト被覆工	 3-106	 5-19	5-20

			写真管理	
波返工				
202	波返工	………… 3-106	………… 5-19	5-20
突堤基礎工				
203	捨石工	………… 3-107	………… 5-20	5-21
204	吸出し防止工	………… 3-107	………… 5-20	5-21
突堤本体工				
205	捨石工	………… 3-108	………… 5-20	5-21
206	海岸コンクリートブロック工	………… 3-108	………… 5-20	5-21
207	石枠工	………… 3-109	………… 5-20	5-21
208	場所打コンクリート工	………… 3-109	………… 5-20	5-21
209	ケーソン工(ケーソン工製作)	………… 3-110	………… 5-20	5-21
突堤本体工				
210	ケーソン工(ケーソン工据付)	………… 3-110	………… 5-20	5-21
211	突堤上部工(場所打コンクリート・海岸コンクリートブロック)	………… 3-111	………… 5-20	5-21
212	セルラー工(セルラー工製作)	………… 3-111	………… 5-20	5-21
213	セルラー工(セルラー工据付)	………… 3-111	………… 5-20	5-21
消波工				
214	消波ブロック工	………… 3-112	………… 5-20	5-21
海域堤本体工				
215	海岸コンクリートブロック工	………… 3-112	………… 5-20	5-21
④ 砂防ダム				
コンクリートダム工				
216	コンクリート堰堤本体工	………… 3-113	………… 5-20	5-21
217	水叩工	………… 3-113	………… 5-20	5-21
工場製作工				
218	鋼製堰堤仮設材製作工	………… 3-113	………… 5-20	5-21
鋼製ダム工				
219	鋼製堰堤本体工(不透過型)	………… 3-114	………… 5-21	5-22
220	鋼製堰堤本体工(透過型) 鋼製堰堤製作工(仮組立時)	………… 3-115	………… 5-21	5-22
側壁工				
221	鋼製側壁工	………… 3-117	………… 5-21	5-22
222	コンクリート側壁工	………… 3-117	………… 5-21	5-22
⑤ 地すべり防止				
地下水排除工				
223	集排水ボーリング工	………… 3-118	………… 5-21	5-22
224	集水井工	………… 3-118	………… 5-21	5-22
抑止杭・アンカー工				
225	合成杭工	………… 3-119	………… 5-21	5-22
226	抑止アンカー工	………… 3-119	………… 5-21	5-22
ずい道工				
227	ずい道工	………… 3-119	………… 5-21	5-22
⑥ ダム				
ダムコンクリート工				
228	コンクリートダム工(本体)	………… 3-120	………… 5-21	5-22
229	コンクリートダム工(水叩)	………… 3-120	………… 5-21	5-22

			写真管理	
230	コンクリートダム工(副ダム)	………… 3-121	………… 5-21	5-22
231	コンクリートダム工(導流壁)	………… 3-121	………… 5-21	5-22
フィルダム盛立工				
232	コアの盛立	………… 3-122	………… 5-21	5-22
233	フィルターの盛立	………… 3-122	………… 5-21	5-22
234	ロックの盛立	………… 3-122	………… 5-21	5-22
フィルダム工				
235	フィルダム(洪水吐)	………… 3-123	………… 5-21	5-22
ボーリング工				
236	ボーリング工	………… 3-123	………… 5-21	5-22
⑦ ほ場整備				
整地工				
237	237 整地工(表土扱い)	………… 3-124	………… 5-22	5-23
238	整地工(基盤整地・表土整地)	………… 3-124	………… 5-22	5-23
239	畦畔工	………… 3-124	………… 5-22	5-23
240	田区進入路工	………… 3-124	………… 5-22	
241	床版進入路工	………… 3-125	………… 5-22	
耕作道路工				
242 240	道路工(砂利道)	………… 3-125	………… 5-22	5-23
暗渠排水				
243 241	吸水渠工	………… 3-125	………… 5-22	5-23
244 242	集水渠工(支線)・導水渠工(幹線)	………… 3-125	………… 5-22	5-23
農地造成工				
245 243	農用地造成工(テラス・階段畑)	………… 3-126	………… 5-22	5-23
246 244	農用地造成工(改良山成工)	………… 3-126	………… 5-22	5-23
247 245	農用地造成工(道路工・耕作道)	………… 3-126	………… 5-22	5-23
248 246	耕起工	………… 3-127	………… 5-22	5-23
249 247	土壤改良工材	………… 3-127	………… 5-22	5-23
250	碎土工	………… 3-127	………… 5-22	
⑧ 畑かん施設				
管布設工				
251 248	硬質ポリ塩化ビニル管工	………… 3-128	………… 5-22	5-23
252 249	強化プラスチック複合管工・ダクタイル鋳鉄管	………… 3-128	………… 5-22	5-23
管基礎工				
253 250	砂基礎工	………… 3-129	………… 5-22	5-23
畑かん施設工				
254 251	散水器具工	………… 3-129	………… 5-22	5-23
⑨ ため池				
堤体工				
255 252	堤体盛土	………… 3-130	………… 5-22	5-23
256	鋼土、鞘土	………… 3-130	………… 5-22	
洪水吐工				
253	本體工	………… 3-130		
樋管工底樋・斜樋				
257 254	本體工 本體工及び付帯構造物(土砂吐ゲート等)	………… 3-131	………… 5-22	5-23
258	グラウト工	………… 3-131	………… 5-22	

⑩ 治山

写真管理

護岸流路

259 255 木製護岸工	 3-132	 5-22	5-23
260 256 木製流路工	 3-132	 5-22	5-23

山腹工

261 257 柵工	 3-132	 5-22	5-23
262 258 張芝水路工	 3-132	 5-22	5-23
263 259 積苗工	 3-133	 5-22	5-23
264 260 筋工	 3-133	 5-23	5-24
265 261 伏工・実播工	 3-133	 5-23	5-24
266 262 土墨工	 3-133	 5-23	5-24

山腹工

267 263 法切工	 3-133	 5-23	5-24
------------------------	-------------	-----------------------	------

森林整備

268 264 本数調整伐工	 3-134	 5-23	5-24
269 265 枝落し工	 3-134	 5-23	5-24
270 266 地拵え工	 3-134	 5-23	5-24
271 267 植栽工	 3-134	 5-23	5-24
272 268 雪起し工	 3-134	 5-23	5-24
273 269 追肥工	 3-134	 5-23	5-24
274 270 作業歩道工	 3-134	 5-23	5-24

⑪ 港湾・漁港

浚渫・床堀工

275 271 浚渫工	 3-135	 5-23	5-24
276 272 床堀工	 3-135	 5-23	5-24

地盤改良

277 273 置換工	 3-135	 5-23	5-24
278 274 敷砂工・砕石マット工	 3-136	 5-23	5-24
279 275 サンドドレーン工・砕石ドレーン工	 3-136	 5-23	5-24
280 276 ペーパードレーン工	 3-137	 5-23	5-24
281 277 載荷工	 3-137	 5-23	5-24
282 278 サンドコンパクションパイル工	 3-137	 5-23	5-24
283 279 ロッドコンパクション工	 3-138	 5-23	5-24
284 280 深層混合処理工	 3-138	 5-23	5-24

マット工

285 281 アスファルトマット	 3-139	 5-24	5-25
286 282 繊維系マット・ゴムマット	 3-139	 5-24	5-25
287 283 合成樹脂系マット	 3-139	 5-24	5-25
288 284 アスファルトマット使用・アスファルトマット以外等	 3-139	 5-24	5-25

捨石・均し

289 285 基礎工	 3-140	 5-24	5-25
290 286 被覆石工及び根固石工	 3-141	 5-24	5-25
291 287 裏込工	 3-142	 5-24	5-25

杭及び矢板

292 288 鋼杭工	 3-143	 5-24	5-25
------------------------	-------------	-----------------------	------

				写真管理
	293 289	コンクリート杭工	 3-143	 5-24 5-25
	294 290	鋼矢板及び鋼管矢板工(鋼矢板)	 3-143	 5-24 5-25
	295	鋼矢板及び鋼管矢板工(鋼矢板)	 3-144	 5-24
	296 291	鋼矢板及び鋼管矢板工(鋼管矢板)	 3-144	
	297 292	コンクリート矢板工	 3-145	 5-24 5-25
控工				
	298 293	腹起し	 3-145	 5-24 5-25
	299 294	タイロッド取付	 3-146	 5-24 5-25
	300 295	タイワイヤー取付	 3-146	 5-24 5-25
ケーソン				
	301 296	ケーソン製作工	 3-147	 5-24 5-25
	302 297	ケーソン据付工	 3-147	 5-24 5-25
ブロック工				
	303 298	ブロック製作(L型ブロック)・ ▲ (セルラーブロック)等 (直立消波ブロック)(ブロック(方塊))(船揚場の張りブロック)	 3-148	 5-24 5-25
	304 299	ブロック据付(L型ブロック)・ ▲ (セルラーブロック)等 (直立消波ブロック)(ブロック(方塊))(船揚場の張りブロック)	 3-148	 5-24 5-25
	305 300	異形ブロック製作	 3-149	 5-24 5-25
	306 301	異形ブロック据付	 3-149	 5-24 5-25
中詰				
	307 302	中詰工	 3-149	 5-24 5-25
	308 303	蓋コンクリート(プレキャスト・現場打ち)	 3-149	 5-24 5-25
上部コンクリート工				
	309 304	上部コンクリート工(防波堤)	 3-150	 5-25 5-26
	309 305	上部コンクリート工(岸壁) 棧橋上部コンクリート	 3-150	 5-25 5-26
付属工				
	310 306	係船柱工	 3-151	 5-25 5-26
	311 307	防舷材工	 3-151	 5-25 5-26
	312 308	車止め・縁金物工	 3-151	 5-25 5-26
	313 309	防食工(電防陽極・被覆防食)	 3-152	 5-25 5-26
溶接及び ▲ 切断				
	314 310	現場鋼材溶接工(アーク溶接)	 3-152	 5-25 5-26
	315 311	現場鋼材溶接工(水中溶接)	 3-153	 5-25 5-26
	316 312	現場鋼材切断工(ガス切断)	 3-153	 5-25 5-26
	317 313	現場鋼材切断工(水中切断)	 3-153	 5-25 5-26
船揚場工				
	318	基礎栗石工	 3-153	 5-25
	319	船揚場滑り材取付工	 3-153	 5-25
⑫ 漁場				
漁礁工				
	320 314	単体魚礁ブロック製作	 3-154	 5-25 5-26
	321 315	魚礁ブロック沈設	 3-154	 5-25 5-26
	322 316	コンクリート部材組立	 3-154	 5-25 5-26
	323 317	化学系部材組立	 3-155	 5-25 5-26
	324 318	鋼製部材組立	 3-155	 5-25 5-26
	325 319	重錘コンクリート製作	 3-155	 5-25 5-26
別表ア		管水路(ダクタイル鋳鉄管)ジョイント間隔規格値	 3-156	
別表イ		管水路(強化プラスチック複合管)ジョイント間隔規格値	 3-157	
		多自然型川づくり施工管理基準(案)	 3-158	

第4編 品質管理

1. コンクリート二次製品

工場	無筋コンクリート管及び鉄筋コンクリート管	4-1		
	遠心力鉄筋コンクリート管(ヒューム管)	4-1		
	遠心力鉄筋コンクリート杭	4-1		
	プレテンション方式遠心力高強度プレストレストコンクリート杭(PHC杭)	4-1		
	コンクリート矢板	4-1		
	鉄筋コンクリートフリューム及び鉄筋コンクリートベンチフリューム	4-1		
	鉄筋コンクリート組立土止め	4-1		
	鉄筋コンクリートU形 (U字溝)	4-1		
	道路用鉄筋コンクリート側溝	4-1		
	舗装用コンクリート平板	4-1		
	コンクリート境界ブロック(地先境界及び歩車道境界)	4-1		
	コンクリートL形及び鉄筋コンクリートL形	4-2		
	組合せ暗渠ブロック	4-2		
	コンクリート積みブロック	4-2		
	建築用コンクリートブロック	4-2		
	現場	4-2	5-26	5-27
	製品の外観検査	4-2		

2. 鋼材関係

工場	鋼管杭	4-2		
	H形鋼杭	4-2		
	熱間圧延鋼矢板	4-2		
	一般構造用圧延鋼材	4-2		
	再生鋼材	4-2		
	鉄筋コンクリート用棒鋼	4-2		
現場		4-2	5-26	5-27

3. その他の製品

工場	ダクタイル鋳鉄管	4-3		
	ダクタイル鋳鉄異形管	4-3		
	ダクタイル鋳鉄直管	4-3		
	ダクタイル鋳鉄異形管	4-3		
	ダクタイル鋳鉄異形管継手 (農業用水用)	4-3		
	硬質塩化ビニル管	4-3		
	水道用硬質塩化ビニル管	4-3		
	強化プラスチック複合管	4-3		
現場		4-3	5-26	5-27

4. コンクリート

材料	アルカリシリカ反応抑制対策	4-4		
	コンシステンシーVC試験	4-4		
	マーシャル突き固め試験	4-4		
	ランマー突き固め試験	4-4		
	含水比試験	4-4		
	コンクリートの曲げ強度試験	4-4		
その他	骨材のふるい分け試験	4-4		
	骨材の密度及び吸水率試験	4-5		

4. コンクリート

写真管理

材料	粗骨材のすりへり試験	4-5		
	骨材の微粒分量試験	4-5		
	砂の有機不純物試験	4-6		
	モルタル圧縮強度による砂の試験	4-6		
	骨材中の粘土塊量試験	4-6		
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	4-6		
	セメントの物理試験	4-6		
	セメントの化学分析	4-7		
	セメントの水和熱測定	4-7		
	セメントの蛍光X線分析方法	4-7		
	練混ぜ水の水質試験	4-7		
プラント	計量設備の計量精度	4-7		
	ミキサの練り混ぜ性能試験	4-8		
	細骨材の表面水率試験	4-8		
	粗骨材の表面水率試験	4-8		
	骨材の単位容積質量試験	4-8		
施工	塩化物総量規制	4-9	5-26	5-27
	単位水量測定	4-10		
	スランブ試験	4-10	5-26	5-27
	コンクリートの圧縮強度試験	4-11	5-26	5-27
	空気量測定	4-11	5-26	5-27
	マーシャル突き固め試験	4-12	5-26	5-27
	ランマー突き固め試験	4-12	5-26	5-27
	コンクリートの曲げ強度試験	4-12	5-26	5-27
	温度測定	4-12	5-26	5-27
	現場密度の測定	4-12	5-26	5-27
	コアによる密度試験	4-12	5-26	5-27
	コンシステンシーVC試験	4-12	5-26	5-27
	コンクリートの曲げ強度試験	4-13	5-26	5-27
	コアによる強度試験	4-13	5-26	5-27
	コンクリートの洗い分析試験	4-13	5-26	5-27
施工後試験	ひび割れ調査	4-13	5-27	5-28
	テストハンマーによる強度推定調査	4-14	5-27	5-28
	コアによる強度試験	4-14	5-27	5-28
	配筋状況及びかぶり	4-14		
	強度測定	4-14		

5. 土工

材料	土の締固め試験	4-15		
	CBR試験（路床）	4-15		
	土の粒度試験	4-15		
	土粒子の密度試験	4-15		
	土の含水比試験	4-15		
	土の液性限界・塑性限界試験	4-15		

5. 土工				写真管理
材料	土の一軸圧縮試験	…………	4-15	
	土の三軸圧縮試験	…………	4-15	
	土の圧密試験	…………	4-16	
	土のせん断試験	…………	4-16	
	土の透水試験	…………	4-16	
施工	現場密度の測定【河川土工】	…………	4-16	………… 5-27 5-28
	現場密度の測定【海岸土工】【砂防土工】	…………	4-17	………… 5-27 5-28
	現場密度の測定【道路土工】	…………	4-18	………… 5-27 5-28
	プルフローリング	…………	4-19	………… 5-27 5-28
	土の含水比試験	…………	4-19	………… 5-27 5-28
	コーン指数の測定	…………	4-19	………… 5-27 5-28
	平板載荷試験	…………	4-19	………… 5-27 5-28
	現場CBR試験	…………	4-19	………… 5-27 5-28
	含水比試験	…………	4-20	………… 5-27 5-28
	たわみ量	…………	4-20	………… 5-27 5-28
6. 既成製杭工				
材料	外観検査(鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)、コンクリート杭、H鋼杭)	…………	4-21	
施工	外観検査(鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む))	…………	4-21	………… 5-27 5-28
	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭・H鋼杭 の浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	…………	4-21	………… 5-27 5-28
	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)の放射線透過試験	…………	4-22	………… 5-27 5-28
	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)の現場溶接超音波試験	…………	4-22	………… 5-27 5-28
	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭(根固め)水セメント比試験	…………	4-22	………… 5-27 5-28
	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験	…………	4-22	………… 5-27 5-28
7. 基礎工				
施工	支持層の確認	…………	4-23	
8. 場所杭工				
施工	孔底沈殿物の管理	…………	4-23	
9. 既製杭工(中掘り杭工コンクリート打設方式)				
施工	孔底処理	…………	4-23	
10. 吹付工				
材料	アルカリシリカ反応抑制対策	…………	4-24	
	骨材のふるい分け試験	…………	4-24	
	骨材の密度及び吸水率試験	…………	4-24	
	骨材の微粒分量試験	…………	4-24	
	砂の有機不純物試験	…………	4-25	
	モルタルの圧縮強度による砂の試験	…………	4-25	
	骨材中の粘土塊量の試験	…………	4-25	
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	…………	4-25	
	セメントの物理試験	…………	4-25	
	ポルトランドセメントの化学分析	…………	4-25	
	練り混ぜ水の水質試験	…………	4-26	
プラント	細骨材の表面水率試験	…………	4-26	
	粗骨材の表面水率試験	…………	4-26	
	計量設備の計量精度	…………	4-26	

	ミキサの練り混ぜ性能試験	………… 4-27		写真管理	
施工	コンクリートの圧縮強度試験	………… 4-28	…………	5-27	5-28
	塩化物総量規制	………… 4-28	…………	5-27	5-28
	スランブ試験(モルタルを除く)	………… 4-29	…………	5-27	5-28
	空気量測定	………… 4-29	…………	5-27	5-28
	コアによる強度試験	………… 4-29	…………	5-27	5-28
	ロックボルトの引抜き試験	………… 4-29	…………	5-27	5-28
11. 補強土壁工					
材料	土の締固め試験	………… 4-30			
	外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	………… 4-30			
	コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	………… 4-30			
	土の粒度試験	………… 4-30			
施工	現場密度の測定	………… 4-30	…………	5-27	5-28
12. 路床工 Fe石灰処理工					
材料	CBR試験(配合試験)	………… 4-32			
施工	CBR試験(管理試験)	………… 4-32			
	現場密度の測定	………… 4-32	…………	5-27	5-28
13. セメント安定処理路盤					
材料	一軸圧縮試験	………… 4-33			
	骨材の修正CBR試験	………… 4-33			
	土の液性限界・塑性限界試験	………… 4-33			
施工	粒度(2.36mmフルイ)	………… 4-33	…………	5-27	5-28
	粒度(75 μ mフルイ)	………… 4-33	…………	5-27	5-28
	現場密度の測定	………… 4-33	…………	5-27	5-28
	含水比試験	………… 4-33	…………	5-27	5-28
	セメント量試験	………… 4-33	…………	5-27	5-28
14. 路床安定処理工					
材料	土の締固め試験	………… 4-34			
	CBR試験	………… 4-34			
施工	現場密度の測定	………… 4-34	…………	5-27	5-28
	プルフローリング	………… 4-35	…………	5-27	5-28
	平板載荷試験	………… 4-35	…………	5-27	5-28
	現場CBR試験	………… 4-35	…………	5-27	5-28
	含水比試験	………… 4-35	…………	5-28	5-29
	たわみ量	………… 4-35	…………	5-28	5-29
15. 表層安定処理工					
材料	土の一軸圧縮試験	………… 4-35			
施工	現場密度の測定	………… 4-35	…………	5-28	5-29
	プルフローリング	………… 4-36	…………	5-28	5-29
	平板載荷試験	………… 4-36	…………	5-28	5-29
	現場CBR試験	………… 4-36	…………	5-28	5-29
	含水比試験	………… 4-36	…………	5-28	5-29
	たわみ量	………… 4-36	…………	5-28	5-29
16. 固結工					
施工	土の一軸圧縮試験	………… 4-37			
	ゲルタイム試験	………… 4-37			

	改良体全長の連続性確認	………… 4-37		写真管理
	土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	………… 4-37	………… 5-28	5-29
17. 中層混合処理				
材料	土の含水比試験	………… 4-38		
	土の湿潤密度試験	………… 4-38		
	テーブルフロー試験	………… 4-38	………… 5-28	5-29
	土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	………… 4-38	………… 5-28	5-29
	土粒子の密度試験	………… 4-38		
	土の粒度試験	………… 4-38		
	土の液性限界・塑性限界試験	………… 4-38		
	土の一軸圧縮試験	………… 4-38		
	土の圧密試験	………… 4-38		
	土懸濁液のpH試験	………… 4-38		
施工	土の強熱減量試験	………… 4-38		
	深度方向の品質確認(均質性)	………… 4-38		
	土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	………… 4-38		
18. 下層路盤工				
材料	修正CBR試験	………… 4-39		
	骨材のふるい分け試験	………… 4-39		
	土の液性限界・塑性限界試験	………… 4-39		
	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	………… 4-39		
	道路用スラグの呈色判定試験	………… 4-39		
	粗骨材のすりへり試験	………… 4-39		
施工	現場密度の測定	………… 4-39	………… 5-28	5-29
	プルフローリング	………… 4-40	………… 5-28	5-29
	平板載荷試験	………… 4-40	………… 5-28	5-29
	骨材のふるい分け試験	………… 4-40	………… 5-28	5-29
	土の液性限界・塑性限界試験	………… 4-40	………… 5-28	5-29
	含水比試験	………… 4-40	………… 5-28	5-29
19. 上層路盤工				
材料	修正CBR試験	………… 4-40		
	鉄鋼スラグの修正CBR試験	………… 4-40		
	骨材のふるい分け試験	………… 4-40		
	土の液性限界・塑性限界試験	………… 4-40		
	鉄鋼スラグの呈色判定試験	………… 4-40		
	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	………… 4-41		
	鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	………… 4-41		
	鉄鋼スラグの単位容積質量試験	………… 4-41		
	粗骨材のすりへり試験	………… 4-41		
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	………… 4-41		
施工	現場密度の測定	………… 4-41	………… 5-28	5-29
	粒度(2.36mmフルイ)	………… 4-41	………… 5-28	5-29
	粒度(75 μ mフルイ)	………… 4-41	………… 5-28	5-29
	平板載荷試験	………… 4-41	………… 5-28	5-29
	土の液性限界・塑性限界試験	………… 4-42	………… 5-28	5-29
	含水比試験	………… 4-42	………… 5-28	5-29

20. 上層路盤工 粒調Fe処理工		写真管理	
材料	CBR試験(配合試験)	4-42	
	骨材のふるい分け試験	4-42	
施工	CBR試験(管理試験)	4-42	
	現場密度の測定	4-42	5-28 5-29
21. アスファルト舗装			
材料	骨材のふるい分け試験	4-43	
	骨材の密度及び吸水率試験	4-43	
	骨材中の粘土塊量の試験	4-43	
	粗骨材の形状試験	4-43	
	フィラーの(舗装用石灰石粉)粒度試験	4-43	
	フィラーの(舗装用石灰石粉)水分試験	4-43	
	フィラーの塑性指数試験	4-43	
	フィラーのフロー試験	4-43	
	フィラーの水浸膨張試験	4-43	
	フィラーの剥離抵抗性試験	4-43	
	製鋼スラグの水浸膨張性試験	4-44	
	製鋼スラグの密度及び吸水率試験	4-44	
	粗骨材のすりへり試験	4-44	
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	4-44	
	針入度試験	4-44	
	軟化点試験	4-44	
	伸度試験	4-44	
	トルエン可溶分試験	4-44	
	引火点試験	4-45	
	蒸発後の針入度比試験	4-45	
	蒸発質量変化率試験	4-45	
	薄膜加熱試験	4-45	
	密度試験	4-45	
	高温粘度試験	4-45	
	60℃粘度試験	4-45	
	タフネス・テナシティ試験	4-45	
	プラント	粒度(2.36mmフルイ)	4-46
粒度(75 μ mフルイ)		4-46	5-28 5-29
アスファルト量抽出粒度分析試験		4-46	5-28 5-29
温度測定(アスファルト・骨材・混合物)		4-46	5-28 5-29
貫入試験40℃		4-46	5-28 5-29
リュエル流動性試験240℃		4-46	5-28 5-29

				写真管理
施工	水浸ホイールトラッキング試験	4-46	5-28	5-29
	ホイールトラッキング試験	4-46	5-28	5-29
	曲げ試験	4-46	5-28	5-29
	ラベリング試験	4-46	5-28	5-29
	カンタプロ試験	4-46		
	現場密度の測定	4-47	5-29	5-30
	アスファルト量抽出粒度分析試験	4-47		
	温度測定(初期転圧前)	4-47	5-29	5-30
	外観検査(混合物)	4-47	5-29	5-30
	すべり抵抗試験	4-47	5-29	5-30
	現場透水試験	4-47	5-29	5-30
22. 路上再生路盤工				
材料	修正CBR試験	4-48	5-29	5-30
	土の粒度試験	4-48	5-29	5-30
	土の含水比試験	4-48	5-29	5-30
	土の液性限界・塑性限界試験	4-48	5-29	5-30
	セメントの物理試験	4-48		
	ポルトランドセメントの化学分析	4-48		
施工	現場密度の測定	4-48	5-29	5-30
	土の一軸圧縮試験	4-48	5-29	5-30
	CAEの一軸圧縮試験	4-48	5-29	5-30
	含水比試験	4-48	5-29	5-30
23. 路上表層再生工				
材料	旧アスファルト針入度	4-49	5-29	5-30
	旧アスファルトの軟化点	4-49	5-29	5-30
	既設表層混合物の密度試験	4-49		
	既設表層混合物の最大比重試験	4-49		
	既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	4-49		
	既設表層混合物のふるい分け試験	4-49		
施工	新規アスファルト混合物	4-49		
	現場密度の測定	4-49	5-29	5-30
	アスファルト量抽出粒度分析試験	4-49	5-29	5-30
	温度測定	4-50	5-29	5-30
	かきほぐし深さ	4-50	5-29	5-30
	粒度(2.36mmフルイ)	4-50	5-29	5-30
	粒度(75 μ mフルイ)	4-50	5-29	5-30
24. プラント再生舗装工				
材料	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	4-50		
	再生骨材旧アスファルト含有量	4-50		
	再生骨材旧アスファルト針入度	4-50		
	再生骨材アスファルトコンクリート再生骨材圧裂係数	4-50		
	再生骨材洗い試験で失われる量	4-50		
	再生アスファルト混合物	4-50		

			写真管理	
プラント	粒度(2.36mmフルイ)	………… 4-50	………… 5-29	5-30
	粒度(75 μ mフルイ)	………… 4-50	………… 5-29	5-30
	再生アスファルト量	………… 4-51	………… 5-29	5-30
	水浸ホイールトラッキング試験	………… 4-51		
	ホイールトラッキング試験	………… 4-51		
	ラベリング試験	………… 4-51		
施工	外観検査(混合物)	………… 4-51	………… 5-29	5-30
	温度測定(初期締固め前)	………… 4-51	………… 5-29	5-30
	現場密度の測定	………… 4-51	………… 5-29	5-30
	再生アスファルト量	………… 4-51		
25. ガス圧接				
施工前	外観検査	………… 4-52		
施工後	外観検査	………… 4-53	………… 5-29	5-30
	超音波探傷検査	………… 4-54	………… 5-29	5-30
26. 溶接工				
施工	引張試験:開先溶接(グループ溶接)	………… 4-54	………… 5-29	5-30
	型曲げ試験:開先溶接(グループ溶接)	………… 4-54	………… 5-29	5-30
	衝撃試験:開先溶接(グループ溶接)	………… 4-54	………… 5-29	5-30
	マクロ試験:開先溶接(グループ溶接)	………… 4-54	………… 5-29	5-30
	非破壊試験:開先溶接(グループ溶接)	………… 4-55	………… 5-30	5-31
	マクロ試験:すみ肉溶接	………… 4-55	………… 5-30	5-31
	引張試験:スタッド溶接	………… 4-56	………… 5-30	5-31
	曲げ試験:スタッド溶接	………… 4-56	………… 5-30	5-31
	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	………… 4-56	………… 5-30	5-31
	外観検査(割れ)	………… 4-57	………… 5-30	5-31
	外観形状検査(ビード表面のピット)	………… 4-57	………… 5-30	5-31
	外観検査(余盛高さ)	………… 4-57	………… 5-30	5-31
	外観検査(すみ肉溶接サイズ)	………… 4-57	………… 5-30	5-31
	外観検査(アンダーカット)	………… 4-58	………… 5-30	5-31
	外観検査(オーバーラップ)	………… 4-58	………… 5-30	5-31
	外観検査(ビード表面の凹凸)	………… 4-58	………… 5-30	5-31
	外観検査(アークスタッド)	………… 4-58	………… 5-30	5-31
	ハンマー打撃試験	………… 4-59	………… 5-30	5-31
27. ガス切断工				
施工	表面粗さ	………… 4-59	………… 5-30	5-31
	ノッチ 深さ	………… 4-59	………… 5-30	5-31
	スラグ	………… 4-59	………… 5-30	5-31
	上縁の溶け	………… 4-59	………… 5-30	5-31
	平面度	………… 4-59	………… 5-30	5-31
	ベベル精度	………… 4-59	………… 5-30	5-31
	真直度	………… 4-59	………… 5-30	5-31

28. ロックボルト(NATM)			写真管理	
材料	外観検査 (ロックボルト)	………… 4-60		
施工	モルタルの圧縮強度試験	………… 4-60	………… 5-30	5-31
	モルタルのフロー値試験	………… 4-60	………… 5-30	5-31
	ロックボルトの引抜き試験	………… 4-60	………… 5-30	5-31
29. 捨石工				
施工	岩石の見掛比重	………… 4-61	………… 5-30	5-31
	岩石の吸水率	………… 4-61	………… 5-30	5-31
	岩石の圧縮強さ	………… 4-61	………… 5-30	5-31
	岩石の形状	………… 4-61	………… 5-30	5-31
30. アンカー工				
施工	モルタルの圧縮強度試験	………… 4-62	………… 5-30	5-31
	モルタルのフロー値試験	………… 4-62	………… 5-30	5-31
	多サイクル確認試験	………… 4-62	………… 5-30	5-31
	1サイクル確認試験	………… 4-62	………… 5-30	5-31
	その他の確認試験	………… 4-62		
31. 鉄筋挿入工				
材料	品質検査	………… 4-62		
	定着材のフロー値試験	………… 4-62		
	外観検査	………… 4-62		
	圧縮強度試験	………… 4-62		
施工	引抜き試験(受入れ試験)	………… 4-63		
	引抜き試験(適合性試験)	………… 4-63		
32. 砂基礎工				
材料	突き固めによる土の締固め試験	………… 4-63		
	土粒子の密度試験	………… 4-63		
	土の粒度試験	………… 4-63		
施工	砂置換法による土の密度試験	………… 4-63	………… 5-30	5-31
33. ため池				
材料	締固め試験	………… 4-64		
	土粒子の密度試験	………… 4-64		
	含水比試験	………… 4-64		
	土の粒度試験	………… 4-64		
	土の三軸圧縮試験	………… 4-64		
施工	土の含水量試験	………… 4-64		
	現場密度の測定	………… 4-64	………… 5-30	5-31
	現場透水試験(遮水性ゾーンのみ)	………… 4-64	………… 5-30	5-31
34. 間伐材				
材料	末口径確認(原木丸太使用)	………… 4-65	………… 5-30	5-31
	曲がり(原木丸太使用)	………… 4-65	………… 5-30	5-31
	防腐処理	………… 4-65	………… 5-30	5-31

35. 港湾・漁港

1. コンクリート	4-66
1) レディミクストコンクリート(JIS工場製品)	4-67
2) コンクリート(ミキサー船)	4-68
3) 現場練りコンクリート(配合指定)	4-68
4) 現場練りコンクリート(品質指定)	4-71
2. アスファルトコンクリート	4-72
3. 鋼矢板	4-72
1) 鋼矢板(鋼矢板)(鋼管矢板)	4-72
2) 鋼杭(鋼管杭)(H形鋼杭)	4-72
H形鋼杭	4-73
3) 鋼板、形鋼等	4-73
4) 棒鋼(普通棒鋼)(異形棒鋼)	4-73
5) タイ材(タイロッド)(タイワイヤー)	4-74
6) 係船柱	4-75
7) 車止め(縁金物を含む)	4-75
8) 電気防食陽極	4-75
9) コンクリート杭	4-76
10) コンクリート矢板	4-76
4. 石材	4-76
1) 置換材(砂)(割石)	4-76
2) 敷砂材(砂)	4-77
3) 改良杭材(砂)(碎石)(ドレーン材)	4-77
4) 載荷材(砂)	4-77
5) 捨石材(基礎捨石)(被覆捨石及び根固石)	4-78
6) 裏込材(裏込石)	4-78
7) 中詰材(砂)(中詰石)	4-78
8) 裏埋材(土砂)(割石)	4-79
9) 盛土材(土砂)	4-79
10) 埋立材(土砂)	4-79
11) 路床材(土砂)	4-79
5. 防舷材	4-80
1) ゴム防舷材	4-80
2) 取付金具	4-80
6. マット類	4-81
1) アスファルトマット	4-81
2) 繊維系マット	4-81
3) 合成樹脂系マット	4-81
4) ゴムマット	4-81
5) 摩擦増大用マット(アスファルトマットを使用する場合) 摩擦増大用マット(アスファルトマット以外を使用する場合)	4-81

36. 漁場

1) レディミクストコンクリート	4-82
2) コンクリートミキサー船	4-82
3) 現場練りコンクリート	4-82
4) 鋼板、形鋼等	4-82
5) 棒鋼(普通・異形棒鋼)	4-82
6) コンクリート組立部材	4-82
7) 化学系組立部材	4-83
8) 鋼製組立部材	4-83

(参考資料)

37. 管布設工	4-84
(参考資料) ロックボルトの引抜試験	4-88
鋼橋用鋼板(厚鋼板)の立会	4-90
県産木材(木杭等)の調達及び確認の手順	4-91
合法木材の調達及び確認の手順	4-94
38. グランドアンカー工の施工管理について	4-95

第5編 写真管理

写真管理基準	5-1
施工管理写真管理	5-4

第6編 出来高管理

出来高管理基準	6-1
作成例	6-2

第7編 施工計画様式、記載例

工事数量内訳表	7-1
現場組織表	7-2
施工体制台帳	7-3 第8編へ移行
工事作業所災害防止協議会兼施工体系図(樹状図形式)	7-7 第8編へ移行
施工体系図(表形式)	7-8 第8編へ移行
安全衛生管理組織表	7-9 7-3
指定機械、主要船舶・機械一覧表	7-10 7-4
工事資材使用届出書	7-11 7-5
使用する建設資材の選定フロー	7-12 7-6
仮設材一覧表	7-13 7-7
段階確認・立会計画表	7-14 7-8
出来形管理計画(実績)表	7-15 7-9
撮影記録による出来形管理計画表	7-16 7-10
品質管理計画(実績)表	7-17 7-11
緊急時の連絡体制	7-18 7-12
火薬庫、火薬取扱所及び火工所等の設備表	7-19 7-13
火薬類取扱保安管理組織表	7-20 7-14

第8編 その他提出様式

品質証明員通知書	8-1
工事打合簿	8-2
材料確認書	8-3
工事履行報告書	8-4
支給品受領書	8-5
支給品精算書	8-6
現場発生品調書	8-7
品質証明書	8-8
創意工夫・社会性等に関する実施状況	8-9
工事資材使用届出書	8-11
技術者等名簿届出書	8-12
作業員名簿	8-13
県内優先不実施の理由書(下請業者)	8-14 8-13
県内優先不実施の理由書(資材)	8-15 8-14
県内優先不実施の理由書(技術者等)	8-16 8-15
施工体制台帳	8-16 第7編から移行
工事作業所災害防止協議会兼施工体系図(樹状図形式)	8-20 第7編から移行

施工体系図(表形式)	8-21	第7編から移行
作業員名簿	8-22	

第9編 管理様式

出来形管理計画(実績)表	9-1
出来形管理図表(記載例)	9-2
出来形管理図表	9-3
出来形合否判定総括表(記載例)	9-4
出来形合否判定総括表	9-5
品質管理計画(実績)表	9-6
品質管理図表(記載例)	9-7
品質管理図表	9-8

第10編 契約関係様式

建設工事請負契約書	10-1
請書(工事)	10-2
建設工事変更請負契約書	10-3
建設業退職金共済制度の掛金収納書	10-4
入札書	10-5
請負代金内訳書	10-7
工事費内訳明細書(建築工事)	10-8
見積書(工事)	10-10
委任状	10-11
技術者配置予定事前届出書	10-12
入札辞退届	10-13
現場代理人等通知書	10-14
経歴書	10-15
現場代理人等変更通知書	10-16
着工届	10-17
工程表	10-18
変更工程表	10-19
工期延期届	10-20
一部下請負申請書	10-21
承諾書	10-22
工事関係業者一覧表	10-23
指定部分完成通知書	10-24
指定部分引渡書	10-25
請負工事既済部分検査請求書	10-26
完成通知書	10-27
引渡書	10-28
修補完了届	10-29
部分使用承諾書	10-30
請求書	10-31
請求内訳書	10-32
認定請求書	10-33
認定調書	10-34
分別解体等の方法(別紙1)	10-35
分別解体等の方法(別紙2)	10-36
分別解体等の方法(別紙3)	10-37

第 1 編 一 般 事 項

土木工事施工管理基準

1. 目 的

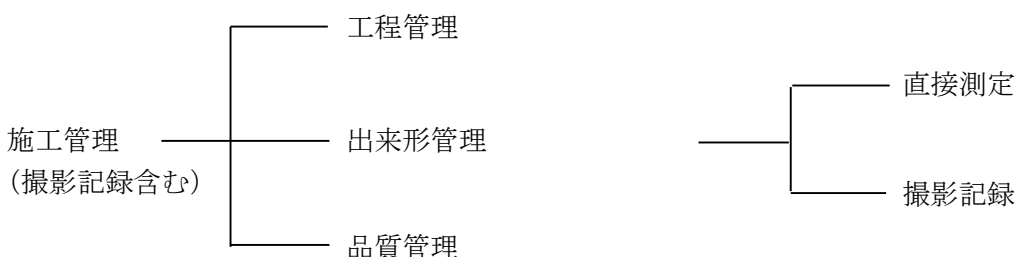
この土木工事施工管理基準(以下「管理基準」という。)は、佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部が発注する工事について、その施工にあたっての工事の工程管理、出来形管理及び品質管理の適正化を図るため、受注者が実施する施工管理の基準を定めたものである。

2. 適 用

この管理基準は、土木工事を請負により施工する場合に適用する。

3. 施工管理の基本構成

施工管理の基本構成は、次のとおりとする。



(1) 工程管理

受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式(ネットワーク(PERT)又はバーチャート方式など)により作成した実施工程表により行うものとする。

ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準(第3編)に定める測定項目及び測定基準により実施し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「○○につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準(第4編)に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全て実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

なお、「成績表等による確認」欄の◎印については、公的試験機関(原則、佐賀県の委託先である公益財団法人佐賀県建設技術支援機構)による成績表とし、○印については、民間機関での成績表としてもよい。

なお、☆印についてはアスファルト混合物事前審査制度に適用し、認定書による確認に代えることができる。

※公的試験機関とは、国、地方公共団体及び同関係財団法人の試験機関並びに共同試験場などをいう。

(4)骨材・土質関係試験書の有効期限

土質及び新材骨材関係試験書の有効期限は、公的機関試験書発行の日付より1年間とする。

再生骨材関係試験書の有効期限は、公的機関試験書発行の日付より半年間とする。

例) 新材骨材・・・C、M等 再生骨材・・・RC、RM等

(5) 撮影記録

上記(1)～(3)の管理を証明するため、写真管理基準(第5編)により撮影し記録しなければならない。
特に完成後、明視できない部分の重要な箇所については、綿密な撮影記録に努めなければならない。

4. 管理の実施

- (1) 受注者は、施工管理を行う施工管理責任者を定めなければならない。
なお、詳細については、第1編主任(監理)技術者等によるものとする。
- (2) 施工管理責任者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して実施し、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度、管理図表又は工程能力表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求(請求)があれば直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

5. 規 格 値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。

受注者は、実測(試験・検査・計測)値が規格値を外れた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、原因を究明し、改善策を講じて、監督員に協議し、その指示を受けること。

なお、規格値を外れた場合、構造及び機能に支障がないと判断される時は手直しの必要はないものとする。

6. そ の 他

- (1) 施工管理については、当図書の他、土木工事共通仕様書及び各種工事必携等により行うものとするが、特記仕様書又は工事打合簿等により監督員の指示がある場合には、これによるものとする。

~~(2) 情報化施工~~

~~土工の出来形管理については、「佐賀県ICT活用工事試行要領」により施工することができる。~~

~~ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編」に読み替えるものとし、「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領(河川土工編)」及び「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領(道路土工編)」は「TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)」に読み替えるものとする。~~

(32) 3次元データによる出来形管理

「佐賀県ICT活用工事試行要領」によるICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

佐賀県 工事関係書類一覧表

工事関係書類										備考	書類作成者		提出	提示	受注者書類作成の位置づけ				ASP 使用 (電子 提出 可)	県内 統一 様式	九州地方 整備局 〔工事関 係書類一 覧表〕と の対応
作成 時期	種別	No	書類名称	書類作成の根拠	様式	書類作成者		提出	監督員 担当課		発注 担当課	受注者 保管			その他 監督員 へ連絡						
						発 注 者	受 注 者														
契約関係書類	契約書	1	建設工事請負契約書	—	手引きP.10-1	落札決定後5日以内提出	○	○										地整1			
		2	共通仕様書	—	—		○										地整2				
	契約図書	3	特記仕様書	—	—		○											地整3			
		4	契約条注図面	—	—		○											地整4			
		5	質問回答書	—	—		○											地整6			
		6	工事数量総括表	—	—		○											地整7			
		7	現場代理人等通知書	工事請負契約約款第10条1項	手引きP.10-14				○	○		○						○	地整8		
		8	請負代金内訳書	工事請負契約約款第3条1項 共通仕様書第1章-第4節	手引きP.10-7				○	○		○注						○	地整9		
		9	工事工程表	工事請負契約約款第3条1項 共通仕様書第1章-第5節	手引きP.10-18～P.10-19					○	○		○					○	地整10		
		10	建退協樹金収納書(電子申請方式)	共通仕様書第1章-第52節-第63項	手引きP.10-4					○	○		○注					○	地整11		
契約関係書類	11	請求書(前払金)	工事請負契約約款第35条1項	手引きP.10-31				○	○								○	地整14			
	12	着工届	建設工事における裕期間制度実施要領	手引きP.10-17				○	○		○										
	13	一部下請申請書	工事請負契約約款第7条の2第1項 共通仕様書第1章-第54節-第1項	手引きP.10-21				○	○							○					
	14	県内優先不実施の理由書(下請業者)	共通仕様書第1章-第54節-第1項	手引きP.8-4413				○	○							○					
	15	一部下請承諾書	共通仕様書第1章-第54節-第1項	手引きP.10-22			○														
	16	技術者等名簿届出書	工事請負契約約款第7条の2第3項 共通仕様書第1章-第54節-第3項	手引きP.8-12				○	○							○					
	17	県内優先不実施の理由書(技術者等)	共通仕様書第1章-第54節-第3項	手引きP.8-4615				○	○							○					
	18	工事関係業者一覧表	業法施行令第1条の23	手引きP.10-23				○	○							○					
その他	19	品質証明員通知書	共通仕様書第1章-第25節-第5項	手引きP.8-1				○	○							○注		地整16			
	20	再生資源利用計画書 ー建設資材搬入工事用ー	共通仕様書第1章-第22節-第4項	ー				○	○							○注		地整17			
	21	再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー	共通仕様書第1章-第22節-第65項	ー				○	○							○注		地整18			
	22	建設リサイクル法に基づく通知書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条建設リサイクル法1条通知電子化試行要領	ー			○											建設リサイクル法11条通知電子化試行要領 (佐賀県ホームページ掲載)による。注			

佐賀県工事関係書類一覽表

作成 時期	種別	工事関係書類			備考	書類作成者		提出	受注者書類作成の位置づけ				ASP 使用 (電子 提出 可)	県内 統一 様式	九州地方 整備局 「工事関 係書類一 覧表」と の対応		
		書類名称	書類作成の根拠	様式		提出	受注者 発注者		受注者 保管	監督員 担当課	監督員 へ連絡	監督員 へ連絡				その他	
工事着手前	1 施工計画	① 施工計画	23 施工計画書	共通仕様書第1章-第6節-第1項	手引きP.7-1～P.7-2014	重要な変更が生じた場合(工機や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事着手前に、変更施工計画書を提出する。	○	○							地整19		
			24 技術提案計画書	佐賀県建設工事総合評価落札方式事務処理の手引き	—	注 技術提案がある場合	○	○注									
			25 照査確認資料 (契約書18条関連に該当する事実があった場合)	共通仕様書第1章-第3節-第2項	—	注 契約書第18条に該当する事実がない場合はその旨を打合せ簿で報告。 受注者保管 注 変更がない旨は打合せ簿で報告。資料は提示	○	○注								地整21	
			26 照査確認資料 (契約書18条に該当する事実がない場合)	共通仕様書第1章-第3節-第2項	—	注 契約書第18条に該当する事実がない場合はその旨を打合せ簿で報告。資料は提示	○	○注									
			27 26 工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書第1章-第48節-第1項	—	注 設計図書との差異がない場合は、受注者保管。	○	○注									地整22
			28 27 工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)	共通仕様書第1章-第48節-第1項	—	注 設計図書との差異がない場合は、受注者保管。	○	○注									地整23
			29 工事測量結果(設計図書と一致)	共通仕様書第1章-第13節-第1項	手引きP.7-3～P.7-6 手引きP.8-16～P.8-19 手引きP.8-20～P.8-21	現場に掲載	○	○									地整24
			30 28 施工体制台帳	共通仕様書第1章-第35節-第3項	手引きP.8-2		○	○									地整25
			31 29 施工体系図	共通仕様書第1章-第13節-第2項	手引きP.8-2		○	○									地整26
			32 30 作業員名簿	共通仕様書第1章-第35節-第3項	手引きP.8-2		○	○									地整27
工事書類	2 施工体制	③ 施工管理	33 31 工事打合せ簿(指示)	共通仕様書第1章-第2節-第14項	手引きP.8-2		○								地整28		
			34 32 工事打合せ簿(協議)	共通仕様書第1章-第2節-第16項	手引きP.8-2		○								地整28		
			35 33 工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書第1章-第2節-第15項	手引きP.8-2		○								地整29		
			36 34 工事打合せ簿(提出)	共通仕様書第1章-第2節-第17項	手引きP.8-2		○								地整30		
			37 35 工事打合せ簿(報告)	共通仕様書第1章-第2節-第19項	手引きP.8-2		○								地整31		
			38 36 工事打合せ簿(通知)	共通仕様書第1章-第2節-第20項	手引きP.8-2		○								地整32		
			39 37 関係機関協議資料(許可、承認後の資料)	共通仕様書第1章-第46節-第3項	—	注 監督員から提出の請求があった場合は提出する。 打合せ簿で提出した場合は電子納品の対象	○	○注								地整33	
			38 近隣協議資料	共通仕様書第1章-第46節	—	注 監督員から提出の請求があった場合は提出する。 打合せ簿で提出した場合は電子納品の対象	○	○注								地整34	
			40 39 材料確認書	共通仕様書第2章-第2節-第1項	手引きP.8-3	注 設計図書に定めがある場合提出 品質を証明する資料を添付し、材料納入前に提出	○	○注								地整35	
			41 40 工事資材使用届出書	工事請負契約第7条の2第2項 共通仕様書第1章-第53節-第2項	手引きP.8-11	品質を証明する資料を添付し、材料納入前に提出	○	○									
施工中	3 施工状況	④ 安全管理	42 41 県内優先不実施の理由書(資材)	共通仕様書第1章-第54節-第2項	手引きP.8-1514		○	○								地整37	
			43 42 段階確認書	共通仕様書第1章-第23節-第6項(3)	—		○	○									地整37
			44 43 休日・夜間作業届(現道上の工事)	共通仕様書第1章-第47節-第2項	—	注「現道上の工事」以外については連絡のみ	○	○注								地整39	
			45 44 安全教育訓練実施報告書資料	共通仕様書第1章-第36節-第13項	—	注 請求がある場合提示	○	○								地整40	
			46 45 工事事故報告書	共通仕様書第1章-第40節	—		○	○								地整42	
			47 46 架空線等事故防止対策	共通仕様書第1章-第3756節-第6項	—		○	○									地整42
			48 47 工事履行報告書(他工事との工程調整または社会的影響が大きい工事)	工事請負契約第11条 共通仕様書第1章-第33節	手引きP.8-4	注 監督員の指示により提出 週休2日(第増補所又は交替制)を実施する場合	○	○注									地整43
			49 週休二日の対応	共通仕様書第1章-第34節	—		○	○									地整43

佐賀県 工事関係書類一覧表

工事関係書類										受注者書類作成の位置づけ										ASP (電子 提出 可)	県内 統一 様式	九州地方 整備局 工事関係 書類一 覧表と の対応
作成 時期	種別	No	書類名称	書類作成の根拠	様式	備考	書類作成者		提出	提示	その他		監督員 担当課	監督員 へ連絡	監督員 へ納品							
							発注者	受注者			提出	監督員 担当課							発注者 保管	監督員 へ連絡		
工事書類	3 施工状況	④ 出来形管理計画表	共通仕様書第1章-第30節-第8項	手引きP.9-1			○									○						
		出来形管理図表	共通仕様書第1章-第30節-第8項	手引きP.9-2～P.9-3				○									○					
		出来形合否判定総括表	共通仕様書第1章-第30節-第8項	手引きP.9-4～P.9-5				○									○					
		品質管理計画表	共通仕様書第1章-第30節-第8項	手引きP.9-6				○									○					
		品質管理図表	共通仕様書第1章-第30節-第8項	手引きP.9-7～P.9-8				○									○					
		品質管理	共通仕様書第2章-第2節-第1項	—			注：指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)	○						○注			○	地整44				
	契約関係書類	中間私金	認定請求書	工事請負契約約款第35条4項	手引きP.10-33			○											地整45			
			請求書(中間私金)	工事請負契約約款第35条3項	手引きP.10-31			○											地整46			
		完済部分検査	指定部分完成通知書	工事請負契約約款第39条1項	手引きP.10-24			○											地整47			
			指定部分引渡書	工事請負契約約款第39条1項	手引きP.10-25				○										地整48			
契約関係書類	既済部分検査	請求書(指定部分完済私金)	工事請負契約約款第39条2項	手引きP.10-31			○											地整49				
		請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約約款第39条2項	手引きP.10-26				○										地整51				
	修補	請求書(部分私金)	工事請負契約約款第38条5項	手引きP.10-31				○										地整53				
		手直し指示書	建設工事検査規程第8条 工事請負契約約款第32条1項	検査要領様式第1号	○																	
	部分使用	修補完了届	工事請負契約約款第32条6項	手引きP.10-29				○										地整54				
		部分使用承諾書	工事請負契約約款第34条1項	手引きP.10-30			注：部分使用がある場合 発注者から部分使用届への対応	○										地整55				
	工期延期	工期延期届	工事請負契約約款第18～24条	手引きP.10-20				○										地整56				
		支給品受領書	工事請負契約約款第15条3項	手引きP.8-5			注：工期延期が発生する場合 発注者からの工期延期請求	○										地整57				
	現場発生品	支給品精算書	共通仕様書第1章-第20節-第3項	手引きP.8-6			注：支給品を受領した場合	○											地整58			
		現場発生品調査	共通仕様書第1章-第21節	手引きP.8-7			注：支給品がある場合	○											地整61			
その他		産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書第1章-第22節-第2項	—		注：現場発生品がある場合	○											地整63				
		石綿使用の有無	共通仕様書第1章-第57節	—		産業廃棄物がある場合に監督員へ提示処理表に提示 注：建築物・工作物等の解体・改修工事を行う場合	○									○注						

佐賀県工事関係書類一覽表

工事関係書類										備考	書類作成者		提出	提示	受注者書類作成の位置づけ				ASP 使用 (電子 提出 可能)	県内 統一 様式	九州地方 整備局 「工事関 係書類一 覧表」と の対応
作成 時期	種別	No	書類名称	書類作成の根拠	様式	発注者	受注者	提出	発注 担当者		契約 担当者	発注者 保管			監督員 へ連絡	監督員 へ連絡	その他				
	契約関係書類	71	65	完成通知書	工事請負契約第32条1項 共通仕様書第1章-第26節-第1項	手引きP.10-27		○	○								地整65				
		72	66	引渡書	工事請負契約第32条4項	手引きP.10-28		○	○								地整66				
		73	67	請求書(完代金)	工事請負契約第33条1項	手引きP.10-31		○	○								地整67				
		74	67	出来形管理実績表	共通仕様書第1章-第30節-第8項	手引きP.9-1		○	○								地整68-1				
		75	69	出来形管理図表	共通仕様書第1章-第30節-第8項	手引きP.9-2～P.9-3		○	○								地整68-2				
		76	70	出来形合否判定総括表	共通仕様書第1章-第30節-第8項	手引きP.9-4～P.9-5		○	○								地整68-3				
		77	71	品質管理実績表	共通仕様書第1章-第30節-第8項	手引きP.9-6		○	○								地整69-1				
工事書類	78	72	品質管理図表	共通仕様書第1章-第30節-第8項	手引きP.9-7～P.9-8		○	○								地整69-2					
	79	73	品質証明書	共通仕様書第1章-第25節-第1項	手引きP.8-8		○	○			○注					地整70					
	80	74	工事写真	共通仕様書第1章-第30節-第8項	—		○	○								地整71					
	84	75	技術提案履行報告書	佐賀県建設工事総合評価落札方式 事務処理の手引き	—		○	○			○注										
	82	76	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況 (説明資料)	特記仕様書	手引きP.8-9～P.8-10		○	○			○注						地整73				
	83	77	出来高数量総括表	共通仕様書第1章-第24節-第1項	—		○	○			○										
	84	78	工事完成図	共通仕様書第1章-第24節-第2項	—		○	○			○						地整74				
工事完成図書	その他	85	79	再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工事用ー	共通仕様書第1章-第22節-第610項	—		○	○								地整76				
		86	80	再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー	共通仕様書第1章-第22節-第610項	—		○	○								地整77				
		81		掛金充当実績総括表	共通仕様書第1章-第52節-第6項	—		○	○								地整78				
工事後完了	その他	82		低入札価格調査 (開投工事費等詳細算定動向調査票)	共通仕様書第1章-第16節-第6項(3)	—	○	○								地整81					

監理技術者等

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者の設置を求めている。また、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号を適用する場合には、当該工事現場に監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の設置を求めている。

監理技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。）は、建設業法第 26 条（主任技術者及び監理技術者の設置等）及び工事請負契約約款第 10 条（現場代理人及び主任技術者等）に基づき、当該建設工事の現場に置かれていなければならない、現場に置かれる技術者は、建設業法第 7 条（主任技術者）~~又は~~、同法第 15 条（監理技術者）又は建設業法施行令第 29 条（監理技術者補佐）に掲げる者で、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する必要がある。

恒常的な雇用関係に関し、専任の主任（監理）技術者を必要とする元請け工事の監理技術者等については入札の申込があった日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることを必要とするが、例外として、合併、営業譲渡若しくは分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿謄本等により確認）があった場合には、変更前の建設業者と 3 ヶ月の雇用関係がある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。また、震災等の自然災害の発生又はその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

また、建設業法第 26 条第 3 項において、公共性のある工作物に関する重要な建設工事（工事 1 件の請負代金額が 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）以上のもの）については、主任（監理）技術者は、工事現場ごとに「専任の者」でなければならないと規定されている。なお、専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務のみに従事していることを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。したがって、専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等）とともに、その体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

現場代理人については、工事請負契約約款第 10 条（現場代理人及び主任技術者等）に基づき、当該工事現場に常駐しなければならないとされている。

工事現場におくべき主任（監理）技術者の資格は、下記のとおり規定されている。

建設業法に規定されている監理（主任）技術者資格

許可の種類	特 定 建 設 業		一般建設業
元請工事における 下 請 け 金 額 合 計	5,000 万円 ^(注 1) 以上	5,000 万円 ^(注 1) 未満	5,000 万円 ^(注 1) 以上は 契約できない。
工 事 現 場 に 置 く べ き 技 術 者	監理技術者 (監理技術者資格者証の交付 を受けたもの)	主任技術者	主任技術者
技術者の資格要件	1 級 国 家 資 格 者 ^(注 2) 国土交通大臣特別認定者 ^(注 3) 実 務 経 験 者 ^(注 4)	1 級 国 家 資 格 者 ^(注 2) 2 級 国 家 資 格 者 ^(注 2) 実 務 経 験 者	
技術者の専任	請負金額 4,500 万円 ^(注 5) 以上		

- 注1 建築一式工事においては、8,000 万円
- 注2 国家資格とは、国土交通省令等で定める技術検定等をいう
(1級は建設業法第15条第2項イに該当するもの。2級は同法第7条第2項ハに該当するもの。)
- 注3 一級国家資格と同等以上の能力を有していると国土交通大臣に認定された者
- 注4 実務経験者は、指定建設業(土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園各工事業の7業種)以外に係る建設工事の監理技術者に限られる。
- 注5 建築一式工事においては、9,000 万円

1 主任技術者

- 1-1 建設業の許可を受けている建設業者は、請け負った工事(許可を受けた業種)を施工する場合には、請負工事の金額の大小に関係なく、工事施工の技術上の管理をつかさどるものとして、必ず現場に「主任技術者」を置かなければならない。
- 1-2 ~~一般~~土木工事業に従事する主任技術者は、表-1のとおりとする。

表-1

主任技術者の資格等
次のイ又はロに掲げる者及び実務経験者 ^{注1} 又は国土交通大臣が実務経験者と同等以上の能力を有すると認めた特別認定者
イ 技術検定のうち建設機械施工管理又は土木施工管理に係る1級又は2級の第2次検定(土木施工管理に係る2級の第2次検定にあっては種別を「土木」とするものに限る。)に合格した者
ロ 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」又は「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者

- 注1 実務経験者とは、高等学校、専門学校又は中等教育学校の指定学科を卒業後5年以上、大学又は高等専門学校の指定学科を卒業後3年以上、若しくは専門学校の指定学科を卒業した後3年以上の実務経験を有する者で専門士又は高度専門士を称する者、あるいは学科修得に関係なく10年以上の実務経験年数を有した者であり、この実務経験とは以下のとおりである。
- イ 請負人の主任技術者等の資格で建設工事の施工を指揮・監督した経験
- ロ 建設機械の操作等によって実際に建設工事の施工に携わった経験
- ハ イ、ロの技術を修得するためにした見習い中の技術的経験
- ニ 建設工事の注文側において設計に従事した経験あるいは現場監督技術者としての経験
- 1-3 工事請負契約約款第10条に定める主任技術者を通知する場合には、土木施工管理技士及び建設機械施工技士にあっては「合格証明証」、技術士にあっては「登録証」、国土交通大臣特別認定者にあっては「認定書」の写しを添付するものとする。
- 1-4 主任技術者は建設工事の施工の技術上の管理(施工計画の作成、工程管理、品質管理、技術上の管理及び指導)を行う者であり、請負金額4,500万円未満の工事については、専任性は求められないが、4,500万円以上(建築一式工事にあっては、9,000万円以上)の重要な工事においては主任技術者を専任で配置しなければならない。
- ただし、主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事における配置技術者の兼務を認める特例(専任配置の特例)を適用する場合は兼任することができる。なお、適用にあたっては、最新の「監理技術者制度運用マニュアル 三 監理技術者等の工事現場における専任(2)主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例」を参照すること。

2 監理技術者

- 2-1 発注者から直接工事を請け負い、そのうち5,000万円以上(建築一式工事の場合は8,000万円以上)を下請契約して工事を施工する場合は、専任の主任技術者にかえて監理技術者資格者証の

交付を受けた「専任の監理技術者」を現場に置かなければならない。

- 2-2 監理技術者資格者証の交付を受けようとする者は、表-2の資格を有していなければならない、工事請負契約約款第10条に定める専任の監理技術者の通知にあたっては、「監理技術者資格者証」の写しとともに、建設業法第27条第5項の技術検定者にあつては「合格証明証」、国土交通大臣特別認定者にあつては「認定証」の写しを添付するものとする。

表-2

対象業種	監理技術者証交付の資格
全ての建設業	イ 1級国家資格者 ロ 国土交通大臣が1級資格と同等以上の能力を有すると認めた特別認定者（国土交通大臣特別認定者A）
指定建設業以外	ハ 主任技術者の資格要件を満たし、4,500万円以上の建設工事に関し元請として2年以上指導監督的な実務経験のある者 ニ 国土交通大臣が上記ハと同等以上の能力を有すると認めた特別認定者（国土交通大臣特別認定者B）

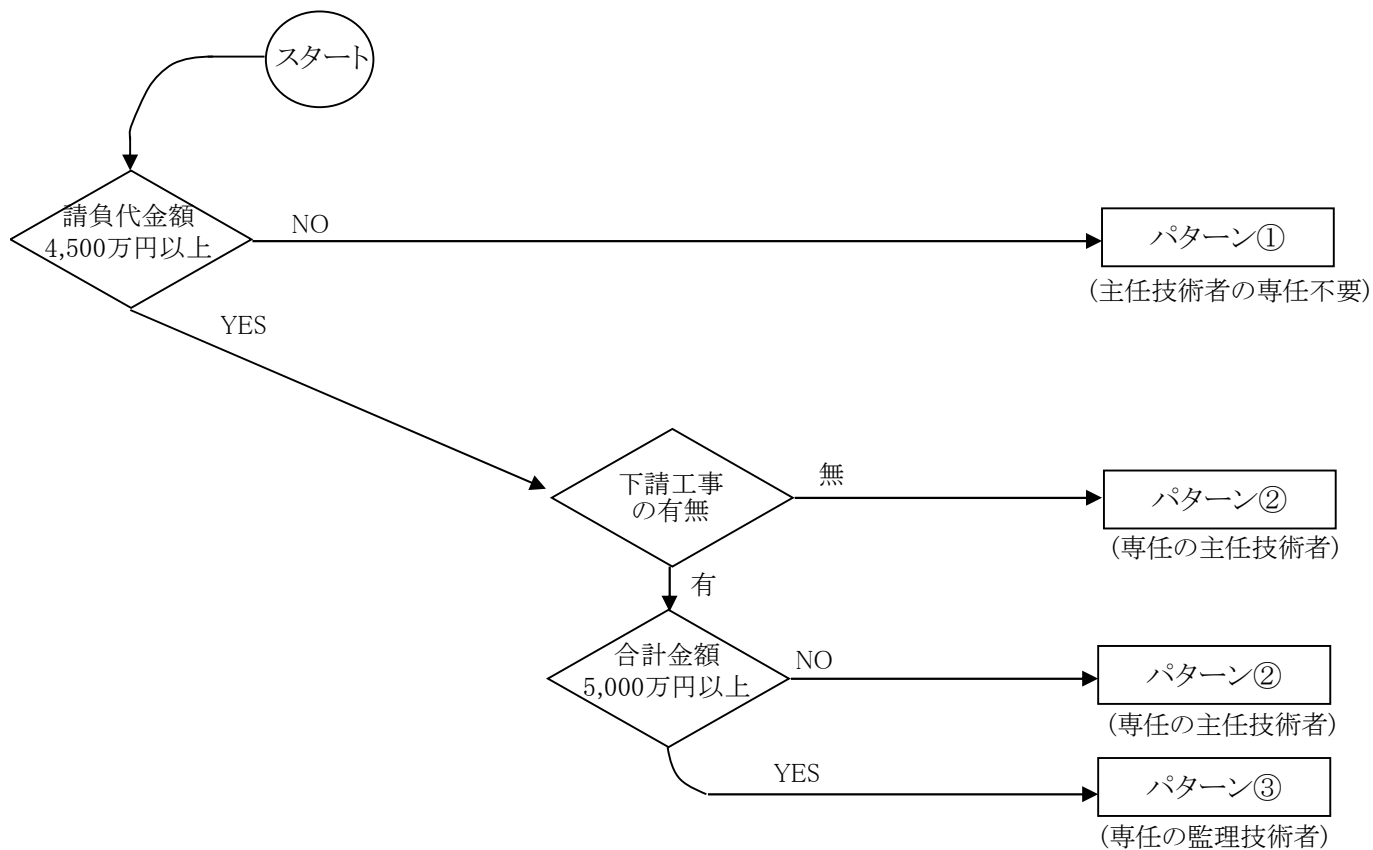
- 2-3 監理技術者は、主任技術者と同様に建設工事施工の技術上の管理を行うが、具体的には、工事の施工に関する総合的な企画、指導等の職務が重視され、この性格上2以上の工事を兼任することは認められない。ただし、主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事における配置技術者の兼務を認める特例（専任配置の特例）を適用する場合は兼任することができる。なお、適用にあたっては、特記仕様書に定める事項及び最新の「監理技術者制度運用マニュアル 三 監理技術者等の工事現場における専任（2）主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例」を参照すること。

3 現場代理人

- 3-1 発注者から直接工事を請け負い、工事を施工する場合には、必ず工事現場に工事請負契約約款第10条に定める「常駐の現場代理人」を置かなければならない。
ただし、「佐賀県発注工事における現場代理人の取扱い」による等、発注者が兼任を認めた場合は、この限りではない。
- 3-2 現場代理人は、工事の施工上支障のない場合にあつては、主任技術者（又は監理技術者）を兼務することができる。
- 3-3 現場代理人は、当該請負契約の的確な履行を確保するため、請負人の代理人として工事現場の取締りを行い当該工事の施工に関する一切の事項（工事現場の保安、火災予防、風紀衛生等の事項のほか、契約上の権利・義務に関する事項も含まれる）を処理するものであり、的確な履行ができる者であれば、資格及び恒常的な雇用関係は要しない。
- 3-4 その他、佐賀県ホームページより「佐賀県発注工事における現場代理人の取扱いについて」を参照すること。

4 技術者選任フロー図

現場に置くべき技術者は、主任技術者にあつては建設業法第7条第2項、監理技術者にあつては第15条第2項により決められており、一般土木工事の技術者選任は、下記フロー図・次頁の技術者選任パターン表のとおりである。



〔技術者選任パターン表〕

前頁のフロー図により選択したパターンの一般土木工事の技術者は、下記のとおりである。

パターン	技 術 者	資 格 者 要 件 ^{注3}	現場代理人 との 兼 務	他 現 場 との 兼 務
①	主任技術者	1、2級の建設機械施工・土木施工管理技士 技術士（建設部門・農業農村工学・農業土木・ 森林土木） 実務経験者 国土交通大臣特別認定者（実務経験者同等以上）	可	可
②	専任の主任技術者	1、2級の建設機械施工・土木施工管理技士 技術士（建設部門・農業農村工学・農業土木・ 森林土木） 実務経験者 国土交通大臣特別認定者（実務経験者同等以上）	可	不可 ^{注1}
③	専任の監理技術者	下記の資格を有し監理技術者講習を受講し 「監理技術者資格者証」の交付を受けた者 イ 1級の建設機械施工・土木施工管理技士 ロ 技術士（建設部門・農業農村工学・農業 土木・森林土木） ハ 国土交通大臣特別認定者A （一級国家資格者同等以上）	可	不可 ^{注2}

注1：1－4に該当する条件を満たす場合については、既発注工事の専任の主任技術者は兼任できる。

注2：2－3に該当する条件を満たす場合については、専任の監理技術者は兼任できる。

注3：各業種工事により必要な技術者資格は異なるため、建設業法解説等の図書を参照すること。

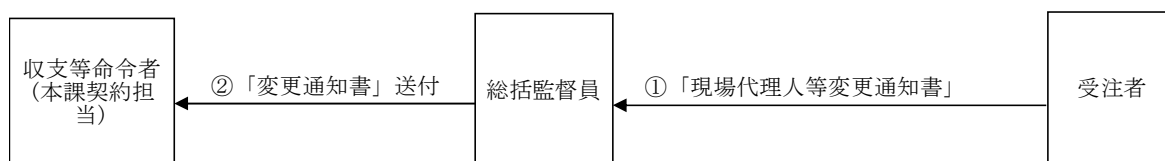
（主任技術者については建設業法第7条第2項、監理技術者については、同法第15条第2項）

5 配置(予定)技術者の変更

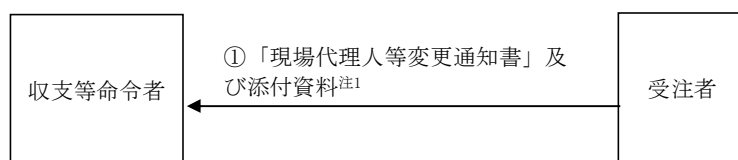
一般競争入札における競争参加資格確認申請書における技術資料により提出した配置(予定)技術者は、当該工事の実施にあたり、原則として変更することはできない旨を特記仕様書等で示しているところであるが、病休、退職等特別な事情が生じ、やむを得ないと認めた場合は、下記要領(手続フロー参照)により変更の手続きを行う。ただし、主任技術者及び監理技術者の途中交代については、具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で合意する必要がある。

「配置(予定)技術者の変更」に伴う手続きフロー

1) 本庁契約の場合



2) 現地機関契約の場合



注1
変更申請にあたっては、後任配置予定技術者の資格、
工事経験等の書類を添付すること。
・経歴書・資格工事経験・資格証写し

※詳細については監督員と協議する。

安全衛生組織について

安全衛生組織については、下記により管理者、責任者等の選任を行い安全衛生管理組織表を作成し監督員に提出しなければならない。

なお、専任又は複数の管理者選任、及び救護技術管理者等の選任については、労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令等関係法令を参照する。

また、組織表には、安全巡視体制及び保安要員等も記入する。

一般組織 (直営施工)	労働者数常時 10 人未満	安全衛生組織なし
	労働者数常時 10 人以上 50 人未満	安全衛生推進者
	労働者数常時 50 人以上 100 人未満	安全管理者・衛生管理者・産業医
	労働者数常時 100 人以上	総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医

下請混在組織	一般工事 ^{注1}	労働者数常時 50 人未満	安全衛生組織なし
		労働者数常時 50 人以上	統括安全衛生責任者 元方安全衛生管理者 安全衛生責任者
	特定工事 ^{注2}	労働者数常時 20 人未満	安全衛生組織なし
		労働者数常時 20 人以上 30 人未満	店社安全衛生管理者
		労働者数常時 30 人以上	統括安全衛生責任者 元方安全衛生管理者 安全衛生責任者

注1：特定工事以外

注2：ずい道等の建設工事、圧気工法により作業する工事、橋梁の建設工事（人口密集地域内の道路上若しくは道路に隣接した場所又は鉄道軌道上若しくは軌道に隣接した場所で行われるものに限る）

常時50人以上の労働者を使用する場合は、安全委員会及び衛生委員会を設置しなければならない。

なお、各委員会の行う事項は次のとおりとする。

1 安全委員会

- 1) 労働者の危険防止対策
- 2) 安全に係る労働災害の原因、再発防止対策
- 3) 上記の他、労働者の危険防止に関する重要事項

2 衛生委員会

- 1) 労働者の健康障害防止
- 2) 健康の保持増進を図るための基本対策
- 3) 労働災害の原因、再発防止対策で衛生に係るもの
- 4) 上記の他、労働者の健康障害の防止及び健康保持増進に関する重要事項

工 事 現 場 で の 掲 示

各工事現場においては、各種組織表（施工体系図を含む）、建設業許可票（建設業法施行規則様式第 29 号）を掲げるほかに、下記についても見易い箇所に掲示する。

1 労災保険関係成立票

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則」第 77 条（建設の事業の保険関係成立の標識）において、規定されており「労災保険関係成立票（様式第 4 号）」を工事現場に掲げる。

労 災 保 険 関 係 成 立 票	
保険関係成立 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日
労働保険番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
事業の期間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで
事業主の 住所氏名	〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇 〇〇建設株式会社 取締役社長〇〇 〇〇
注文者の氏名	佐賀県県土整備部〇〇事務所
事業主代理人 の 氏 名	〇〇建設株式会社 〇〇 〇〇

※標識の仕様：縦 25 cm以上、横 35 cm以上、白地黒文字

2 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識

建設業退職金共済制度（以下「建退共」という）に加入した事業主は、この制度に対する下請の事業主と労働者の意識の向上を図るため、現場事務所等の見易い場所に標識（シール）を掲げる。

（参考）

この工事の元請事業主は 建退共に参加しています

この現場で働く方で雇用主が建退共に参加している場合
退職金制度の適用が受けられますので雇用主に確認しましょう
建退共に未加入の下請け事業主は、加入しましょう
事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう 手帳の更新を忘れずに

独立行政法人 勤 労 者 退 職 金 共 済 機 構
建 退 共 〇 〇 県 支 部
電話 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇

第2編 施 工 計 画

1- 施工計画書記載事項

章	記載事項	内容
1	工事概要	工事名、 河川または路線名 、工事場所、工期、請負代金、発注者、受注者、 工事数量内訳表 等
2	計画工程表	横棒式工程表 (バーチャート)、 斜線式工程表 、ネットワーク等で作成
3	現場組織表	施工体制台帳 、 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図(樹状図形式) 、 または施工体系図(表形式) 、 現場組織表
4	安全管理	安全管理体制、安全対策、異常気象時の防災対策、安全訓練の実施方法、安全巡視の実施方法、安全活動方針、 安全衛生管理組織表
5	指定機械、主要船舶・機械	指定機械、主要船舶・機械一覧表
6	主要資材	工事資材使用届出書
7	施工方法	主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料、機械等の仮置場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示・承諾・協議事項の予定内容等、 仮設材一覧表
8 施 工 管 理 計 画	工程管理	実施工程表の手法・管理方法
	出来形管理	出来形管理計画(実績)表
	写真管理	撮影記録による出来形管理計画表
	品質管理	品質管理計画(実績)表 (撮影記録を含む)
	段階確認及び立会	段階確認・立会計画表
9	緊急時の体制及び対 応策	緊急時の連絡体制 、対応策 災害発生時の 体制対策
10	交通管理	交通管理、交通処理
11	環境対策	大気汚染・水質汚濁・振動・騒音対策
12	現場作業環境の整備	現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策
13	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	「佐賀県 建設副産物の取扱い方針」により作成
14	法定休日・所定休日(週休2日の導入)	『佐賀県「週休2日試行工事」実施要領』により作成
15	その他	契約図書及び監督員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの。 又は、工事に当たって取り組み予定の創意工夫や提案等

※太字の様式については、第7編施工計画様式及び記載例を参照

施工計画書の簡略化について

土木工事等共通仕様書第1編第6節**施工計画書内**の**にある**「ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略する事ができる。」の取扱いについては、以下のとおりとする。

- ・対象:建設工事(建築工事を除く)及び業務委託(道路や河川の維持管理業務等)
- ・対象工事と施工計画書記載必須項目

対象工事	施工計画書に記載する必須項目
請負額250万円未満の工事	安全管理、 施工体制台帳 、緊急時の体制及び対応、再生資源利用の促進と建設副産物の適正処理方法、計画工程表 その他(法律等で提出が義務づけられている書類等)
請負額250万円以上で土木工事検査要領第9条に規定されている維持工事等	安全管理、 施工体制台帳 、緊急時の体制及び対応、再生資源利用の促進と建設副産物の適正処理方法、計画工程表、主要資材 その他(法律等で提出が義務づけられている書類等)

※各工事(業務)において、必須項目以外に必要な項目については、監督員の指示により追記する。

※受注者が必須項目以外を記載することを制限するものではない。

施工計画書作成の要領・留意点

第1章 工事概要

【作成要領】

工事概要については、工事名、工事場所、工期、請負代金、発注者、受注者、工事内容等について記載する。
工事内容については、工事数量総括表の工種、規格、数量等を記入する。この場合工種が一式表示であるもの及び主要工種以外は、工種のための記載としてもよいものとし、数量総括表の写しを添付する場合は、これに変えるものとする。

第2章 計画工程表

【作成要領】

計画工程表は、各種別について作業の始めと終わりがわかるネットワーク、バーチャート等で作成する。作成にあたっては、気象、特に降雨、気温等によって施工に影響の大きい工種については、過去のデータ等を十分調査し、工程計画に反映しなければならない。

なお、工程表は、当該工事に適した様式で作成するが、通常はネットワークで作成するものとし、工種が少なく、単純な工事の場合はバーチャートで作成するのが一般的である。

【留意点】

- 1) 計画工程表は、施工計画書に綴じ込むものの他、工程管理用として1部作成し現場において工程管理を行い、工程に変更が生じた場合あるいは生じる恐れがある場合又は変更指示、契約変更が成された場合は、残工事に対する変更工程表を作成しなければならない。
- 2) 契約書添付の工程表と計画工程表は整合していなければならない。
- 3) 各工種毎の工期設定が施工量や施工時期などの根拠を整理・把握し、施工工程は適正に設定しなければならない。

第3章 現場組織表

【作成要領】

現場組織表は、現場における組織の編成及び命令系統並びに業務分担が判るように記載し、監理技術者、専門技術者等を置く工事についてはそれを記載する。

~~また、共通仕様書第1章第13節の対象工事では、施工体制台帳等を添付する。~~

【留意点】

- 1) 監理技術者は契約上、下請申請が出された場合に適用される。
 - ①建設業法第26条第2項、第24条第7項
 - ②佐賀県建設工事請負契約約款第6条
 - ③下請契約約款第8条
- 2) 組織に変更があった場合は、再提出を要する。
- 3) 担当する職務、現場における担当責任者が明記されているか確認し、各職務を把握していなければならない。
- 4) 観測等を実施する場合は、その連絡体制を明記する。

第4章 安全管理

【作成要領】

安全管理に必要なそれぞれの責任者や組織づくり、安全管理についての活動方針について記載する。
又、事故発生時における関係機関や被災者宅等への連絡方法や緊急病院等についても記載する。
記載が必要な項目は次の通りです。

- 1) 工事安全管理対策
 - ①安全管理組織(関連工事との安全協議会の組織等も含む)
 - ②危険物を使用する場合は、保管及び取扱いについて
 - ③その他必要事項

2) 第三者施設安全管理対策

家屋、商店、鉄道、ガス、電気、電話、水道等の第三者施設と近接して工事を行う場合の対策。

3) 工事安全教育及び訓練について活動計画

- ①安全管理活動として実施予定(参加予定者、開催頻度等)
- ②安全訓練の計画表(日時、内容等)

4) 関係法令、指針の必要事項の抜粋や整合

- ・労働安全衛生法
- ・土木工事安全施設技術指針
- ・建設機械施工安全技術指針
- ・建設工事公衆災害防止対策要領

【留意点】

- 1) 安全管理組織において、現場パトロールの体制や保安要員を明記する。
- 2) 関係法令、方針の必要事項が抜粋されていたり、具体の対策と整合が図られているか把握する。

第5章 指定機械、主要船舶・機械

【作成要領】

騒音や排ガス対策等の指定機械や工事で使用予定の主要な船舶・機械類について「指定機械、主要船舶・機械一覧表」に記載する。

- ・指定機械:設計図書で指定されている機械・監督職員が必要と認めた機械
(例えば、「共通仕様書第1章第41節第6項」に示される排出ガス対策型建設機械など)
- ・主要船舶・機械:設計図書で指定されている機械以外の主要なもの

第6章 主要資材

【作成要領】

工事に使用する指定材料及び主要資材、納入業者および提出資料として、試験成績書、ミルシート等の材料証明ができる資料等を「工事資材使用届出書」に記載する。

第7章 施工方法

【作成要領】

施工方法は次のような内容を記載します。

1) 「記載対象工種」毎の作業フロー

当該工種における作業フローを記載し、各作業段階における以下の事項について記述する。

- ①工事箇所の作業環境(周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況等)
- ②主要な工種の施工実施時期(降雨期、出水時期等)
- ③上記①、②から判断される施工実施上の留意事項及び施工方法の要点、制約条件(施工時期、作業時間、交通規制、自然保護)、関係機関との調整事項等
- ④工事に関する基準点、地下埋設物、地上障害物に関する保護方法
- ⑤使用予定機械

2) 工事全体に共通する、仮設備の構造、配置計画図等について位置図、概略図等を用いて具体的に記載する。

また、安全を確認する方法として、応力計算等も可能な限り記載する。その他、間接的設備として仮設建物、材料、機械等の仮置き場、ブランチ等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備等について記載する。

3) 記載対象工種は次のような場合を標準とする。

①「主な工種」

②共通仕様書の中で「通常の方法でよりがたい場合は、あらかじめ施工計画書にその理由、施工方法等を記載しなければならない。」と規定されているもの。

③設計図書で指定された工法

目 次

	頁
第 1 章 工事概要	〇〇
工事数量内訳表	
第 2 章 計画工程表	〇〇
計画工程表	
第 3 章 現場組織表	〇〇
工事作業所災害防止協議会兼施工体系図(樹状図形式)	
または施工体系図(表形式)	
現場組織表	
施工体制台帳	
第 4 章 安全管理	〇〇
第 5 章 指定機械、主要船舶・機械	〇〇
指定機械、主要船舶・機械一覧表	
第 6 章 主要資材	〇〇
工事資材使用届出書	
第 7 章 施工方法	〇〇
仮設材一覧表	
第 8 章 施工管理計画	〇〇
出来形管理計画(実績)表	
撮影記録による出来形管理計画表	
品質管理計画(実績)表	
段階確認・立会計画表	
第 9 章 緊急時の体制及び対応	〇〇
緊急時の連絡体制	
第10章 交通管理	〇〇
第11章 環境対策	〇〇
第12章 現場作業環境の整備	〇〇
第13章 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	〇〇
再生資源利用〔促進〕計画書、確認結果表	
建設発生土管理チェックリスト(着工前)	
(処分地の関係法令チェックリスト)	
第14章 法定休日・所定休日(週休2日の導入)	〇〇
佐賀県「週休2日試行工事」実施要領により作成	
第15章 その他	〇〇

第1章 工事概要

工 事 名 ○○工事(工事番号、事業名、地区名、工事名等)

河川名(又は路線名) 一級河川○○川(又は一般国道○○号)

工事場所 ○○郡○○町大字○○地内

工 期 着工 ○○年○○月○○日

完成 ○○年○○月○○日

請負金額 ￥○○,○○○,○○○-

発 注 者 佐賀県 ○○○事務所
 TEL○○-○○-○○○○

受 注 者 ○○○○(株)
 TEL○○-○○-○○○○

○○作業所
 TEL○○-○○-○○○○

工事内容

別紙「工事数量内訳表」のとおり

第2章 計画工程表

別紙「計画工程表」のとおりです。

第3章 現場組織表

別紙「現場組織表」、工事作業所災害防止協議会兼施工体系図、施工体制台帳は別紙のとおりです。

第4章 安全管理

1. 安全衛生管理対策

工事現場内において、下記の安全目標を設け、安全衛生管理を積極的に推進します。

目 標

- ・第三者に対する災害の防止
- ・作業員の災害の防止
- ・疾病の予防

安全管理活動

実施項目	場 所	参加予定表	内 容	頻 度
朝 礼	現 場	現場作業従事者	当日の作業手順及び体操	毎 日
KY活動	現 場	現場作業従事者	当日の危険予知及び安全作業に関する事項	毎 日
安全会議	現 場	現場作業従事者	日々の安全活動に対する反省・評価	各 週
安全訓練	現 場	別紙予定計画表参照		
安全巡視	現 場	〇〇巡視員	現場内及び周辺の監視・連絡による安全確保	毎 日

(1) 安全管理対策

- 1) 工事現場内の安全管理については、安全巡視員を配置し、安全に関する教育を徹底するとともに安全に関する巡視・点検・連絡調整を行います。
- 2) 作業員の服装・保安帽の着用等常に注意し、工事標識・保安設備・使用機械・器具等の保守点検を実施するとともに、工事現場内の整理整頓を実施し、安全の確保に努めます。
- 3) 工事現場内への第三者の立入を禁止するため注意標識、仮囲い及び出入口の厳重な管理を行い、事故防止に努めます。
- 4) 安全衛生委員会を設け、毎月〇回委員会を開催し、反省と対策を検討します。

(2) 火災防止対策

- 1) 火災責任者を決め工事現場内を巡視し、火災防止を図るとともにたき火、喫煙に注意し、作業終了後点検確認を行います。
- 2) 油脂類及び塗料等の可燃物は、火気厳禁の指示を行い、周辺の整理整頓を実施します。

(3) 火薬類安全対策

- 1) 使用及び残数量の確認記帳を必ず行います。
- 2) 取扱いは、必ず有資格者に行わせます。
- 3) 作業者の中から指導者を決めて、削孔・装填・点火の一連作業を行い、〇〇 m以上離れた道路に見張人を立て、赤旗・サイレンで合図を行い、通行人及び作業員の安全を図ります。
- 4) 作業場近くの道路には、火薬使用中、発破時間等を看板にて明示します。
- 5) 火薬類の盗難を防止するため、貯蔵庫には厳重な柵を設け、日々点検を行い、かつ、運搬時の事故に対し十分注意します。

(4) 重機作業対策

- 1) 重機械は、専用取扱い責任者を決め、常に整備点検を行います。
- 2) 重機械の作業中は、作業範囲内に関係者以外の立入を禁止します。
- 3) 重機械運転時の信号、運搬用車輛の安全運転及び交通法規の遵守等常に注意します。

第5章 指定機械、主要船舶・機械

別紙「指定機械、主要船舶・機械一覧表」のとおり

第6章 主要資材

別紙「工事資材使用届出書」のとおり

第9章 緊急時の体制及び対応策

大雨・出水・強風等の異常気象で災害発生の恐れがある場合は、必要に応じ現場内を巡視して警戒します。
なお、災害発生時の連絡系統及び常時出動可能な人員、機械は別紙「緊急時の連絡体制」のとおりとします。

第10章 交通管理

施工にあたっては、下記事項について特に考慮し、交通の安全と円滑化を図ります。

1. 交通安全対策

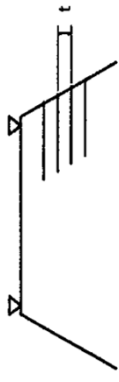
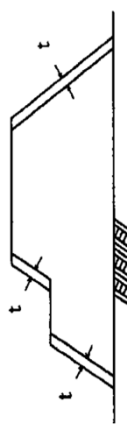
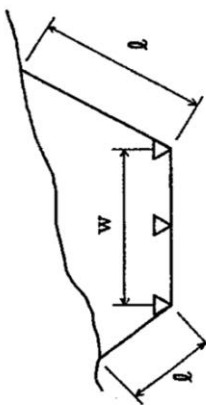
- 1) 工事区域内の速度制限は、作業期間中を通じ〇km/hとし、速度制限標識を設置し注意を促します。
- 2) 交通に近接して施工する危険個所、または保安上必要とされる交差個所等には適宜誘導標識、保安柵等を設置します。
- 3) 交通安全対策については所轄警察署、道路管理者、労働基準監督署並びに監督員と連絡を取り万全を期します。
- 4) 機材運搬等、工事関係車両が出入する工事個所には交通整理員を配置し、通行車両の誘導整理を行い安全を確保するとともに、夜間作業の休止時に一般車両が現場へ進入しないよう、防護柵を設置します。
- 5) 工事関係車両(資材搬入車両を含む)の運転手には交通法規を遵守させ、人家密集区域、学童通学路区域では最徐行運転を厳守するよう、安全会議等を通じ指導を徹底します。

2. 保安施設等設置計画

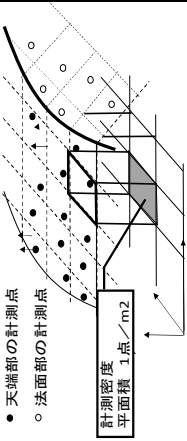
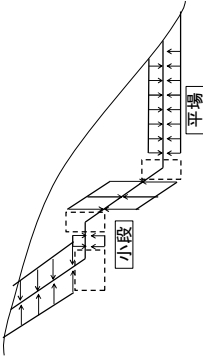
別紙「保安施設等設置計画」のとおり

第3編 出 来 形 管 理

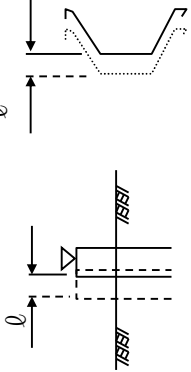
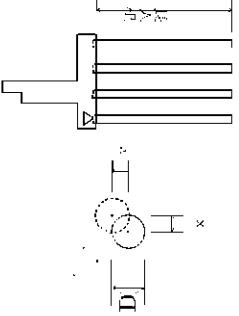
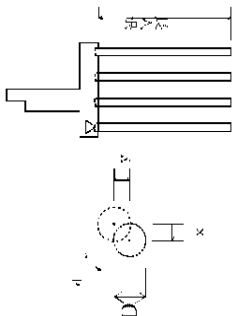
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
1	共通	土工	盛土補強工 (補強土(テールア ルメ)壁工法) (多数アンカー式補 強土工法) (ジオテキスタイル 補強土工法)	基準高 ▽	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のもの のは1施工箇所につき2カ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管 理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する 場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度 を満たす計測方法により出来形管理を実施する ことができる。	
				厚さ t	-50		
				控え長さ	設計値以上		
2			整形・ 面整 形工 (盛土部) 覆土工	厚さ t	※-30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のもの のは、1施工箇所につき2カ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管 理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する 場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度 を満たす計測方法により出来形管理を実施する ことができる。	
3			掘削工 (切土工) ※多自然川づくり は、別頁による。	基準高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1カ所、延長40m (又は50m) 以下のもの のは、1施工箇所につき2カ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管 理要領(案)」の規定により測点による管理を 行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道 路中心線及び端部で測定。	
				法長 1	-200		
				幅 (W)	法長-4%		
					-100		

出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)		測 定 基 準	測 定 箇 所
3	共 通	土 工	掘削工 (面管理の場合)	平場	平均値	個々の計測値	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点／m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	
				標高較差	±50	個々の計測値		
				水平又は標高較差	±70	±150		
				法面 (小段含む)	±70	±160		
			掘削工 (水中部) (面管理の場合)	法面 (軟岩 I) (小段含む)	±70	±330	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点／m²（平面投影面積当たり）以上とする。	
				平場	平均値	個々の計測値		
				標高較差	±50	±300		
				法面 (小段含む)	±70	±300		

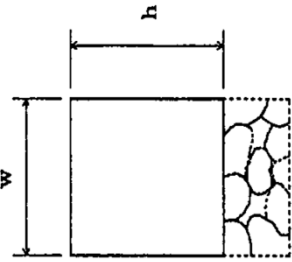
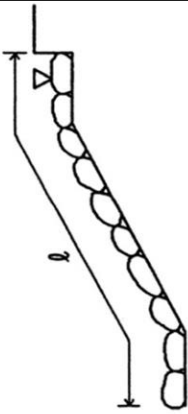
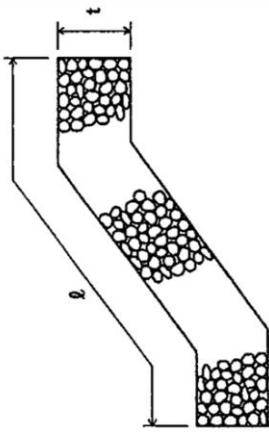
出来形管理基準及び規格値 共通

工事番号	工事種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
9 - 2	基礎工	矢板工 (指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅型鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合又は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のは、1施工箇所につき2カ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合又は25m）につき1ヶ所、延長20m（又は25m）以下のは1 施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
			根入長	設計値以上		
			変位 $\varnothing$	100		
10		既製杭工 (既成コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭) (木杭)	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
			根入長	設計値以上		
			傾斜	1/100以内		
			偏心量 d	D/4以内かつ100以内		
10 - 2		既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
			根入長	設計値以上		
			偏心量 d	D/4以内かつ100以内		
			傾斜	1/100以内		
			杭径 D	設計値以上		

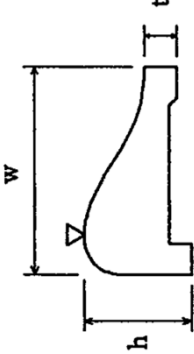
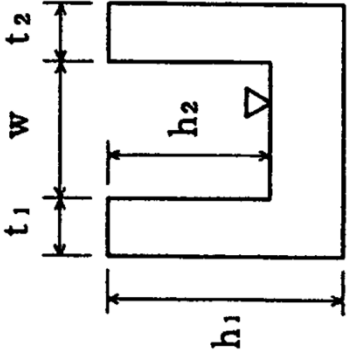
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所	
27	共通	法面工	植生工 (厚層植生 基材吹付工) (客土吹付工)	法長 L	1<5m	-200	施工延長40mにつき1カ所、40m以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
					1≧5m	法長の－4％			
				厚さ t					施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定
					t<5cm	-10			
					t≧5cm	-20	ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。		
延長 L		-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。						

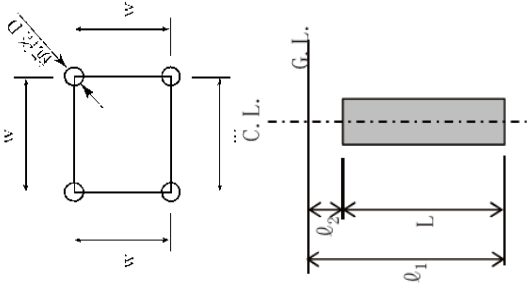
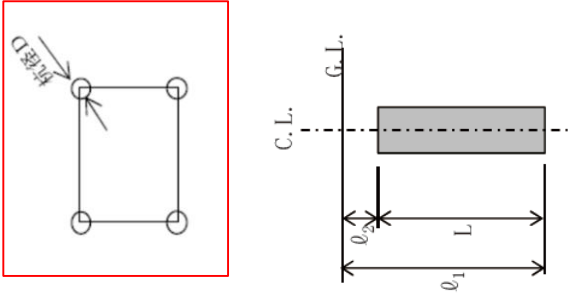
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
28	共 通	法 面 保 護 工	護岸付属物工	幅 W	-30	各格子間の中央部1箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
				高さ h	-30		
29			多自然型護岸工 (巨石張り) (巨石積み)	基準高 ▽	±500	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
				法 長 (l)	-200		
				延 長 L	-200		
30			多自然型護岸工 (かごマット)	法 長 (l)	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
				厚 さ t	-0.2t		
				延 長 L	-200		

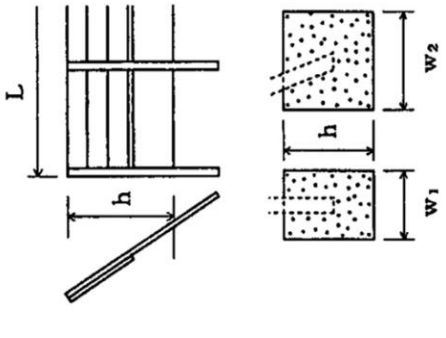
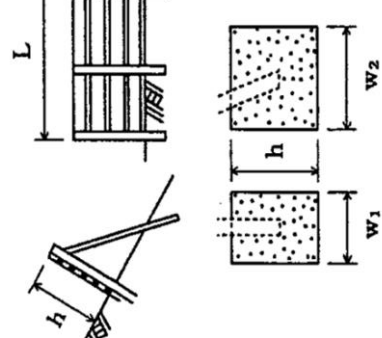
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
45	共通	樋門・樋管工	床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 水甲主 胸壁工 閘門工 土砂吐工	基準高 ∇	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。	
				厚さ t	-20		
				幅 w	-30		
				高さ h	±30		
				延長 L	-50		
46			堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高 ∇	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造物の寸法表示箇所にて測定。	
				厚さ t	-20		
				幅 w	-30		
				高さ h	±30		
				堰長 L	-50		
					-100		
47			魚道本体工	基準高 ∇	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 また、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書等による。	
				厚さ t1, t2	-20		
				幅 w	-30		
				高さ h1, h2	-30		
				延長 L	-200		

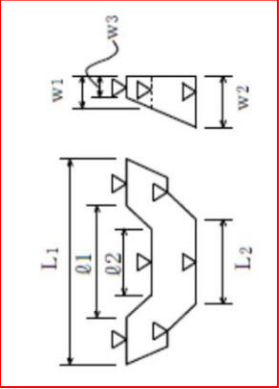
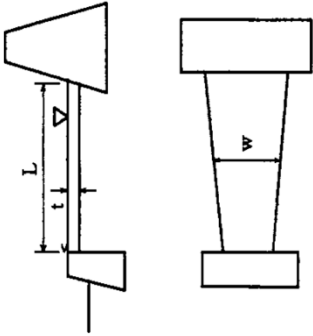
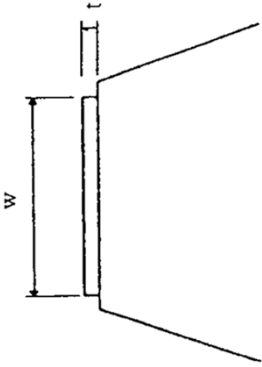
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
56	地盤改良工	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高 ▽		-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。	
			位置・間隔 (W)		D/4以内		
			杭 径 (D)		設計値以上	全本数	
			深 度 (L)		設計値以上	L=01-02 01は改良体先端深度 02は改良体天端深度	
		固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) (田結工(スラリー攪拌工)・パイル・チカルトレーション工編)」による管理の場合	基準高 ▽		0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	
			位 置		D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)	
			杭 径 (D)		設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)	
			改良長 (L)		設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)	

出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目		規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	
74	共通	道路附属物工	防雪柵工	高さ	h	±30	測定は、一施工延長40m（測点間隔25m及び50mの場合50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
				延長	L	-200			
				基礎	幅	W1, W2			-30
					高さ	h			-30
75			雪崩予防柵工	高さ	h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。		
				延長	L	-200			
				基礎	幅	W1, W2			-30
					高さ	h			-30
				アンカー長	打込み l	-10%			全数
					埋込み l	-5%			

出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
92	共通	水路附属物工	床固め本体工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定	
				天端幅 W1、W3	-30		
				堤幅 W2	-30		
				堤長 L1, L2	-100		
				水通し幅 11, 12	±50		
				勾配 —(設計勾配に対して)—	±0.5分		
93		水叩工		基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	
				厚さ t	-30		
				幅 W	-100		
				延長 L	-100		
94	砂利舗装工	天端敷砂利工 天端補修工		厚さ	-25	幅は、 施工延長40m（測点間隔25m場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。	
				t	-50		
				幅 (W)	-100		

出来形管理基準及び規格値 共通

番 号	工 事	工 種	種 別	測定項目	規格値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所
					10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均					
					個々の測定値(X)		中規模 以上	小規模 以下		
100 -2	共 通	舗 装 工	橋面防水工 (シート系 床版防水層)	シートの重ね 幅	-20～+50				標準重ね幅100mmに対し、1 施工箇所毎に 目視と測定により全面を確認。	
101	共 通	舗 装 工	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	－		基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・管理密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、 <u>表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。</u> 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。
				厚 さ	-45		-15			
				幅	-50		－			
			コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高 ▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、 <u>表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。</u>	
				厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15		

出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測定項目	規格値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 測定値の平均			
					中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
102	共 通	舗 装 工	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ る。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、 表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満ある 又は 施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることが出来る。
				幅	-50		-			
			コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、 表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満ある 又は 施工面積が2000㎡未満。

出来形管理基準及び規格値 共通

番 号	工 事	工 種	種 別	測定項目	規格値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所
					10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均					
					個々の測定値(X)					
					中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
103	共 通	舗 装 工	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、 表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満ある 又は 施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
				幅	-50		-			
			コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、 表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満ある 又は 施工面積が2000㎡未満。

出来形管理基準及び規格値 共通

番 号	工 事	工 種	種 別	測定項目	規格値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 測定値の平均			
					中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
104	共 通	舗 装 工	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ る。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、 <u>表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満ある</u> <u>又は</u> 施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
				幅	-25		-			
			コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-27	-3		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、 <u>表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満ある</u> <u>又は</u> 施工面積が2000㎡未満。

出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所
					個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 測定値の平均			
					中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
105	共通	舗装工	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さ	-10	-3.5		厚さは各車線の中心付近で型据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 目地段差は、隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、 表層及び基層の粗粒アスファルト混合物の総使用量が500t未満ある 又は 施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
				平坦性	-		コンクリートの硬化後 3mプロファイル メーターにより 機械舗設の場合 (σ) 2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ) 3mm以下			
				目地段差	±2					

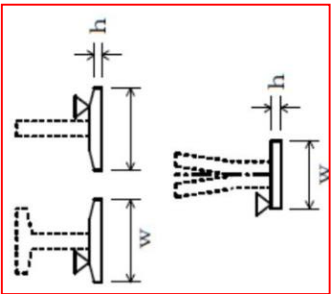
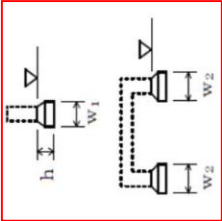
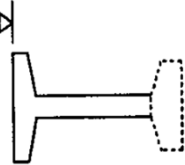
出来形管理基準及び規格値 共通

番 号	工 事	工 種	種 別	測定項目	規格値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所	
					10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均						
					個々の測定値(X)						
中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下								
105	共 通	舗 装 工	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-22	-3.5	コンクリートの 硬化後 3mプロファイル メーターにより 機械舗設の場合 (σ) 2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ) 3mm以下			1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 いは施工面積が2000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
				平坦性	—						
				目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
106			コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200mm毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。とともに10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
				幅	-35	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより(σ) 2.4mm以下				
				平 坦 性	—				厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
				目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

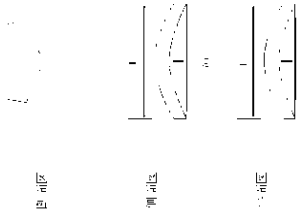
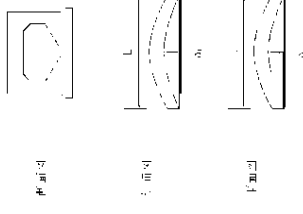
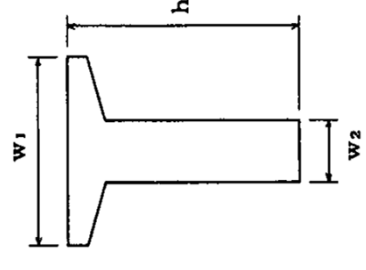
出来形管理基準及び規格値 共通

番 号	工 事	工 種	種 別	測定項目	規格値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所
					個々の測定値 (X)			10個の測定値の平均 (X10)		
					中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
106	共 通	舗 装 工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 平坦性	-32 —	-4.5	転圧コンクリートの硬化後3mプロファイルにより (σ) 2.4mm以下		1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	中規模とは、1層当たりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満ある又は施工面積が2000㎡未満。 これは維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
				目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	

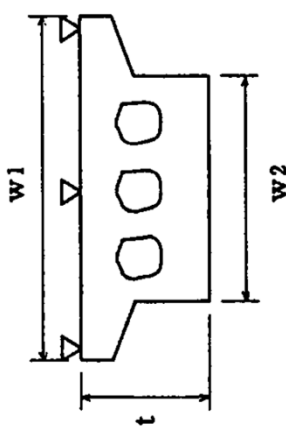
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
120	共通	橋梁下部工	鋼製橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。	
				幅 W (橋軸方向)	-50		
				高さ h	-50		
				長さ l	-50		
121	共通	橋梁下部工	鋼製橋脚フーチング工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。	
				幅 W1, W2	-50		
				高さ h	-50		
122	共通	橋梁下部工	鋼製橋脚架設工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。	 
				橋脚中心間距離 (l)	±30		
				支間長及び中心線の変位	±50		

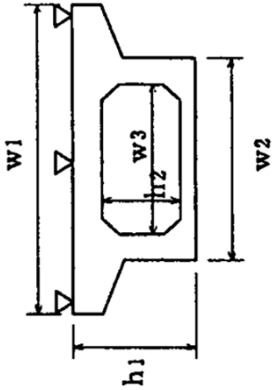
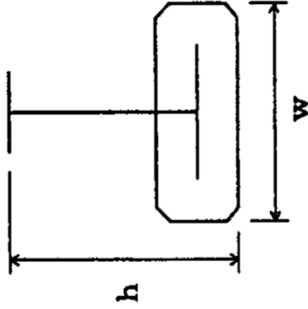
出来形管理基準及び規格値 共通

工事番号	工事種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
125	コンクリート橋上部工	プレテンション桁製作 (購入工) (けた橋)	桁長 L(m)	±L/1000	桁全数について測定。橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	
			断面の外形寸法	±5		
			橋桁のそり δ 1	±8		
			横方向の曲がり δ 2	±10		
126		プレテンション桁製作 (購入工) (スラブ橋)	桁長 L(m)	±10	桁全数について測定。橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	
			L ≤ 10m	±10		
			L > 10m	±L/1000		
			断面の外形寸法	±5		
			橋桁のそり δ 1	±8		
127		ポストテンション桁製作	幅 (上) W1	+10 -5	桁全数について測定。横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 1 : 支間長 (m) 注) 新設のコンクリート構造物 (橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート (工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)) の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する	
			幅 (下) W2	±5		
			高さ h	+10 -5		
			桁長	1 < 15... ±10		
			支間長 l	1 ≥ 15... ± (1-5) かつ -30mm以内		
			横方向最大タワミ	0.8l		

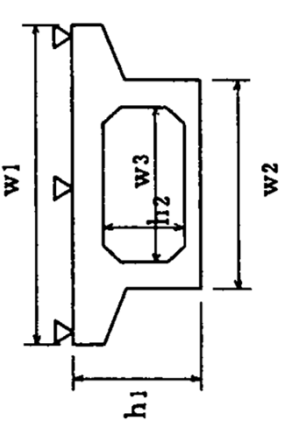
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
128	共 通	コ ン ク リ ー ト 橋 上 部 工	プレキヤストセグメン ト桁製作（購入工）	桁 長 L	－	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、一般図の寸法表示箇所で測定。	
				断面の外形寸法 (mm)	－		
129			プレキヤストセグメン ト主桁組立工	桁 長 支間長 1	1<15…±10 1≥15…±(1-5) かつ -30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレストレング後測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 1：支間長 (m)	
				横方向最大タワミ	0.81		
130			P Cホロースラブ製作 工	基準高 ▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1ヶ所当たり両端と中央の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 1：桁長 (m) ※鉄筋の出来形管理基準については、橋梁上部工 床版工を適用する。 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びひかぶりに対しては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」も併せて適用する	
				厚 さ t	-10～+20		
				幅 W1, W2	-5～+30		
				桁 長 1	1<15…±10 1≥15…±(1-5) かつ -30mm以内		

出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
131	共 通	コ ン ク リ ー ト 橋 上 部 工	P C箱桁製作工	基準高 ▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 1：桁長（m） ※鉄筋の出来形管理基準については、橋梁上部工 床版工を適用する。	
				幅（上） W1	-5～+30		
				幅（下） W2	-5～+30		
				内空幅 W3	±5		
				高 さ h1	+10 -5		
				内空高さ h2	+10 -5		
				桁 長 1	1<15…±10 1≥15…±(1-5) かつ -30mm以内		
132			プレベーム桁製作工 (現場)	幅 W	±5	注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する 桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレストレング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 1：スパン長	
				高 さ h	+10 -5		
				桁 長 1(m) スパン長	1<15…±10 1≥15…±(1-5) かつ -30mm以内		
				横方向最大タワミ	0.8l		

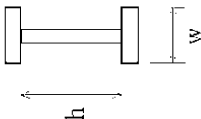
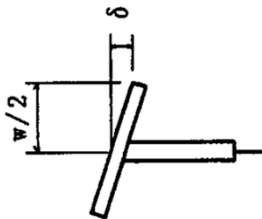
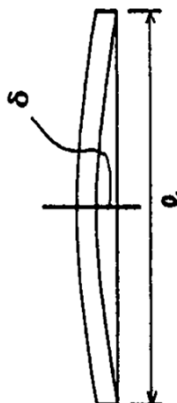
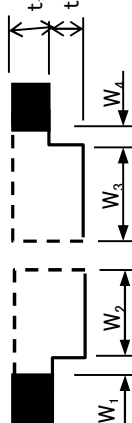
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
133	共 通	コ ン ク リ ー ト 橋 上 部 工	P C押出し箱桁製作工	幅 (上) W1	-5～+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 1：桁長 ※鉄筋の出来形管理基準については、橋梁上部工 床版工を適用する。 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する	
				幅 (下) W2	-5～+30		
				内空幅 W3	±5		
				高 さ h1	+10 -5		
				内空高さ h2	+10 -5		
				桁 長 1	1<15…±10 1≥15…±(1-5) かつ -30mm以内		
134			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設支保工 （固定）（移動） 架設桁架設 （片持架設）（押出し架設）	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。	
				けたの中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。	
				そ り	—	主桁を全数測定。	

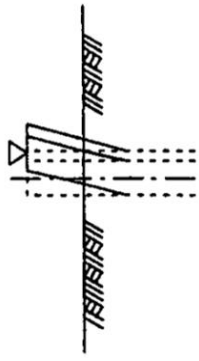
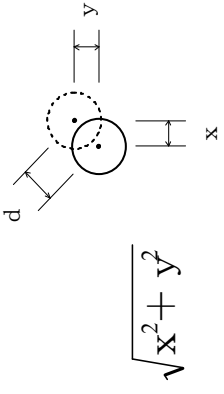
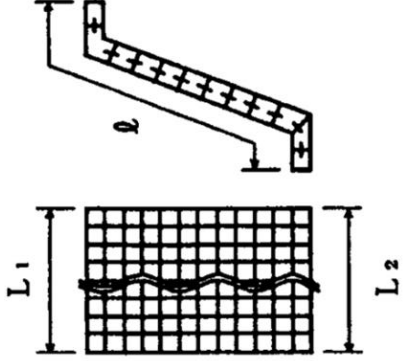
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	
142	共通	橋梁上部工	支保工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支保全数を測定。 B：支承中心間隔(m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付け時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
				可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量以上			
				支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋			鋼橋
					±5			±(4+0.5×(B-2))
				水平度	1/100			
橋軸直角方向	1/100							
				可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5			
				可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量 計算値の1/2以上			
143			支保工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支保全数を測定。 B：支承中心間隔(m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面、及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付け時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
				可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量以上			
				支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋			鋼橋
					±5			±(4+0.5×(B-2))
				水平度	1/300以下、			
橋軸直角方向								
				可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5			
				可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量 計算値の1/2以上			

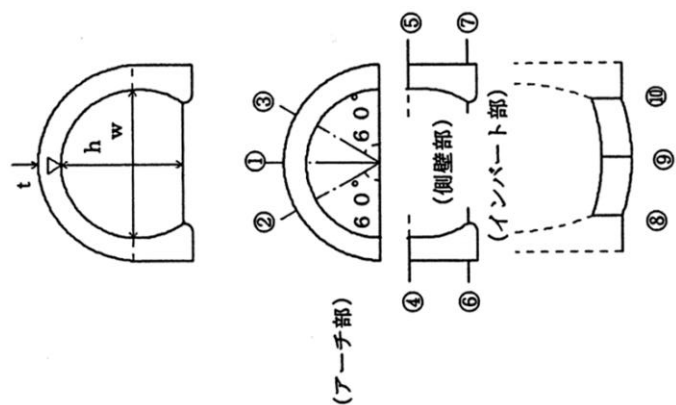
出来形管理基準及び規格値

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準		測定箇所
						プレート・ガーター	トラス・アーチ等	
149	道路共通	橋梁修繕工	鋼桁補強工 桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b (m)	$\pm 2 \cdots \cdots W \leq 0.5$	主桁・主構	トラス・アーチ等 各支点及び各支間中央付近を測定	 I型鋼桁 トラス弦材
					$\pm 3 \cdots \cdots 0.5 < W \leq 1.0$			
					$\pm 4 \cdots \cdots 1.0 < W \leq 2.0$			
					$\pm (3 + W/2) \cdots \cdots 2.0 < W$			
				フランジの直角度 δ (mm)	$W/200$	主桁	各支店及び各支間中央付近を測定	
				圧縮部材の曲がり δ (mm)	$1/1000$		主要部材全数を測定	
150			伸縮継手修繕工 (ゴムジョイント)	厚さ t_1, t_2	-20	伸縮継手の両端部及び中央部の3ヶ所を測定。		
				幅 $W1 \sim W4$	-20			
				延長 L	設計値以上			

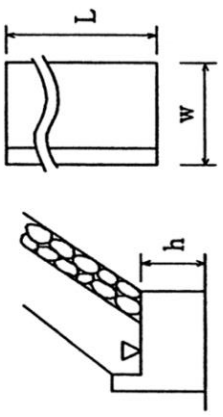
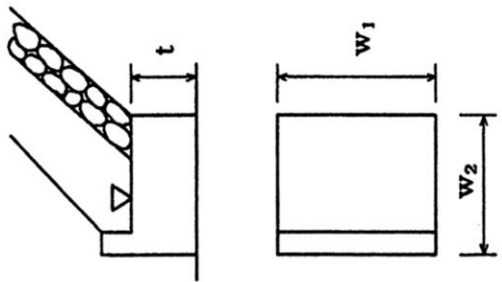
出来形管理基準及び規格値 共通

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
154	共 通	仮 設 工	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高 ▽	±100	基準高は、施工延長40m（測点間隔25m及び50mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
				根入長	設計値以上		
155		土留・仮締切工 (アンカー工)		削孔深さ 1	設計値以上	全数 (任意仮設は除く) ※鉄筋挿入工にも適用する	
				配置誤差 d	100		
156		土留・仮締切工 (連節ブロック張工)		法 長 1	-100	法長は、施工延長40m（測点間隔25m及び50mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
				延 長 L1, L2	-200	1施工箇所毎	

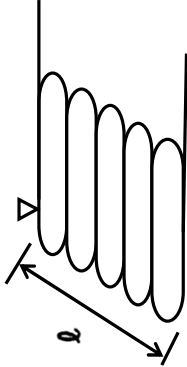
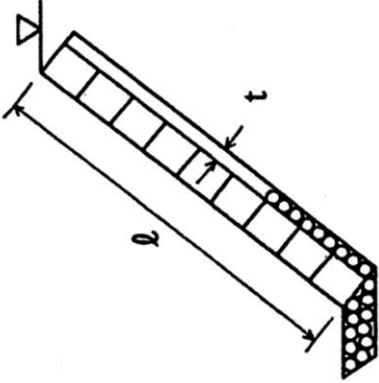
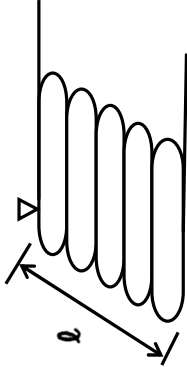
出来形管理基準及び規格値 トンネル

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
191	トンネル	トンネル（N A T M）坑門工	明り巻工	基準高（拱頂）▽	± 50	基準高、幅、高さ、 厚さ は、施工延長40mにつき1カ所を測定 なお、 厚さ については図に示す各点①～⑩において、 厚さ の測定を行う。	
				幅 W（全幅）	-50		
				高さ h（内法）	-50		
				厚さ t	-20		
				延長 L	—		

出来形管理基準及び規格値 海岸

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
195	海岸	護岸基礎工	場所打コンクリート工	基準高 ▽	±30	測定は、施工延長40m（測点間隔25m 及び50m ）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
				幅 W	-30		
				高さ h	-30		
				延長 L	-200		
196			海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽	±50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割合で測定。基準高、延長は、施工延長40m（測点間隔25m 及び50m ）の場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
				ブロック厚 t	-20		
				ブロック縦幅 W1	-20		
				ブロック横幅 W2	-20		
				延長 L	-200		

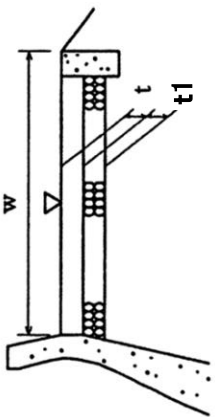
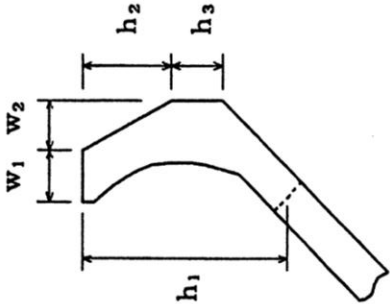
出来形管理基準及び規格値 海岸

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
197	海岸	護岸工	捨石張り工	基準高	± 50	測定は、施工延長40m（測点間隔25m及び50mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
				法長 1	-50		
				1 < 3m	-100		
				1 ≥ 3m	-200		
198	海岸	海岸コンクリートブロック工	基礎高	▽	± 50	測定は、 50m 施工延長40m（測点間隔25m及び50mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 50m 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
				法長 1	-100		
				1 < 5m	1 × (-2%)		
				1 ≥ 5m	-50		
199	海岸	護岸工	基礎高	▽	± 50	測定は、施工延長40m（測点間隔25m及び50mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
				法長 1	-100		
				1 < 3m	-100		
				1 ≥ 3m	-200		

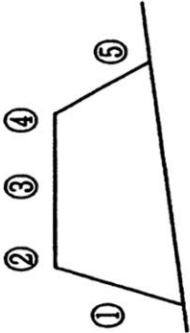
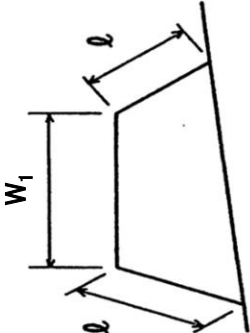
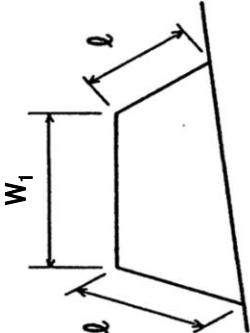
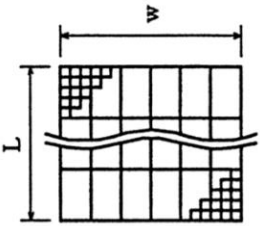
出来形管理基準及び規格値 海岸

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
199	海岸	護岸工	コンクリート被覆工	基準高 ▽	± 50	測定は、施工延長40m（測点間隔25m及び50mの場合）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
				法 長 1 1<3m	-50		
				1≥3m	-100		
				法 長 1 t<100	-20		
				t≥100	-30		
				裏込材厚 t	-50		
200	海岸	天端被覆工	コンクリート被覆工	基準高 ▽	± 50	測定は、施工延長40m（測点間隔25m及び50mの場合）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
				幅 W	-50		
				厚 さ t	-10		
				基礎厚 t1	-45		
				延 長 L	-200		

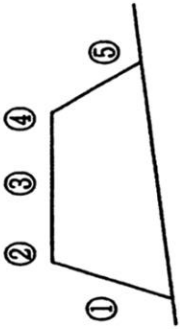
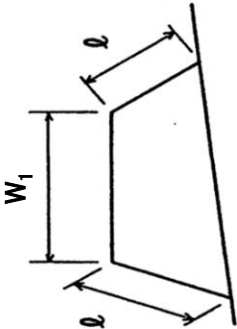
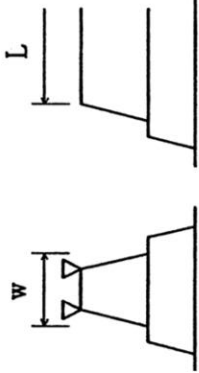
出来形管理基準及び規格値 海岸

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
201	海岸	天端被覆工	アスファルト被覆工	基準高 ▽ 幅 厚 さ t 基礎厚 t1 延 長 L	±50 -50 -9 -45 -200	測定は、施工延長40m（測点間隔25m、 又は50mの場合は50m）につき1カ所、延長 40m（又は50m）以下のものは、1施工箇 所につき2カ所。 厚さはコアー1000m²に1ヶ所。	
202	波返工	波返工	波返工	基準高 ▽ 幅 W1, W2 高さ h<3m h1, h2, h3 高さ h≥3m h1, h2, h3 延 長 L	±50 -30 -50 -100 -200	測定は、施工延長40m（測点間隔25m、 又は50mの場合は50m）につき1カ所、延長 40m（又は50m）以下のものは、1施工箇 所につき2カ所。	

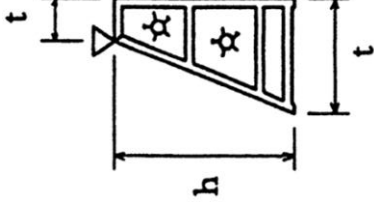
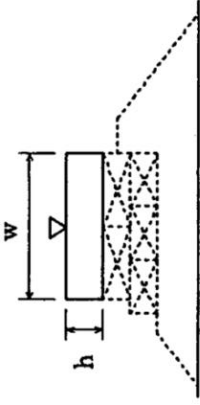
出来形管理基準及び規格値 海岸

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
203	海岸	突堤基礎工	捨石工	本均しの高さ	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	 
				表面均しの高さ	±100		
				荒均し	±500		
				異形ブロック据付面（乱積）の高さ▽	±300		
				異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ▽	±500		
				被覆均し	±300		
				法長 1	-100		
204			吸出し防止工	天端幅 W1	-100	測定幅は、施工延長40m（測点間隔25m及び50mの場合）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 延長はセンターライン及び表裏法肩。	
				天端延長 L1	-200		
				幅 W	-300		
				延長 L	-500		
204				幅 W	-300	測定は、施工延長40m（測点間隔25m及び50mの場合）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
				延長 L	-500		

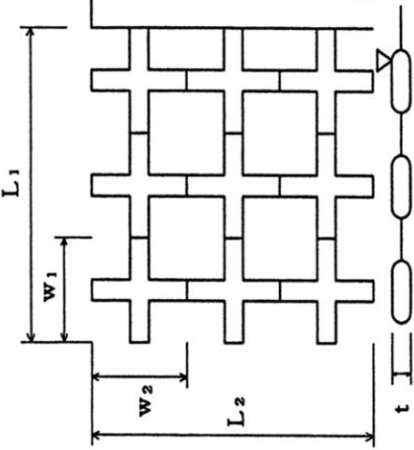
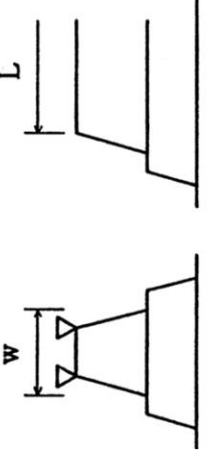
出来形管理基準及び規格値 海岸

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
205	海岸	突堤本体工	捨石工	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ▽	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	
				異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ▽	±300		
				法長 1	-100	測定幅は、施工延長40m（測点間隔25m及び50mの場合）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 延長はセンターライン及び表裏法肩。	
				天端幅 W1	-100		
				天端延長 L1	-200		
206			海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±300	測定は、施工延長40m（測点間隔25m及び50mの場合）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 延長は、センターラインで行う。	
				(層積)ブロック規格26t未満	±500		
				(層積)ブロック規格26t以上	±500		
				(乱積)	±ブロックの高さの1/2		
				天端幅 W	±ブロックの高さの1/2		
				天端延長 L	±ブロックの高さの1/2		

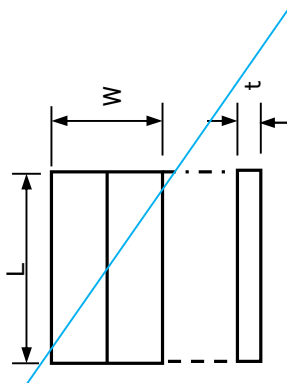
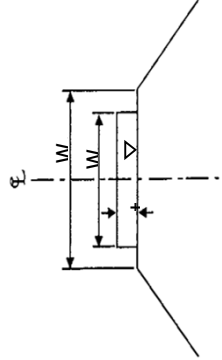
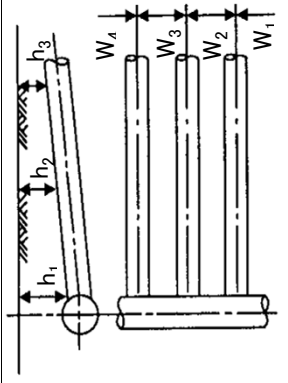
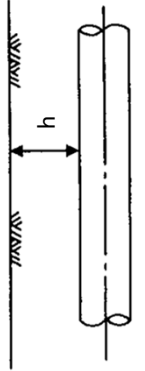
出来形管理基準及び規格値 海岸

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
207	海岸	突堤本体工	石砕工	基準高	▽	測定は、1施工延長40m（測点間隔25m及び50m） 又は50mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
				厚さ	t		
				高さ	h < 3m		
					h ≥ 3m		
				延長	L		
208			場所打コンクリート工	基準高	▽	測定は、1施工延長40m（測点間隔25m及び50m） 又は50mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
				幅	w		
				高さ	h		
				延長	L		

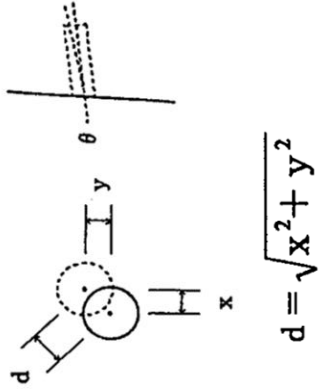
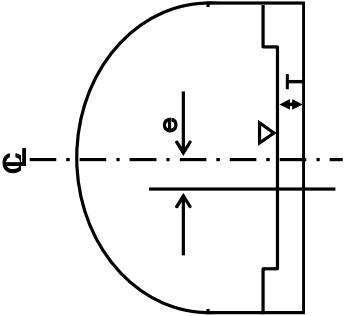
出来形管理基準及び規格値 海岸

番号	工事	工種	種別	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所
214	海岸	消波工	消波ブロック工	基準高▽	層積	±300	測定は、 施工延長40m（測点間隔25m、 ±50mm の場合、延長は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。	
					乱積	±t/2		
				厚さ t		-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。	
				幅 W1, W2		-20		
				延長 L1, L2		-200		
215	海域堤本体工	海岸コンクリートブロック工	消波ブロック工	基準高▽	(層積)ブロック規格26t未満	±300	測定は、 施工延長40m（測点間隔25m、 ±50mm の場合、延長は50m）につき1カ所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2カ所。 延長は、センターラインで行う。	
					(層積)ブロック規格26t以上	±500		
				(乱積)		±ブロックの高さの1/2		
				天端幅 W		ーブロックの高さの1/2		
				天端延長 L		ーブロックの高さの1/2		

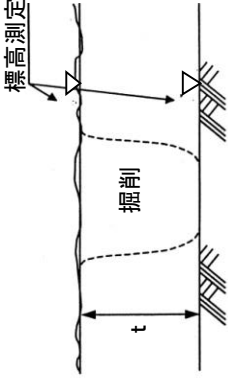
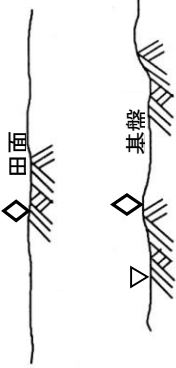
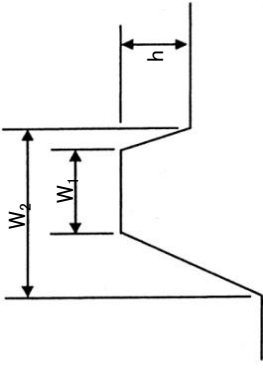
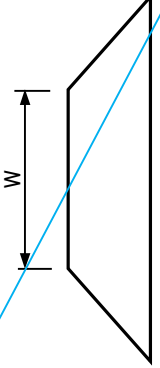
出来形管理基準及び規格値 ほ場整備

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
241 241	ほ場整備	整地工	床版進入路工	幅	±30	幅、厚さについては、箇所毎に測定。 盛土部の幅については、10ヶ所に4回測定。 ※盛土部の幅については、盛土タイズ毎に測定する。	
				厚さ	-0, +20		
				盛土部の幅	-150		
242 240	道路工	道路工 (砂利道)	基準高▽		±150 指定したとき	幹線道路は、施工延長50mにつき1ヶ所の割合で測定する。 支線道路は、施工延長おおむね200mにつき1ヶ所測定する。 ※舗装を行うときは、農道工事を適用する。	
				厚さ t	- 45		
				幅	-150		
				延長	-400		
				L	-0.2%		
				200m未満			
243 241	暗渠排水	吸水渠工	布設深 h1～h3		- 75	上、下流端の2ヶ所を測定する。 ただし、1本の布設長がおおむね100m以上のときは、中間点を加えた3ヶ所を測定する。 30a当たり1ヶ所の割合で測定する。	
				間隔 W1～W4	±750		
				延長	-1000		
				L	-0.2%		
				間隔	±750		
244 242	集水渠工 (支線) 導水渠工 (幹線)	集水渠工 (支線) 導水渠工 (幹線)	布設深 h		- 75	施工延長おおむね50mにつき1ヶ所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	
				延長	-1000		
				L	-0.2%		

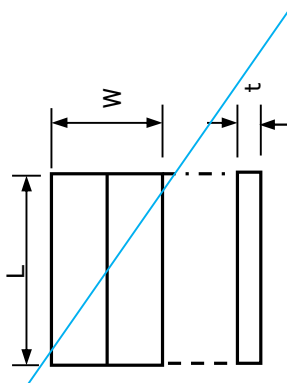
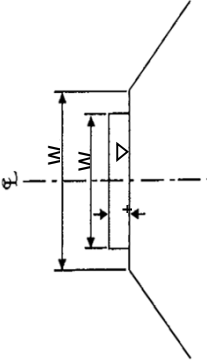
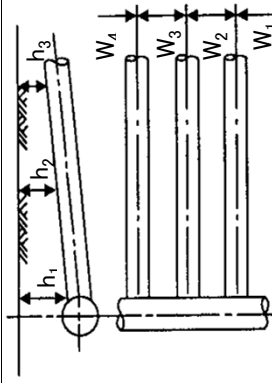
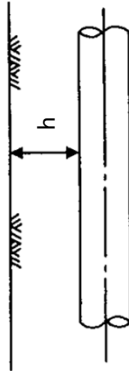
出来形管理基準及び規格値 地すべり防止

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
225	地すべり防止	抑止杭・アンカー工	合成杭工	基準高 ▽	±50	全数測定	
				偏心量 d	D=杭径 D/4 かつ100以内		
226		抑止アンカー工		削孔深さ l	設計値以上	全数測定 ※せん孔方向θの管理手法については、「第4編 品質管理 33- (参考資料) グラウンドアンカー工の施工管理について」を参照する。	
				配置誤差 d	100		
				せん孔方向 θ	±2.5度		
227	ずい道工	ずい道工		基準高 ▽	±50	10mに1ヶ所測定する。	
				延長 L	-100		
				中心線ズレ e	直線部 ±100 曲線部 ±150		
				厚さ T	-30		

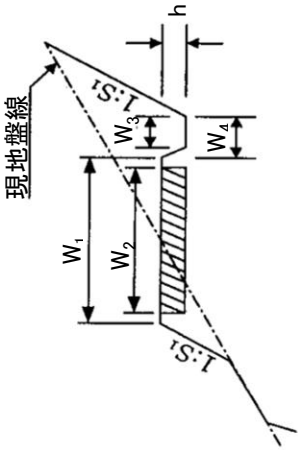
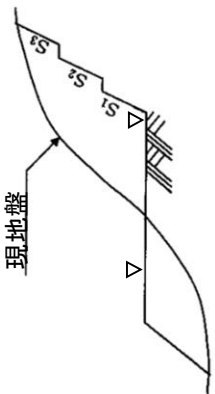
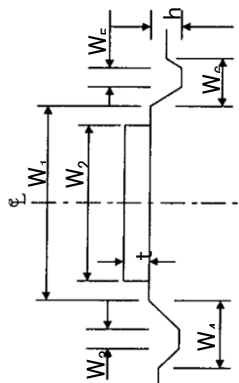
出来形管理基準及び規格値 ほ場整備

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
237	ほ場整備	整地工	整地工 (表土扱い)	厚さ t	－20％	10a当たり3点以上（標高差測定又はつば掘りによる。）	
238		整地工 (基盤整地) (表土整地)		基準高 ▽	±150	10a当たり3点以上測定。 (標高測定する)	
				均平度 (◇)	± 50	基盤整地 10a当たり3点以上測定。 表土整地 1ha当たり100点以上。	
				砕土深	± 30	※基準高は、基盤面の高さとする。 均平度は基盤整地及び表土整地後に測定する。 砕土深は、1ha当たり1点以上。	
239		畦畔工		高さ h	－50	施工延長おおむね200mに1ヶ所の割合で測定する。 施工延長を示さない場合は、1 耕区につき1 箇所の割合で測定する。	
				幅 W1～W2	－50		
240		田区進入路工		幅	±150	箇所毎に測定。	

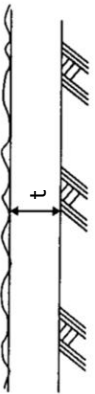
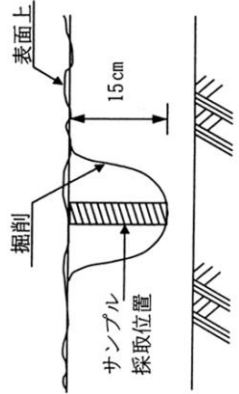
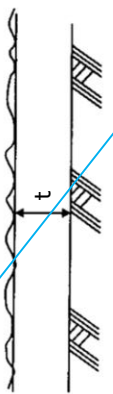
出来形管理基準及び規格値 ほ場整備

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
241	ほ場整備	整地土	床版進入路土	幅 W	±30	幅、厚さについては、箇所毎に測定。 盛土部の幅については、10ヶ所に1回測定。	
				厚さ t	-0, ±20		
				盛土部の幅 W	-150	※盛土部の幅については、盛土タイズ毎に測定する。	
242 240	道路工	道路工	道路工 (砂利道)	基準高 ▽	±150 指定したとき	幹線道路は、施工延長50mにつき1ヶ所の割合で測定する。 支線道路は、施工延長おおむね200mにつき1ヶ所測定する。	
				厚さ t	- 45		
				幅 W1～W2	-150		
				延長 L 200m未満	-400	※舗装を行うときは、農道工事を適用する。	
				200m以上	-0.2%		
243 241	暗渠排水	暗渠排水	吸水渠工	布設深 h1～h3	- 75	上、下流端の2ヶ所を測定する。 ただし、1本の布設長がおおむね100m以上のときは、中間点を加えた3ヶ所を測定する。	
				間隔 W1～W4	±750		
				延長 L 500m未満	-1000		
				500m以上	-0.2%		
				間隔 W	±750	30ヶ当たり1ヶ所の割合で測定する。	
244 242			集水渠工 (支線) 導水渠工 (幹線)	布設深 h	- 75	施工延長 おおむね 50mにつき1ヶ所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	
				延長 L 500m未満	-1000		
				500m以上	-0.2%		

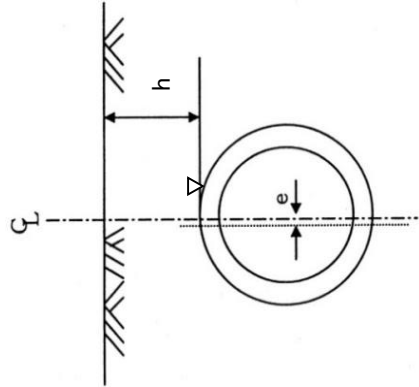
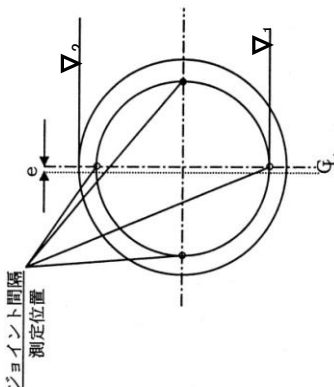
出来形管理基準及び規格値 ほ場整備

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
245 243	ほ場整備	農用地造成	農用地造成工 (テラス・階段畑)	法勾配 S	－ 1分 指定としたとき	テラス延長おおむね100m当たり1ヶ所測定する。	
				幅 W1	－ 150 指定としたとき		
				耕起幅 W2	－ 150 指定としたとき		
				側溝幅 W3～W4	－ 75		
				側溝高さ h	－ 75 指定としたとき		
246 244		農用地造成工 (改良山成)		基準高 ▽	± 300 指定したとき	1. 基準高については切土部を40mメッシュ地点で測定。 2. 法勾配については40mメッシュ線と切土法尻との交点で測定。 (測定間隔は、おおむね40m) ※切土部のみ対象とする。	
				法勾配 S	－ 1分 指定したとき		
247 245		農用地造成工 (道路工・耕作道)		幅 W1～W4	－ 150	テラス施工延長おおむね100m当たり1ヶ所測定する。	
				厚さ t	－ 45		
				側溝幅 W3～W6	－ 75		
				側溝高さ h	－ 75 指定としたとき		

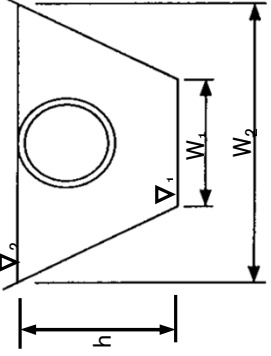
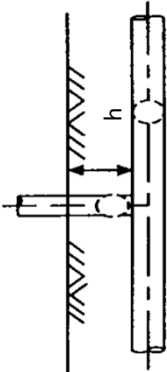
出来形管理基準及び規格値 ほ場整備

番号	工事	工種	種別	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所
245 246	ほ場整備	農用地造成	耕起工	耕起深 t	果樹	－ 75	おおむね1ha当たり10ヶ所測定する他、つぼ掘り2ヶ所/ha	
					野菜	－ 15		
248 247			土壌改良工材	pH測定		±0.5 指定としたとき	おおむね50a当たり1ヶ所（深さ15cm）改良材散布後2週間以上経過して測定する。 （試験方法・・・ガラス電極法・・・46農地C第311号参照） ※地表から15cmの土壌を柱状に採取し、良く混合する。	
250			砕土工	砕土厚 t	果樹	＝ 75	おおむね1ha当たり10箇所測定する他、つぼ掘り2ヶ所/ha	
					野菜	＝ 15		

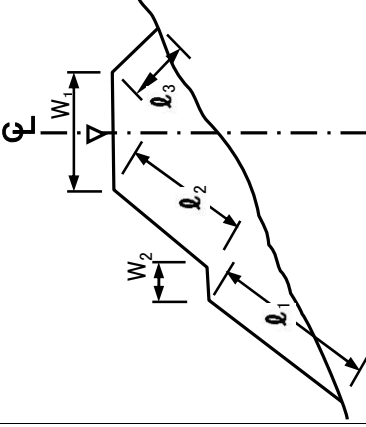
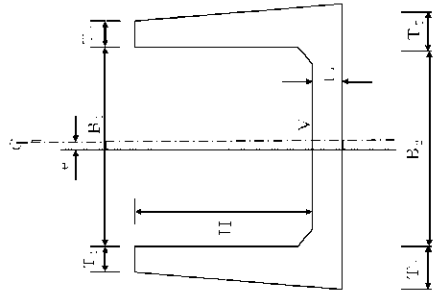
出来形管理基準及び規格値 畑かん施設

番号	工事	工種	種別	測定項目		規格値(mm)	測定基準	測定箇所
254 248	畑かん施設	管布設工	硬質ポリ塩化ビニル管 土工	基準高	▽	±50	施工延長おおむね50mにつき1ヶ所の割合で測定する。 中心線のズレ（曲線部）については施工延長10mにつき1ヶ所の割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する 1施工単位2ヶ所以上測定。	
				埋設深	h	-50		
				中心線のズレ (e)		指定したとき ±120		
				延長	L	-200		
				200m以上		-0.1%		
252 249			強化プラスチック複合管工 ダクタイル鋳鉄管	基準高	▽	±30	施工延長おおむね50mにつき1ヶ所の割合で測定する。 中心線のズレ（曲線部）については施工延長10mにつき1ヶ所の割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する 1施工単位2ヶ所以上測定。 ジョイント間隔については、1本毎に測定。	
				中心線のズレ (e)		指定したとき ±100		
				延長	L	-200		
				200m以上		-0.1%		
				ジョイント間隔		Z		
							基準高(▽)は、管底、管頂のいずれか一方を測定し管理する。	

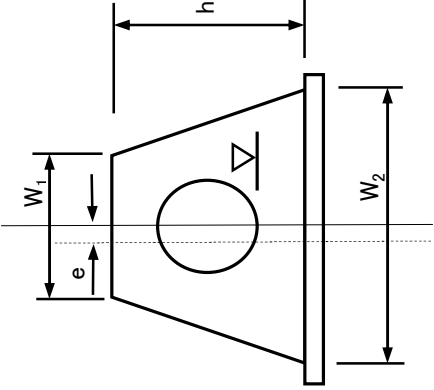
出来形管理基準及び規格値 畑かん施設

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
253 250	畑かん施設	管基礎工	砂基礎工	高さ h	±30	施工延長おおむね50mにつき1ヶ所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。 施工単位2ヶ所以上測定。 ※基礎材が異なる場合は、種類毎に測定する。	
				幅 W1～W2	-100		
254 251	畑かん施設工	畑かん施設工	散水器具工 (スプリングラー)	埋設深 h	-50	構造図の寸法表示箇所を測定。	

出来形管理基準及び規格値 ため池

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
252	ため池	堤体工	堤体盛土	基準高▽	±100	線的なものについては施工延長おおむね20mにつき1ヶ所の割合で測定する。 上記未滿は2ヶ所測定する。 鋼土の幅は盛土1m毎に管理する。 測定は原則として、水平距離とするが、法長の場合は斜距離とする。	
				天端幅W1, 小段幅W2	-100 (鋼土 -100)		
				法長 11～13	-100		
				施工延長L	-200		
256			鋼土、鞆土	基準高▽	±100	施工延長20mにつき1ヶ所の割合で測定する。 上記未滿は2ヶ所測定する。 測定は原則として、水平距離とするが、法長の場合は斜距離とする。	鋼土の幅は盛土高1m毎に管理する。
				天端幅、小段幅	-100		
				法長	-100		
				施工延長L	-20% 但し延長50m未滿		
					-100		
253		洪水吐工	本体工	基準高▽	±30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについて施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。 スパン長の標準を9mとする	
				幅B	±30		
				厚さT	±20		
				高さH	±30		
				中心線のずれe	直線部±50 曲線部±100		
				スパン長L	直線部±20 曲線部±30		
				施工延長又は長さ	-150		

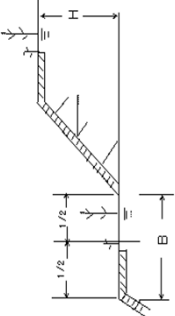
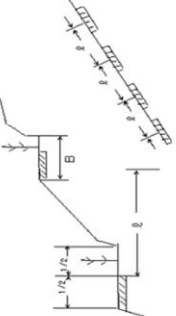
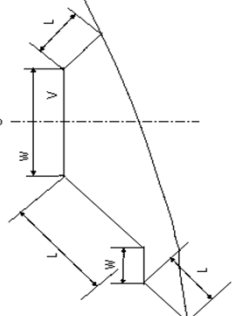
出来形管理基準及び規格値 ため池

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
257 254	ため池	基礎・斜樋・樋管工	本体工 及び付帯構造物 (土砂吐ゲート等)	基準高 ∇	±30	施工延長10mにつき1ヶ所の割合で測定する。 上記未満は2ヶ所測定する。 ※基準高は管底を原則とする。	
				厚さ t	−20		
				幅 W1〜W2	−20		
				高さ h	−20		
				中心線のずれ e	直線部 ±50 曲線部 ±100		
				施工延長 L	−150		
258		ゲート工		施工延長 L	±150	各孔毎に測定する。	
				ゲート長	±150		
				注入量			
				注入時間			
				注入圧力			

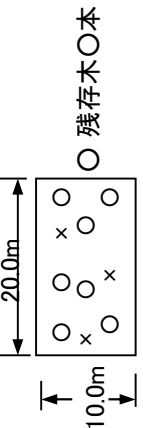
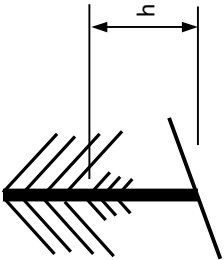
出来形管理基準及び規格値 治山

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
255	治山	護岸流路	木製護岸工	基準高(設定した場合)▽	±100	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
				高さ h	±100		
				幅 t1, t2	-200		
				法勾配 n	±0.5分		
				延長 L	-200		
256	治山	護岸流路	木製流路工	基準高(設定した場合)▽	±100	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
				高さ h	±100		
				幅 W1, W2	-100		
				延長 L	-200		
257	山腹工	棚工		基準高(設定した場合)▽	±100	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
				高さ h	±100		
				延長 L	-200		
258	張芝水路工		張芝水路工	基準高(設定した場合)▽	±100	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
				高さ h	±100		
				幅 W	±100		
				延長 L	-200		

出来形管理基準及び規格値 治山

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
263 259	治山	山腹工	積苗工	幅 B	- 5%	各段の高さ・幅はおおむね主縦断線で測定する。 延長は階段幅の中心線で測定する。	
				高さ H	±20%		
				延長 L	- 2%		
264 260		筋工		幅 B	-5%	各筋の間隔、幅はおおむね主縦断線で測定する。 延長は階段幅又は、筋上の中心線で測定する。	
				延長 L	-2%		
265 261		伏工 実播工		面積	-2%	実測する。	
266 262		土塁工		基準高 ▽	±100	構造図の寸法表示箇所を測定する。	
				幅 W	-150		
				延長 L	-150 -200 -1分		
				法勾配 i	±0.5分		
				施工延長	-0.2%ただし 延長50m未満-100		
267 263		法切工		斜長 L	-4%	各測点毎に測定する。	

出来形管理基準及び規格値 治山

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
268 264	治 山	森 林 整 備	本数調整伐工	団地面積 A	-3%	出来高平面図及び求積表へ朱書き併記する。	 N' =(残存木+伐採木)×所定伐採率
				団地内伐採本数 N	-0%	施工団地毎に伐採木全てに番号札を付すること。	
				管理地内伐採本数	N' =(残存木+伐採木) ×所定伐採率 N' の±20%	1ヶ所/haの管理地(10m×20m)を設け管理地拡大図を作成し伐採木、残存木を記入する。	
269 265			枝落し工	団地面積 A	-3%	出来高平面図及び求積表へ朱書き併記する。	
				枝落し高 h	-150	1ヶ所/haの管理地(10m×10m)を設け施工木の枝落し高を記入する。	
270 266			地寄せ工	団地面積 A	-3%	出来高平面図及び求積表へ朱書き併記する。	
271 267			植栽工	団地面積 A	-3%	出来高平面図及び求積表へ朱書き併記する。	本数調整伐に準ずる。
				団地内植栽本数 N	-0%	入荷伝票等で確認。	
				管理地内植栽本数	-15%	1ヶ所/haの管理地(10m×20m)を設け植栽木を確認する。 (植栽密度毎にも設定する)	
272 268			雪起こし工	雪起こし本数 N	-0%	施工団地毎に、雪起こし木全てに番号札を付すること。	
273 269			追肥工	団地面積 A	-3%	出来高平面図及び求積表へ朱書き併記する。	
274 270			作業歩道工	延 長 L	-2%	1施工箇所毎	
				幅 W	-100	施工延長100mにつき1ヶ所、延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値	測 定 基 準			摘 要
						方法	密度	単位	
271	港湾・漁港	浚渫・床掘工		水深 (底面) (法面)	+0 -は規定しない又は 特記による	音響測探機、 レッド又はレベル 等により測定	測線間隔10m以 下 測点間隔10m以 下 又は特記によ る	100mm	+：設計値より浅いことをいう。 -：設計値より深いことをいう。 断面図は監督員が指示したときは作成し提出
				水深 (底面) (法面)	±300 又は特記による 外側2000 (法面に直角) 内側300 (法面に直角) 又は特記による	音響測探機、 レッド又はレベル 等により測定	測線間隔10m以 下 測点間隔10m以 下 又は特記によ る	100mm	
273		置換工		延長	+は規定しない -0	スチールテープ 、間縄、光波測 距儀等で測定	施工完了後	100mm	陸上部の許容範囲は共通編（51）による。
				天端高 天端幅 法面	天端高 ±500 又は特記による。 天端幅、法面 特記による	陸上部：スチー ルテープ、レベ ル、光波測距等 で測定	測線間隔20m以 下 測点間隔10m以 下	天端高10mm 天端幅100mm	
						水中部：スチー ルテープ、間 縄、レッド又は 音響測探機等 により測定	測線間隔20m以 下 測点間隔20m以 下	100mm	

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要
						方法	密度	単位	
274	港湾・漁港	地盤改良	敷砂工 碎石マット	延長	+は規定しない -0	スチールテープ、間縄、光波測距儀等で測定	施工完了後	100mm	陸上部の許容範囲は共通編 (52) による。
				天端高 天端幅 法面勾配	天端高 ±300 天端幅、法面勾配、特記による。	陸上部：スチールテープ、レベル、光波測距等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端高10mm 天端幅100mm	
						水中部：スチールテープ、間縄、レッド又は音響測探機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	100mm	
275			サンンドレーン工 碎石ドレーン工	位置	特記による ±100	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀等で測定	移動及び監督員の指示による。	10mm	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されれば不要
				天端高 先端深度	天端高 -0 +は規定しない。 先端深度+0 -は規定しない。	打込記録の確認	砂杭全数	100mm	+：設計値より浅いことをいう。 -：設計値より深いことをいう。
				砂の投入量		打込記録の確認	砂杭全数	0. 1m ³	

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値	測 定 基 準			摘 要
						方法	密度	単位	
280 276	港 湾 ・ 漁 港	地 盤 改 良	ペーパードレーン工						サンドドレーンを適用する。(砂の投入量の代わりにペーパー等の打込量とする。)
				延 長	+は規定しない -0	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後	100mm	
			載荷工	天端高 天端幅 法面勾配	天端高 ±500 天端幅、法面勾配は 特記による	陸上部：スチールテープ、レベル、光波測距等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端高10mm 天端幅100mm	
282 278			サンドコンパクション パイル工	位 置	特記による ±100	水中部：スチールテープ、間縄、レッド又は音響測探機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	100mm	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されなければ不要
						自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀等で測定	転船移動及び監督員の指示による。	10mm	
				天端高 先端深度	天端高 -0 +は規定しない 先端深度 +0 -は規定しない	打込記録の確認	砂杭全数	100mm	
				砂の投入量		打込記録の確認	砂杭全数	0.1m ³	+：設計値より浅いことをいう。 -：設計値より深いことをいう。
				盛上り量		レベル、音響測探機又はレッドにより測定	完了後 測線・測点間隔は特記による	100mm	

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要
						方法	密度	単位	
283 279	港湾・漁港	地盤改良	ロットコンパクション工	位置	±100	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀等で測定	特記による移動毎及び監督員の指示による。	100mm	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
				充填材の投入量				1.0m ³	
				天端高	天端高 +は規定しない -0	打込記録の確認	全数	100mm	
				先端深度	先端深度 +0 -は規定しない	打込記録の確認	全数	100mm	
284 280	港湾・漁港	地盤改良	深層混合処理工	位置	トランシット及び光波測距儀等により測定する場合は特記による	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀等で測定	海上施工は改良杭全数。陸上施工は特記による	10mm	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
				鉛直度、接合	特記による	トランシット及び傾斜計等により処理機の鉛直度を測定	改良杭全数 深度方向に2～5m程度毎に測定 (引抜きと貫入時)	1分又は10mm	
				天端高 先端深度	天端高 +は規定しない -0 先端深度 +0 -は規定しない	深度計、ワイヤー繰出長さ、潮位計、乾舷及び処理機等により確認	改良杭全数	10mm	
				硬化剤吐出货量		流量計等により硬化剤のm当りの吐出货量を確認	改良杭全数	1Lまたは1t	
				盛上り量		レベル、音響測探機又はレッドにより測定	改良前、改良後	100mm	

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要
						方法	密度	単位	
285 281	港湾・漁港	マット工	マット工 (アスファルトマット)	敷設位置	特記による	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20m(1箇所以上	100mm	洗掘防止・吸出防止・法面保護用
				重ね幅	500以上	スチールテープ等により測定	1枚に2点	10mm	
				延長	+は規定しない -100	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	100mm	
286 282			マット工 (繊維系マット) (ゴムマット)	敷設位置	特記による	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20m(1箇所以上	100mm	洗掘防止・吸出防止・法面保護用
				重ね幅	500以上	スチールテープ等により測定	1枚に2点	10mm	
				延長	+は規定しない -100	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	100mm	
287 283			マット工 (合成樹脂系マット)	敷設位置	特記による	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20m(1箇所以上	100mm	洗掘防止・吸出防止・法面保護用
				重ね幅	300以上	スチールテープ等により測定	1枚に2点	10mm	
				延長	+は規定しない -100	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	100mm	
288 284			マット工 (アスファルトマットを使用する場合) (アスファルトマット以外を使用する場合) (ハ) (ケーソン制作時に施工する場合)	敷設位置	特記による	スチールテープ等により測定	始、終端及び変化する箇所毎	100mm	摩擦増大用

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要
						方法	密度	単位	
285	港湾・漁港	捨石及び均し	基礎工	本均し (均し面の高さ)	±50	レベル又は特記により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10mm	
				(天端幅)	+は規定しない -100	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔10m以下	100mm	
				(延長)	+は規定しない -100	スチールテープ、間縄等により測定	法線上	100mm	
				荒均し (天端)	注① ±500 岸壁前面 +0,-200 異形ブロック据付面(整積)の高さ (法面に直角) ±300 又は特記による	音響測探機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	100mm	注① 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
				(法面)	注② ±500 (法面に直角) 異形ブロック据付面(整積)の高さ (法面に直角) ±300 又は特記による	音響測探機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上 但し、マウシド厚2m以下の場合は2点以上	100mm	注② 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
				(天端幅)	+は規定しない -100	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔10m以下	100mm	
				(延長)	+は規定しない -100	スチールテープ、間縄等により測定	法線上又は監督員の指示による	100mm	
				均しを行わない面 (天端)	±700	音響測探機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	100mm	

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要
						方法	密度	単位	
285	港湾・漁港	捨石及び均し	基礎工	均しを行わない面 (法面)	±700 (法面に直角)	音響測探機、 レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上 但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上	100mm	
				(天端幅)	+は規定しない -300	スチールテーパー、 間縄等により測定	測線間隔10m以下	100mm	
				(延長)	+は規定しない -300	スチールテーパー、 間縄等により測定	法線上	100mm	
286			被覆石工及び根固石工	被覆均し (天端)	±500 岸壁前面 +0,-200 異形ブロック据付面(整積)の高さ (法面に直角) ±300 又は特記による	音響測探機、 レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	100mm	
				(法面)	±500 (法面に直角) 異形ブロック据付面(整積)の高さ (法面に直角) ±300 又は特記による	音響測探機、 レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上 但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上	100mm	
				(天端幅)	+は規定しない -200	スチールテーパー、 間縄等により測定	測線間隔10m以下	100mm	
				(延長)	+は規定しない -200	スチールテーパー、 間縄等により測定	天端中心上又は監督員の指示による	100mm	
				根固均し					被覆均しを適用する。

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要
						方法	密度	単位	
294 287	港湾・漁港	捨石及び均し	裏込工	裏込均し (天端)	±200	レベル・レッド により測定	測線及び測点 間隔は10m以下	陸上 10m 水中 100m	場所打コンクリートの施工面は±50mm
				(法面)	±200 (法面に直角)	レベル・レッド により測定	測点は3点以上	100mm	マット等を使用する場合を含む。
				(天端幅)	+は規定しない -100	スチールテープ 、間縄等により 測定	測線間隔10m以 下	100mm	
				(延長)	+は規定しない -100	スチールテープ 、間縄等により 測定	天端中心上	100mm	
				均しを行わない (天端)	特記による	レベル・レッド により測定	測点間隔は10m 以下	陸上 10 mm 水中 100 mm	
				(法面)	特記による	レベル・レッド により測定	測点は3点以上	100 mm	
				(天端幅)	特記による	スチールテープ 、間縄等により 測定	測線間隔10m以 下	100mm	
				(延長)	特記による	スチールテープ 、間縄等により 測定	天端中心上	100mm	

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要
						方法	密度	単位	
292 288	港湾・漁港	杭及び矢板	鋼杭工	打込記録		共第5章第2節第5項	支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本		
				杭頭中心位置	100以下	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	10mm	
				杭天端高	±50	レベルにより測定	打込完了時、全数	10mm	
				杭の傾斜	直杭2°以下 傾杭3°以下	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1°	
			コンクリート杭工	打込記録		JISA7201記録	支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本		
293 289				杭頭中心位置	100以下	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	10mm	
				杭天端高	±50	レベルにより測定	打込完了時、全数	10mm	
				杭の傾斜	直杭2°以下 傾杭3°以下	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1°	
			鋼矢板及び鋼管矢板工 (鋼矢板)	打込記録		共第5章第1節第6項	40枚に1枚		
				矢板壁延長	+矢板1枚幅 -0	スチールテープ等により測定(天端付近)	施工中適宜打込完了時	10mm	
294 290				矢板法線に対する出入	±100	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	10mm	全数を目視で確認
				矢板法線に対する傾斜	10/1000以下	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1/1000	

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要
						方法	密度	単位	
290 295	港湾・漁港	杭及び矢板	鋼矢板及び鋼管矢板工 (鋼矢板)	矢板法線方向の傾斜	上下の差が矢板1枚幅未満 10/1000以下	トランシット、 光波測距儀 、下 げ振り、傾斜計 等により測定	施工中適宜打 込完了時 (両端部)	10mm 1/1000	
				矢板天端高	±100	レベルにより測 定	打込完了時、 20枚に1枚	10mm	全数を目視で確認
				矢板継手部の離脱		観察(水中部は 潜水土)	全数		
				打込記録			20本に1本		
296 291			鋼矢板及び鋼管矢板工 (鋼管矢板)	矢板壁延長	特記による	スチールテープ 等により測定(天 端付近)	施工中適宜打 込完了時	10mm	
				矢板法線に対する出入り	±100	トランシット、 光波測距儀 、ス チールテープ等 により測定	打込完了時、 10本に1本及び 計画法線の変 化点	10mm	全数を目視で確認
				矢板法線に対する傾斜	10/1000以下	トランシット、 光波測距儀 、下 げ振り、傾斜計 等により測定	打込完了時、 全数確認後10 本に1本及び変 化点	1/1000	
				矢板法線方向の傾斜	上下の差が矢板1枚幅未満 10/1000以下	トランシット、 光波測距儀 、下 げ振り、傾斜計 等により測定	施工中適宜打 込完了時 (両端部)	10mm 1/1000	
				矢板天端高	±100	レベルにより測 定	打込完了時、 10本に1本	10mm	全数を目視で確認
				矢板継手部の離脱		観察(水中部は 潜水土)	全数		

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要
						方法	密度	単位	
291 292	港湾・漁港	杭及び矢板	コンクリート矢板工	矢板壁延長	+矢板1枚幅 -0	スチールテープ等により測定(天端付近)	施工中適宜打込完了時	10mm	
				矢板法線に対する出入	特記による	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	10mm	全数を目視で確認
				矢板法線に対する傾斜	特記による	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1／1000	
				矢板法線方向の傾斜	上下の差が矢板1枚幅未満 2／100以下	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜打込完了時(両端部)	10mm 1／1000	
				矢板天端高	+50	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚	10mm	全数を目視で確認
293 294	控工	控工 (腹起し)		矢板継手部の離脱		観察(水中部は潜水士)	全数		
				取付高さ		レベル等により測定	取付完了時、両端(継手毎)全数	10mm	
				継手位置		観察	取付完了時、全数		
				ボルトの取付け		観察	取付完了時、全数		
				矢板と腹起しとの密着度		観察	タイロッド毎、全数		

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要
						方法	密度	単位	
294	港湾・漁港	控工	控工 (タイロッド取付)	取付高さ及び水平度		レベル等により測定	締付後両端、全数	10mm	腹起こしに取り付ける場合は不要
				矢板法線に対する取付け角度及び取付間隔		スチールテーパー等により測定	締付後両端、全数	10mm	
				定着ナットの締付け	ねじ山が3つ山以上突き出していること	観察	全数		
				ターンバックルのねじ込み長さ	定着ナットの高さ以上	観察	全数	10mm	
295	港湾・漁港	控工	控工 (ワイヤー取付)	リングジョイントのコンクリートへの埋込み		観察	全数		
				支保材の天端高		レベル等により測定	適宜	10mm	
				取付高さ		レベル等により測定	締付後両端、全数	10mm	腹起こしに取り付ける場合は不要
				矢板法線に対する取付け角度及び取付間隔		スチールテーパー等により測定	締付後両端、全数	10mm	
				定着ナットの締付け	ねじ山が3つ山以上突き出していること	観察	全数		
				定着具端部栓の取付け		観察	全数		
				トランペットシースの取付		観察	全数		

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要	
						方法	密度	単位		
301 296	港湾・漁港	ケーソン	ケーソン製作工	高さ	+30 -10	スチールテープ等により測定	完成時、四隅	10mm		
				幅	+30 -10		各層完成時に中央部及び底板と天端は両端	10mm		
				長さ	+30 -10		各層完成時に中央部及び底板と天端は両端	10mm		
				壁厚	±10		各層完成時、各壁1箇所	10mm		
				底板厚さ	+30 -10	レベル、レッド等により測定	底板完成時、各室中央部1ヶ所	10mm		
				フーチング高さ	+30 -10		底板完成時、四隅	10mm		
				対角線	±50		底板完成時及び完成時	10mm		
				バラスト	砕石・砂±100 コンクリート±50		各室中央部1ヶ所	10mm	投入量管理	
				法線に対する出入	防波堤ケーソン質量 2000t未満±200 2000t以上±300 岸壁ケーソン質量 2000t未満±100 2000t以上±150		据付完了後、両端2ヶ所	10mm		
							据付完了後、天端2ヶ所	10mm		
302 297			ケーソン据付工	天端高さ		レベルにより測定	据付完了後、四隅 中詰完了時、四隅	10mm		
				延長		スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上	10mm		

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値	測 定 基 準			摘 要
						方法	密度	単位	
303 298	港湾・漁港	ブロック工	ブロック製作 (L型ブロック) (セルラープブロック) (直立消波ブロック) (ブロック(方塊)) (船揚場の張りブロック)	幅、高さ、長さ、壁厚	幅 +20 -10 高さ +20 -10 長さ +20 -10 壁厚 ±10	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数。直立消波ブロック及び根固めに使用するブロックは10個に1個以上測定。	10mm	L型ブロック、直立消波ブロック、セルラープブロック、ブロック(方塊)、船揚場の張りブロック
				対角線		スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数。直立消波ブロック及び根固めに使用するブロックは10個に1個以上測定。	10mm	直立消波ブロック、ブロック(方塊)、船揚場の張りブロック
304 299			ブロック据付 (L型ブロック) (セルラープブロック) (直立消波ブロック) (ブロック(方塊)) (船揚場の張りブロック)	法線に対する出入	±50 船揚場の張りブロックについては適用しない。	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所(最下段、最上段)	10mm	根固めブロックについては、本体ブロックの管理項目のうち延長のみ適用する。
				隣接ブロックとの間隔	L型ブロック、セルラープブロック50以下 直立消波ブロック、ブロック(方塊)30以下 船揚場の張りブロックは特記による	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所(最下段、最上段)	10mm	
				延長		スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	10mm	
				天端高		レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所(最上段のみ)	10mm	

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要
						方法	密度	単位	
305 300	港湾・漁港	ブロック工	異形ブロック製作	型枠形状寸法		観索	型枠搬入後適宜		
				ブロック外観		観索	全数		
									外観的な空白が無く、配置及びかみ合わせが適切で孤立したものが無いよう、所定の個数をもって消波目的を果たすよう据え付ける。
306 301			異形ブロック据付	天端高					
				天端幅					
				天端延長					
307 302		中詰	中詰工	天端高	砂、石材等 陸上 ±50 水中 ±100 コンクリート 陸上 ±30 水中 ±50	レベル、 <u>水糸張</u> り、 <u>スチール</u> テープ等によりケーソン天端面からの下りを測定。	1室につき1ヶ所(中心)	10mm	
				締固め		特記による			セル構造物で中詰の締固めを行う場合
308 303			蓋コンクリート(プレキャスト)(現場打ち)	天端高	陸上 ±30 水中 ±50	レベル、 <u>水糸張</u> り、 <u>スチール</u> テープ等により測定。	1室につき1ヶ所(中心)	10mm	

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種 別	測 定 項 目	規格値	測 定 基 準			摘 要
						方法	密度	単位	
304	港湾・漁港	上部コンクリート工	上部コンクリート工 (防波堤)	天端高又は厚さ	天端幅10m以下の場合は ±20 天端幅10mを越える場合は +50 -20	レベル等により測定	天端面は1スパン4ヶ所以上 パラペット頂部は1スパン2ヶ所以上	10mm	天端高さ又は厚さの管理項目の選定は図面及び特記による。
				天端幅	天端幅10m以下の場合は ±30 天端幅10mを越える場合は +50 -30	スチールテープ等により測定	1スパン3ヶ所	10mm	
				延 長	+は規定しない +0	スチールテープ等により測定	法線上	10mm	
				法線に対する出入	±50	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2ヶ所	10mm	
				天端高又は厚さ	±20	レベル、スチールテープ等により測定	1スパン3ヶ所	10mm	
305			上部コンクリート工 (岸壁) 栈橋上部コンクリート	天端幅	±20	スチールテープ等により測定	1スパン3ヶ所	10mm	(注) 本体がケーソンの場合 ケーソン質量2000t未満 ±200 2000t以上 ±300
				延 長	+は規定しない +0	スチールテープ等により測定	法線上	10mm	
				法線に対する出入	±30	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2ヶ所	10mm	
				防舷材ベッド		スチールテープ等により測定	スパン毎	10mm	
									(注) 栈橋上部コンクリートの梁（高さ、幅）、床版厚は型枠検査による。

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要
						方法	密度	単位	
310 306	港湾・漁港	付属工	係船柱工	天端高	曲柱 ±20 直柱 ±20	レベルにより測定	据付完了時、中心部、全数	10mm	
				岸壁前面に対する出入		トランシット、スチールテープ等により測定	据付完了時、全数	10mm	
				中心間隔		スチールテープ等により測定	据付完了時、各スパン毎中心部、各基	10mm	
				直柱基礎コンクリート (幅) (長さ) (高さ)		スチールテープ等により測定	完成時、全数、天端両端	10mm	基礎杭がある場合は杭及び矢板を適用する。 基礎石については捨石及び均しを適用する。
						スチールテープ等により測定	完成時、全数、前後面	10mm	
311 307			防舷材工	取付高さ		レベルにより測定	完成時、全数、中心点	10mm	
					レベル及びスチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	10mm		
				中心間隔		スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	10mm	
312 308		車止め・縁金物工		天端高		レベルにより測定	取付完了時、中心部、全数	10mm	
				岸壁前面に対する出入	±30	トランシット、スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部を1点	10mm	
				取付間隔		スチールテープ等により測定	上部工1スパンに2ヶ所	10mm	
				塗装		観察			
				警戒色 (シマ模様)		スチールテープ等により測定	完了時適宜		

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要
						方法	密度	単位	
313 309	港湾・漁港	付属工	防食工 (電防陽極)	取付け位置		目視(承諾された図面より確認)潜水士による。	取付完了後、全数		
				電位測定	飽和かんこう電極基準 -770mV 海水塩化銀基準 -780mV 又は飽和硫酸銅電極基準 -850mV	測定機器による	取付完了後、測定端子取付箇所毎	1mV	
				取付け高さ		レベルにより測定	取付完了後、上端高さ鋼管杭：全数 矢板：1打設3ヶ所以上	10mm	
314 310		溶接及び切断	現場鋼材溶接工 (アーク溶接)	形状寸法 (のど厚、脚長、溶接長等)	特記による	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適宜	1mm	
				ひずみ		観察	全数		
				有害な欠陥の有		観察	適宜		
				溶接部の強度 (引張及び曲げ)	特記による	JIS Z 3121, 3131等公的機関の試験成績により確認	特記による	9.8N/mm ³	
				非破壊試験	特記による	JIS Z 3104放射線透過試験の他、特記による。	特記による		
					特記による	カラーチェック	特記による		

出来形管理基準及び規格値 港湾・漁港

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値	測定基準			摘要
						方法	密度	単位	
316 311	港湾・漁港	溶接及び切断	現場鋼材溶接工 (水中溶接)	形状寸法 (のど厚、脚長、溶接 長等)	特記による	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適宜	1mm 溶接長は10mm	
				外観		潜水士による観察	全数		
				形状寸法	特記による	スチールテープ等により測定	全数	1mm	
317 313			現場鋼材切断工 (水中切断)	外観		潜水士による観察	全数		
				形状寸法	特記による	スチールテープ等により測定	全数	1mm	
				外観		潜水士による観察	全数		
318		船揚場土	基礎栗石工 削除	幅員 (船置部) (斜路)	≧は規定しない ――50	スチールテープ等により測定	測線間隔は10m 以下	10mm	
					≧は規定しない ――50	スチールテープ等により測定	測線間隔は10m 以下	10mm	
				厚さ	≧は規定しない ――30	レベルにより測定	100㎡に1ヶ所 (中間止め壁 内ごと)	10mm	
319		船揚場土	船揚場滑り材 取付工	延長	≧は規定しない ――0	スチールテープ等により測定	上・下端部に おいて2ヶ所	10mm	
				取付高さ		レベル又はスチールテープ等により測定	取付完了時、 中心部、全数	10mm	
				中心間隔		レベル又はスチールテープ等により測定	取付完了時、 中心部、全数	10mm	

出来形管理基準及び規格値 漁場

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準			測定箇所
						方法	密度	単位	
314	漁場	魚礁工事	単体魚礁ブロック製作	型枠形状寸法		観察	型枠搬入後適宜		漁礁メーカー貸与型枠以外による場合は、 -6-303ブロック製作を適用
				ブロック外観		観察	全数		
315			魚礁ブロック沈設	沈設位置	特記仕様書による	G-P-S-G-N S及びD-G-P-S-D-G-N S等により測定	全数	緯度経度 公共座標	
				出来形（高さ、延長、幅）	特記仕様書による	音響測探器等により測定	ゾーンや乱積み配置は、中心点から8方位を測定。計画配置の場合、特記仕様書による。	100mm	
316			コンクリート部材組立						
				幅、高さ、長さ	+10×(部材連数) -5×(部材連数)	スチールテープ等により測定	10基に1基以上測定	1mm	
				ボルトの取付け		観察	全箇所		
				ボルトの締付け	特記仕様書による	トルクレンチ等による	特記仕様書による		

出来形管理基準及び規格値 漁場

番号	工事	工種	種別	測定項目	規格値(mm)	測定基準			測定箇所
						方法	密度	単位	
323 317	漁場	魚礁工	化学系部材組立	幅、高さ、長さ	特記仕様書による	スチールテープ等により測定	10基に1基以上測定	1mm	
				接続帯の取付け		観察	接続終了時、全箇所		
			鋼製部材組立						
				幅	+30 -10	スチールテープ等により測定	10基に1基以上測定	1mm	
324 318				高さ	+30 -10			1mm	
				長さ	+30 -10			1mm	
				(溶接状況) 形状寸法 (のど厚、脚長、溶接長)	特記仕様書による	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適宜 特記仕様書による	1mm	ボルト止めの溶接長は、(隙間腐食防止のため) 不要
				有害な欠陥の有無		観察	適宜 全数		
325 319				非破壊試験	特記仕様書による	JIS Z3104放射線透過試験の他、特記仕様書による	特記仕様書による		
					特記仕様書による	カラーチェック	特記仕様書による		
				幅	+30 -10				
				高さ	+30 -10	スチールテープ等により測定	10基に1基以上測定	10mm	
325 319			重錘コンクリート製作	長さ	+30 -10				

別表ア 管水路(ダクトイル鋳鉄管)ジョイント間隔規格値

(単位:mm)

規 格	JIS G 5526・5527 及びJDKPA G 1027		JIS G 5526・5527 及びJDKPA G 1027・1029		JIS G 5526・5527 及びJDKPA G 1029	
	K形		T形(直管)		U形	
呼び径(mm)	規格値		規格値		標準値	規格値
75	+19	0	+16	0	—	— —
100	+19	0	+16	0	—	— —
150	+19	0	+16	0	—	— —
200	+19	0	+14	0	—	— —
250	+19	0	+14	0	—	— —
300	+19	0	+24	0	—	— —
350	+31	0	+24	0	—	— —
400	+31	0	+24	0	—	— —
450	+31	0	+24	0	—	— —
500	+31	0	+30	0	—	— —
600	+31	0	+30	0	—	— —
700	+31	0	+30	0	105	+32 -5 0
800	+31	0	+30	0	105	+32 -5 0
900	+31	0	+40	0	105	+32 -5 0
1,000	+36	0	+40	0	105	+33 -5 0
1,100	+36	0	+40	0	105	+33 -5 0
1,200	+36	0	+50	0	105	+33 -5 0
1,350	+36	0	+50	0	105	+35 -5 0
1,500	+36	0	+60	0	105	+35 -5 0
1,600	+40	0	+70	0	115	+33 -5 0
1,650	+45	0	+70	0	115	+33 -5 0
1,800	+45	0	+80	0	115	+33 -5 0
2,000	+50	0	+90	0	115	+36 -5 0
2,100	+55	0	—	—	115	+36 -5 0
2,200	+55	0	—	—	115	+36 -5 0
2,400	+60	0	—	—	115	+36 -5 0
2,600	+70	0	—	—	130	+36 -5 0

注) 1. 規格値は埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。

2. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外側から確認してよい。また、埋戻し後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。

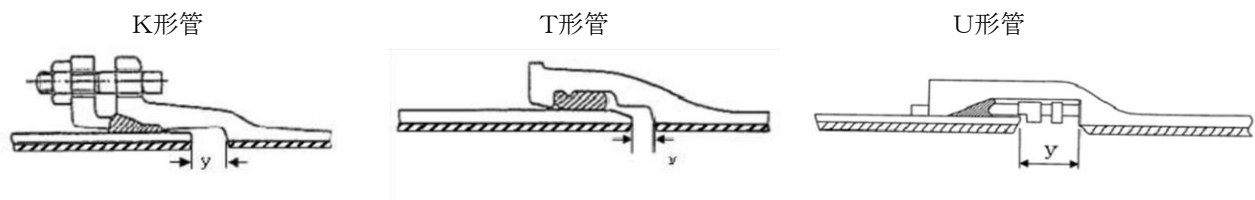
なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。

3. ダクトイル鋳鉄管のうちU形管の標準値はy寸法である。

4. ダクトイル鋳鉄管のうち、K形管・T形管のジョイント間隔測定位置及びU形管の標準値は下図のy寸法である。

yの測定位置は、鋳鉄層とモルタルライニング層の境界部を目安とする。

5. 標準値は継手構造上、本来開くべきジョイント間隔値を示しており、規格値は標準値に対する値を示している。



第 4 編 品 質 管 理

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
3 その他の製品	工場	必須	ダクタイル鑄鉄管	JIS G 5526	JIS G 5526	φ 75～300 200本 φ 350～600 100本 φ 700～1,000 50本 φ 1,100～2,600 25本	(1) JIS製品 標準ロット数以下の場合、製造業者の実施しているJISによる品質管理の工場報告書により確認するものとし、標準ロット数以上の場合は、ロット数、又はその端数毎に、工場における強度試験に、立会うものとする。 ただし、現場へ搬入の都度、外観、形状については全数を、寸法(又は重量)については、100個、又はその端数毎に、1個を抽出して再検査するものとする。	
			ダクタイル鑄鉄異形管	JIS G 5527	JIS G 5527			
			ダクタイル鑄鉄直管 ダクタイル鑄鉄異形管 ダクタイル鑄鉄管継手 (農業用水用)	JDPAG 1027	JDPAG 1027		試験(測定)項目、方法等は種類により異なり複雑であるので、必要なJISは前もって充分調べておく必要がある。 (2) JIS同等品 前項に準ずる。 (3) JIS外製品 別に定める規格により実施するものとする。	
			硬質塩化ビニル管	JIS K 6741	JIS K 6741	1,000本	ただし、定めのないものは、類似のJIS製品の品質管理の規定を準用する。 (管理方式) 測定した結果が20点以上の場合は管理図表による。 20点未満の場合は結果一覧表による。	
			水道用硬質塩化ビニル管	JIS K 6742	JIS K 6742	1,000本		
	現場	必須	強化プラスチック複合管	JIS A 5350	JIS A 5350	200本	(処置) (1)メーカーの報告書による場合は内容チェックをし、疑問があれば立会検査をする。 (2) 不合格になった材料は、使用してはならない。 現場へ搬入の都度、外観、形状については全数を確認する。(有害な角欠け、傷のないこと)	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
4 コンクリート	ブラント	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率： 0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率： 15%以下	工事開始前、工事中1回以上／12か月。	小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
				連続ミキサの場合：土木学会基準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前、工事中1回以上／12か月。		
	その他	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回／日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○
				JIS A 1125	設計図書による。	1回／日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		その他	骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回／日。	※転圧コンクリートに適用。	○

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
4 コン クリート	施 工	必 須	単位水量測定	「レディミックスコンクリート単位水量測定要領(案)」の送付について(平成16年3月8日事務連絡)	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3)配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することが出来る。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ ／日以上の場合： 2回／日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。 ※転圧コンクリートは適用外。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上 8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷下ろし時 1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷下ろし時に品質変化が認められたとき。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミックスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、涵渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種) ※転圧コンクリートは適用外。	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
5 土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 ※道路土工 当初及び土質の変化した時(材料が岩砕 の場合は除く)。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。	監督員との協議の上で、(再)転 圧を行うものとする。	
		必須	CBR試験 (路床)	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)	※道路工事に適用。	
	その他	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
	その他	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		その他	土の液性限界・塑性 限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
	その他	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。 ※道路土工のみ:当初及び土質の変化した 時。		
		その他	土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説「第一回改訂版」	設計図書による。	必要に応じて。 ※道路土工のみ:当初及び土質の変化した 時。		

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
5	土工	施工	現場密度の測定 【道路土工】	または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		必須	ブルフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法 便覧[4]-288 または、「地盤変形量測定装置を用いたブルフローリング管理要領(案)」		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	※道路工事に適用。 ・ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
		その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法 便覧[1]-273	設計図書による。	必要に応じて実施 (例)トラフィカビリティが悪いとき。		
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1箇所の割合で行う。	※道路工事に適用。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
		その他	現場CBR試験 (土木)	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割合で行う。	※道路工事に適用。 (土木に適用)	
		その他	現場CBR試験 (農業土木)	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長200mごとに行うものとし、試験箇所は3地点以上を標準とする。	※道路工事に適用。 (農業土木に適用)	
		その他	CBR試験 (森林土木)	JIS A 1222	設計図書による。	延長200mごとに行うものとし、試験採取は3地点以上を標準とする。	※道路工事に適用。 (森林土木に適用)	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	成績表等による確認
6 既設杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)、コンクリート杭、H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。		○
		必須	外観検査(鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む))	JIS A 5525	円周溶接部の目違い、 外径700mm未満:許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下:許容値3mm以下 外径1016mmを越え2000mm以下:許容値4mm以下		・外径700mm未満:上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1016mm以下:上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1016mmを越え2000mm以下:上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。	
	施工	必須	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343- 1,2,3,4,5,6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所を実施。 ただし、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343- 1,2,3,4,5,6 により定められた日本非破壊検査協会(浸透検査)の認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。		

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
6 既設杭工	施工	必須	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所につき1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所につき1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)		
		その他	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所につき1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所につき1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	
	その他	その他	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭(根固め)水セメント比試験	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%(中掘り杭工法)、60%(プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	供試体の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
		その他	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成した5φ×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値:20N/mm ²	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
10 吹付工	材 料	必 須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上および産地が変わった場合。		◎
		そ の 他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5201	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		
		そ の 他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5201	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材－第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材－第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材－第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	
		そ の 他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)		

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
10 吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2023	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。 ※現場吹付法枠工法枠工の場合 設計図書による ・参考値: 18N/mm ² 以上 (材齢28日)	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。 ※現場吹付法枠工法枠工の場合 1回に6本(σ 7…3本、σ 28…3本)とする。	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができ、1工種当たりの総使用料が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	◎
		その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができ、1工種当たりの総使用料が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種については、コンクリートの圧縮強度試験の項目を参照	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認								
14 路床安定処理工	施工	必須	ブルフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	•確認試験である。 •ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。									
				または、「地盤変形量測定装置を用いたブルフローリング管理要領(案)」			•路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 •事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。									
				JIS A 1215		延長40mにつき1箇所の割合で行う。	•確認試験である。 •セメントコンクリートの路盤床に適用する。									
				JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。	確認試験である。									
				JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。									
				舗装調査・試験法便覧[1]-284 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルフローリングでの不良箇所について実施。	確認試験である。									
15 表層安定処理工	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。									
			現場密度の測定	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 突砂法 (舗装調査・試験法便覧[4]-185)	設計図書による。	500 m^3 につき1回の割合で行う。 ただし、1,500 m^3 未満の工事は1工事当り3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。										
			または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。 管理単位の面積は1,500 m^2 を標準とし、1日の施工面積が2,000 m^2 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	•最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 •左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。										
					<table><tr><td>面積m^2</td><td>0~500</td><td>500~1000</td><td>1000~</td></tr><tr><td>測定点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table>				面積 m^2	0~500	500~1000	1000~	測定点数	5	10	15
面積 m^2	0~500	500~1000	1000~													
測定点数	5	10	15													

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認	
15 表層安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ブルフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工管理を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。 また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
				舗装調査・試験法 便覧[4]-288			路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・確認試験である。 ・ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
	その他	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。	確認試験である。		
				JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。	確認試験である。		
	その他	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	確認試験である。		
					設計図書による。	ブルフローリングでの不良箇所について実施。	確認試験である。		
	その他	その他							
	その他	その他							

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	成績表等による確認
21 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照 ※排水性舗装工・透水性舗装工 「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	施工前、材料変更時		◎ ☆
		必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率 :3.0%以下	施工前、材料変更時		◎ ☆
	その他	必須	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下	施工前、材料変更時		◎ ☆
		必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧[2]-51	細長、あるいは扁平な石片:10%以下	施工前、材料変更時		○ ☆
		必須	フィラーの(舗装用石灰石粉)粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧 表3.3.17による。 ※排水性舗装工・透水性舗装工 「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	施工前、材料変更時		○ ☆
		必須	フィラーの(舗装用石灰石粉)水分試験	JIS A 5008	1%以下	施工前、材料変更時		○ ☆
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	施工前、材料変更時	※普通アスファルト舗装、排水性舗装・ 透水性舗装 に適用。 ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○ ☆
		その他	フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法 便覧[2]-83	50%以下	施工前、材料変更時	※普通アスファルト舗装、排水性舗装・ 透水性舗装 に適用。 ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○ ☆
		その他	フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法 便覧[2]-74	3%以下	施工前、材料変更時	※普通アスファルト舗装に適用。 ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○ ☆
	その他	その他	フィラーの剥離抵抗試験	舗装調査・試験法 便覧[2]-78	1/4以下	施工前、材料変更時	※普通アスファルト舗装に適用。 ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○ ☆

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	成績表等による確認
21 アスファルト舗装	材料	その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧[2]-94	水浸膨張比 普通アスファルト舗装:2.0%以下 排水性舗装 :2.0%以下	施工前、材料変更時	※普通アスファルト舗装、排水性舗装・ 透水性舗装 に適用。	◎○
		その他	製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率 :3.0%以下	施工前、材料変更時	※普通アスファルト舗装に適用。	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石:30%以下 CSS :50%以下 SS :30%以下 ※排水性舗装工・透水性舗装工、グースアスファルト舗装工 砕石、CSS、SS 30%以下	施工前、材料変更時		◎ ☆
	その他	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下	施工前、材料変更時		◎ ☆
		その他	針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミローレンアスファルト:表3.3.4 ・硬質アスファルト:表3.3.5、表3.3.6 ※排水性舗装工・透水性舗装工 40(1/10mm)以上 グースアスファルト舗装工 15～30(1/30mm)	施工前、材料変更時	・グースアスファルト舗装工の規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○ ☆
その他	その他	その他	軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・硬質アスファルト:表3.3.5、表3.3.6 ※排水性舗装工・透水性舗装工 80.0℃以上 グースアスファルト舗装工 58～68℃	施工前、材料変更時	・グースアスファルト舗装工の規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○ ☆
		その他	伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・硬質アスファルト:表3.3.5、表3.3.6 ※排水性舗装工・透水性舗装工 50cm以上(15℃) グースアスファルト舗装工 10cm以上(25℃)	施工前、材料変更時	・グースアスファルト舗装工の規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○ ☆
	その他	その他	トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・セミローレンアスファルト:表3.3.4 ・硬質アスファルト:表3.3.5、表3.3.6 ※グースアスファルト舗装工 86～91%	施工前、材料変更時	※普通アスファルト舗装、グースアスファルト舗装に適用。 ・グースアスファルト舗装工の規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○ ☆

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	成績表等による確認
アスファルト舗装	材料	その他	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローションアスファルト:表3.3.4 ・硬質アスファルト:表3.3.5、表3.3.6 ※排水性舗装工・透水性舗装工 260℃以上 ゲースアスファルト舗装工 240℃以上	施工前、材料変更時	・ゲースアスファルト舗装工の規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○ ☆
		その他	蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1	施工前、材料変更時	※普通アスファルト舗装に適用。	○ ☆
		その他	蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	施工前、材料変更時	※ゲースアスファルト舗装に適用。 ・規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○
		その他	薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローションアスファルト:表3.3.4 ※排水性舗装工・透水性舗装工 薄膜加熱質量変化率:0.6%以下 薄膜加熱針入度残留率:65%以上		※普通アスファルト舗装、排水性舗装・透水性舗装に適用。	○ ☆
		その他	密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローションアスファルト:表3.3.4 ・硬質アスファルト:表3.3.5、表3.3.6 ※ゲースアスファルト舗装工 1.07～1.13g/cm ³	施工前、材料変更時	・ゲースアスファルト舗装工の規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○ ☆
		その他	高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧[2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミプローションアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	※普通アスファルト舗装に適用。	○ ☆
		その他	60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧[2]-224	舗装施工便覧参照 ・セミプローションアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	※普通アスファルト舗装に適用。	○ ☆
		その他	タフネス・テナシティー試験	舗装調査・試験法便覧[2]-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ※排水性舗装工・透水性舗装工 タフネス:20N・m	施工前、材料変更時	※普通アスファルト舗装、排水性舗装・透水性舗装に適用。	○ ☆
		その他						○ ☆

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	成績表等による確認
21 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧[2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	定期的または随時 印字記録の場合: 全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		○ ☆
		必須	粒度(75 μmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧[2]-16	75 μmふるい: ±5%以内基準粒度	定期的または随時 印字記録の場合: 全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		○ ☆
		必須	アスファルト量抽出 粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧[4]-318	アスファルト量 ±0.9%以内	定期的または随時 印字記録の場合: 全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		○ ☆
		必須	温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。 ※グースアスファルト舗装工 アスファルト: 220℃以下 石粉: 常温～150℃	随時		○
	必須	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法 便覧[3]-402	貫入量(40℃)目標値 表層: 1～4mm 基層: 1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	※グースアスファルト舗装に適用。	○
		必須	リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法 便覧[3]-407	3～20秒(目標値)	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	※グースアスファルト舗装に適用。	○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧[3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
		必須	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧[3]-44	設計図書による。 ※グースアスファルト舗装は、300以上	設計図書による。 ※グースアスファルト舗装 配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	※排水性舗装・グースアスファルト舗装にも適用。 アスファルト混合物の耐流動性の確認。	○
	必須	必須	曲げ試験	舗装調査・試験法 便覧[3]-79	破断ひずみ(－10℃、50mm/min) 8.0×10 ⁻³ 以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	※グースアスファルト舗装に適用。	○
	その他	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法 便覧[3]-18	設計図書による。	設計図書による。	※普通アスファルト舗装、排水性舗装・透水性舗装に適用。 アスファルト混合物の耐磨耗性の確認。	○
22 コンクリート舗装	必須	必須	カンタブロ試験	舗装調査・試験法 便覧[3]-110	設計図書による。	設計図書による。	※排水性舗装・透水性舗装に適用。 アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	成績表等による確認
21 アスファルト舗装	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧[3]-218、224	基準密度の94%以上。 X ₁₀ 96%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道の基準密度については、設計図書による。	400m ³ 未満：－ 400m ³ 以上1,000m ³ 未満：1個、 1,000m ³ 以上2,000m ³ 未満：2個、 2,000m ³ 以上6,000m ³ 未満：3個、 6,000m ³ 以上10,000m ³ 未満：6個、 10,000m ³ 以上：10個	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足するものとするが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。 ・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ※普通アスファルト舗装、排水性舗装・透水性舗装に適用。	
			アスファルト量抽出 粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧[4]-238318	アスファルト量 ±0.9%以内	400m ² 未満：－ 400m ² 以上1,000m ² 未満：1個、 1,000m ² 以上2,000m ² 未満：2個、 2,000m ² 以上6,000m ² 未満：3個、 6,000m ² 以上：10,000m ² 未満：6個、 10,000m ² 以上：10個	◎	
			温度測定(初転圧前) ※右記試験方法(2種類のいずれかを実施する。	温度計による。 または、「表面温度測定装置を用いたアスファルト舗装の温度管理要領(案)」	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定 110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。	
その他	必須	必須	外観検査(混合物)	目視		随時	※普通アスファルト舗装、排水性舗装・透水性舗装に適用。	
			すべり抵抗試験	舗装調査・試験法 便覧[1]-101	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回	※普通アスファルト舗装に適用。	
			現場透水試験	舗装調査・試験法 便覧[1]-154	※1種、2種、3種1・2級 X ₁₀ 1000mL/15sec以上 その他 X ₁₀ 300mL/15sec以上	1,000m ² ごと	※排水性舗装・透水性舗装に適用。	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.3(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
23 路上表層再生工	施工	必須	温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
		必須	かきぼぐし深さ	「舗装再生便覧」	-0.7cm以内	1,000m ² 毎		
		その他	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
		その他	粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい: ±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
		必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧[2]-16		再生骨材使用量500tごとに1回。		○ ☆
24 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧[4]-318	3.8%以上	再生骨材使用量500tごとに1回。		◎ ○ ☆
		必須	再生骨材 旧アスファルト針入度	マージナル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上(25℃) ※ 針入度または圧裂係数のどちらかが規定値を満足すればよい	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		◎ ☆
		必須	再生骨材 アスファルトコンクリート再生骨材圧裂係数	舗装再生便覧(令和6年3月)付録-02 アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数の求め方	1.70(NMPa/mm)以下(25℃) ※ 針入度または圧裂係数のどちらかが規定値を満足すればよい	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○ ☆
		必須	再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500tごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試験のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からとめる。	◎ ☆
		必須	再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及びび材料の変化		○ ☆
プラント		必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm: ±15%以内 印字記録による場合は、「舗装再生便覧」表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日		○ ☆
		必須	粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい: ±5%以内 再アス処理の場合、75μm: ±6%以内 印字記録による場合は、「舗装再生便覧」表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日		○ ☆

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
25	ガス圧接	施工前試験	外観検査	- 目視 - 圧接面の研磨状況 - たれ下がりが - 焼き割れ等 - ノギス等による計測 (詳細外観検査) - 軸心の偏心 - ふくらみ - ふくらみの長さ - 圧接部のずれ - 折れ曲がり - 等	熱間押拔法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1.4倍以上。 ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ⑦垂れ下がりが、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押拔ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作製し実施する。	モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押拔ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1) SD490以外の鉄筋を圧接する場合 - 手動ガス圧接及び熱間押拔ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 - 特に確認する必要がある場合は、施工実績が少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 - 自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りがないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2) SD490の鉄筋を圧接する場合 SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押拔法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	
				熱間押拔法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。				

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	成績表等による確認
25ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がりが 焼き割れ等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押拔法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1.4倍以上。 ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ⑦垂れ下がりが、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押拔法以外の場合 ・規格値をはずれた場合は以下による。 いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ⑤は、再加熱して修正する。 ⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。	
					熱間押拔法の場合 ①ふくらみを押抜いたあとの圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。		熱間押拔法の場合 ・規格値をはずれた場合は以下による。 いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
25	ガス圧接	必須	超音波探傷検査	JIS Z 3062	- 各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上の時はロットを不合格とする。 - ただし、合否判定レベルは基準レベルは基準レベルの-24dbとする。	- 超音波探傷検査は採取検査を原則とする。 - 採取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。 - ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。	
26	溶接工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋鋼部材・鋼上部構造編2017.8.4溶接施工法 図-2017.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
		必須	型曲げ試験(19mm未満裏曲げ)(19mm以上側曲げ)：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
		必須	衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれの3個の平均値)。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋鋼部材・鋼上部構造編2017.8.4溶接施工法 図-2017.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
		必須	マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1		○

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
26	溶接工	必須	非破壊試験:開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材・鋼上部構造編 2017.8.6外部きず検査 2017.8.7内部きず検査の規定による。	同左	試験片の個数:試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材・鋼上部構造編2017.8.4溶接施工法 図-2017.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			マクロ試験:すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状:「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材・鋼上部構造編 2017.8.4溶接施工法 図-2017.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数:1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材・鋼上部構造編2017.8.4溶接施工法 図-2017.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工 種	種 別	区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認	
26 溶 接 工	施 工	必 須	引張試験:スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm ² 以上、引張強さは 400～550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状:JIS B 1198 試験片の個数:3	過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○	
					溶接部に亀裂を生じてはならない。	JIS Z 3145	試験片の形状:JIS Z 3145 試験片の個数:3	過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
					試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならぬ。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。なお、放射線透過試験による場合においては、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。 ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級をみたす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	JIS Z 3104 JIS Z 3060	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。超音波探査試験(手探傷)の場合はJIS Z 3060による。 ・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材・鋼上部構造編 表-解-2017.8.6及び表-解2017.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。 なお、表-解2017.8.6及び表-解2017.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材・鋼上部構造編816.3.2継手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。		

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
26 溶接工	施工	必須	外観検査(割れ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305 (非破壊試験－技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
		必須	外観形状検査 (ビード表面のピット)	・目視 ・ノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。 ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査により疑わしい場所を測定する。目視は全延長実施する。		
		必須	外観検査(余盛高さ)	・目視 ・ノギス等による計測	設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げてよく、余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm]) 余盛高さ(h[mm]) $B < 15$: $h \leq 3$ $15 \leq B < 25$: $h \leq 4$ $25 \leq B$: $h \leq (4/25) \cdot B$	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査により疑わしい場所を測定する。目視は全延長実施する。		
		必須	外観検査(すみ肉溶接サイズ)	・目視 ・ノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査により疑わしい場所を測定する。目視は全延長実施する。		

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
26 溶接工	施工	必須	外観検査(アンダーカット)	・目視 ・ノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋-鋼部材・鋼上部構造編4.9.7.8.6外部にきず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査により疑わしい場所を測定する。目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋-鋼部材・鋼上部構造編 表-解2.9.7.8.4及び表-解2.9.7.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解2.9.7.8.4及び表-解2.9.7.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋-鋼部材・鋼上部構造編8.16.3.2継手の強度等級に示されている。	
		必須	外観検査(オーバーラップ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
		必須	外観検査(ビート表面の凹凸)	・目視 ・ノギス等による計測	ビート表面の凹凸は、ビート長さ25mmの範囲で3mm以下。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査により疑わしい場所を測定する。目視は全延長実施する。		
		必須	外観検査(アークスタッド)	・目視 ・ノギス等による計測	・余盛り形状の不整:余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。 ・なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み:あってはならない。 ・アンダーカット:鋭い切欠状のアンダーカットがあってはならない。 ・ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ:(設計値±2mm)を超えてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査により疑わしい場所を測定する。目視は全延長実施する。		

品質管理基準及び規格値

「成績表等による確認」欄の記号(◎, ○, ☆)については、第1編3.(3)品質管理を参照すること。

工種	区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	成績表等による確認
26 溶 接 工	そ の 他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15° 曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	
	必 須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50 μm以下 (切削による場合もこれに準ずる) 二次部材の最大表面粗さ 100 μm以下 (ただし、切削による場合は50 μm以下) 主要部材・ノッチがあつてはならない 二次部材・1mm以下		最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2013)に規定する最大高さ粗さRZとする。	
	必 須	ノッチ深さ	・目視 ・計測			ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
27 ガ ス 切 断 工	必 須	スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
	必 須	上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
	そ の 他	平面度	目視	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
	そ の 他	ベベル精度	計測器による計測	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
	そ の 他	真直度	計測器による計測	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			

品質管理基準及び規格値 35. 港湾・漁港

工 種	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試験時期・頻度	結果の整理方法	摘 要
2)コンクリートミキサー船						レディミクストコンクリートを適用する。
3)現場練りコンクリート(配合指定)	セメント	観察		搬入時適宜		
		JISに適合していること。 製造工場の試験成績表により確認	JIS R 5210 JIS R 5211 JIS R 5212又は JIS R 5213 JIS R 5214	1ヶ月1回又は搬入の都度	監督員が指示したとき試験成績表(検査証明書)を提出	
	混和材料	JIS及び土木学会基準に適合していること。 製造工場の試験成績表により確認 土木学会基準D. 1	特記による。 JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206	1ヶ月1回又は搬入の都度	監督員が指示したとき試験成績表(検査証明書)を提出	コンクリート標準示方書参照 D. 1:コンクリート用流動化剤品質基準
	水(上水以外)	コンクリートの強度に対する影響	JIS A 5308付属書C9	配合設計前	試験成績表を提出	
		有害物の含有量	JIS A 5308付属書C9	配合設計前	試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照
骨材	種類及び粗骨材の最大寸法	観察	特記による。 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4	搬入時適宜		
	粒度	JIS A 1102	表7-1	配合設計前	試験成績表を提出	
	比重及び吸水量	細骨材JIS A 1109	JIS A 5005 JIS A 5011-1～4	配合設計前	試験成績表を提出	
		粗骨材JIS A 1110	JIS A 5005 JIS A 5011-1～4	配合設計前	試験成績表を提出	
	粘土塊含有量	JIS A 1137	表7-2	配合設計前	試験成績表を提出	
	微粒分量試験で失われる量	JIS A 1103	表7-2	配合設計前	試験成績表を提出	

品質管理基準及び規格値 35. 港湾・漁港

工 種	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試験時期・頻度	結果の整理方法	摘 要
3) 現場練りコンクリート (配合指定)	骨材	JIS A 5308 附属書A JIS A 5002 附属書1(漁港共通仕様書)	表7-2	配合設計前	試験成績表を提出	
		JIS A 1105	表7-2	配合設計前	試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照
		JIS A 1122		配合設計前	試験成績表を提出	砕砂、砕石等、JIS規格のあるもの以外の骨材については、コンクリート標準示方書参照
		JIS A 1145	JIS-A-5308 無害	配合設計前	試験成績表を提出	
		JIS A 1146	JIS-A-5308 無害	配合設計前	試験成績表を提出	2法のうち、いずれかを選び試験する。
		JIS A 5308 附属書A JIS A 5002 附属書1(漁港共通仕様書)	鉄筋コンクリートの場合は、細骨材の絶対質量に対し、NaClに換算して0.1%以下	配合設計前	試験成績表を提出	
	示方配合	JIS A 1121	表7-3	配合設計前	試験成績表を提出	砕石等、JIS規格のあるもの以外の骨材については、コンクリート標準示方書参照
		JIS A 1138又はプラントによりコンクリートを製造し、スランプ、空気量、強度、塩化物量、その他の品質の確認		施工前1回	試験成績表を提出	σ 28は、配合強度を標準とする。
		JIS A 1111 JIS A 1125		1日1回以上	試験成績表を提出	
		JIS A 1102	表7-1	1日1回	試験成績表を提出	
現場配合	細砕骨材の表面水量					
	骨材の粒度					
	水及び骨材の温度	温度測定		暑中及び寒中に随時		

品質管理基準及び規格値

35. 港湾・漁港

工 種	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試験時期・頻度	結果の整理方法	摘 要
3) 現場練りコンクリート (配合指定)	計量装置の精度 バッチミキサ	静荷重試験		6ヶ月1回	検定合格書又は試験成績表(写)を提出	
	連続練りミキサ	キャリブレーション		工事開始前1回	各材料ごとのキャリブレーション結果を提出	
	計量誤差 バッチミキサ	0点、設定針、表示針を観察、確認	表7-4	午前、午後の作業開始時		
	連続練りミキサ	連続8バッチについて計量時の指示値又は自動記録を読みとる。	表7-4	1ヶ月1回	試験成績表を提出	
	連続練りミキサ	カウント数、表示針を観察、確認	表7-4	午前、午後の作業開始時		
	練混ぜ性能 バッチミキサ	JIS A 1119		6ヶ月1回	試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照
	連続練りミキサ	土木学会基準「連続ミキサの練り混ぜ性能試験方法(案)」		工事開始前1回	試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照
	練混ぜ時間 バッチミキサ	時間測定	規定の時間以上及び同時間の3倍以下	午前、午後の作業開始時		
	外観、均一性、ワーカビリティ等	観察		全バッチ		
	スランプ試験	JIS A 1115 JIS A 1101 打設現場で採取、試験	表7-5	供試体作成時	管理表を作成し提出	
	沈下度試験(舗装用コンクリートに適用)	土木学会基準「振動台式コンシステンシー試験方法」		供試体作成時	管理表を作成し提出	
	空気量試験	JIS A 1115 JIS A 1116 JIS A 1118又はJIS A 1128 打設現場で採取、試験	規定値に対する許容範囲±1.5%	供試体作成時	管理表を作成し提出	
	空気量					

品質管理基準及び規格値

35. 港湾・漁港

工 種	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試験時期・頻度	結果の整理方法	摘 要
(異形棒鋼)	化学成分、 機械的性質	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3112 JIS G 3117	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	JIS G 3112公的機関の試験成績表により確認	JIS G 3112 JIS G 3117		試験成績表を提出	製造工場の試験成績表により確認できない場合。
	形状寸法	観察	JIS G 3112 JIS G 3117	搬入時、全数又は結束毎		
	形状寸法	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3191 JIS G 3117	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	
5)タイ材 (タイロッド)	本体・付属品の化学 成分、機械的性質	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3101	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	(高張力鋼材の場合) 機械的性質は、表6-1化学成分は特記及び承諾した規格に適合していること。	機械的性質は6-2-2表6-1 化学成分は特記及び承諾した規格とする。	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	形状寸法	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	組立引張試験	特記の形状寸法に適合していること。	監督員が承諾した図面	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	
(タイワイヤー)	組立引張試験	特記による。	特記による。	特記による。	試験成績表を提出	
	本体、付属品の化学 成分、機械的性質	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3502 JIS G 3536 JIS G 3506 JIS G 3521	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	被覆材	製造工場の試験成績表により確認	JIS K 6922-2	ロット毎	試験成績表を提出	

品質管理基準及び規格値

35. 港湾・漁港

工 種	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試験時期・頻度	結果の整理方法	摘 要
(タイワイヤー)	外観	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	製造工場の試験成績表により確認	監督員が承諾した図面	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	
	組立品引張試験	特記による。	特記による。	特記による。	試験成績表を提出	
	本体、付属品の化学成分、機械的性質	JISの規定による	表13-1	1溶解毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
6) 係船柱	外観	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	製造工場の測定結果表により確認	表13-4-1～3、13-5	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
	本体、被覆材、付属品の化学成分、機械的性質	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	表13-9	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	観察	異常が認められないこと。	搬入時適宜		
8) 電気防食陽極	形状寸法	製造工場の測定結果表により確認	特記による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
	陽極の種類・化学的成分	承諾した品質に適合していること。	監督員が承諾した図面	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	
	形状寸法	承諾図等の形状寸法に適合していること。	監督員が承諾した図面 各陽極の形状寸法の許容範囲は5%以内とする。	搬入前、 陽極長さ:全数 陽極断面:製品1から5番目までの5個	工場の測定表を提出	

品質管理基準及び規格値 35. 港湾・漁港

工 種	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試験時期・頻度	結果の整理方法	摘 要
8) 電気防食陽極	質量	製造工場の測定結果表により確認 計量器により測定	各陽極の質量の許容範囲は2%以内とし、取付総質量は陽極1個の標準質量の和を下回ってはならない。 ただし、陽極1個の標準質量が30kg未満の陽極質量の許容範囲は±4%の範囲とする。	搬入前、全数 搬入時、適宜	工場の測定表を提出	
	陽極性能	製造工場の試験成績表により確認 発生電気量	−1,050mV以下(vs 飽和甘こう電極(SCE)) 2,600A・h/kg以上	搬入前 搬入前	試験成績表を提出 試験成績表を提出	
9) コンクリート杭	外観	有害な傷がないこと。	JIS A 5372 JIS A 5373	搬入時、全数		曲げ強さは試験成績表(検査証明書)で確認する。
	形状寸法	JIS及び特記の形状寸法に適合していること。	JIS A 5372 JIS A 5373		試験成績表(検査証明書)を提出	
10) コンクリート矢板	外観	有害な傷、ねじれ、ひび割れ等がないこと。	JIS A 5372 JIS A 5373	搬入時、全数		曲げ強さは試験成績表(検査証明書)で確認する。
	形状寸法	JIS及び特記の形状寸法に適合していること。	JIS A 5372 JIS A 5373		試験成績表(検査証明書)を提出	
4. 石材等 1) 置換材 (砂)	材質	外観	異物の混入がないこと。	施工中適宜		
		種類、品質及び粒度	特記による。 JIS A 1102 JIS A 1204	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
		シルト以下の細粒含有率	特記による。	特記による。	試験成績表を提出	
(割石)						5) 捨石材を適用する。

品質管理基準及び規格値 35. 港湾・漁港

工 種	試 験 項 目		試 験 方 法	規 格 値	試験時期・頻度	結果の整理方法	摘 要
5)捨石材 (基礎捨石)	材質	外観	観察		施工中適宜		扁平細長でなく、堅硬、ち蜜で、耐久性があり、風化や凍結融解のおそれがないもの。
		石の種類	観察	特記による。	施工中適宜	試験成績表に岩質記入し提出	
		見かけの比重	JIS A 5006 JIS A 5003	2.5以上	産地毎に1回。	試験成績表を提出	石質の変化がない場合は1年以内の試験成績表とする。 基礎捨石には被覆石200kg／個を含む。
		吸水率		5%以下			
		圧縮強度		50N／mm2以上			
6)裏込材 (裏込石)	材質						5)捨石材(基礎捨石)を適用する。
		種類	観察	特記による。	施工中適宜		
		外観	観察	異物の混入がないこと。	施工中適宜		
		最大粒径	観察	特記による。	施工中適宜		
7)中詰材 (砂)	材質	単位体積重量	特記による。 観察	特記による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	湿润又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。

品質管理基準及び規格値 35. 港湾・漁港

工 種	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試験時期・頻度	結果の整理方法	摘 要
(中詰石)						5) 捨石材(基礎捨石)を適用する。
8) 裏埋材 (土砂)	材質					
	種類	観察	特記による。	施工中適宜		
	品質	特記による。	特記による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
(割石)						5) 捨石材(基礎捨石)を適用する。
9) 盛土材 (土砂)	材質					8) 裏埋材材(土砂)を適用する。
10) 埋立材 (土砂)	材質					
	種類	観察	特記による	施工中適宜		
11) 路床材 (土砂)	品質	特記による。	特記による	搬入前、採取地毎に1回	特記による。	
	外觀	観察	特記による	搬入前、採取地毎に1回		
	粒度	JIS A 1204	特記による	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
	含水量	JIS A 1203	特記による	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
	塑性指数(425 μ mふるい通過分)	JIS A 1205	特記による	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
	修正CBR	アスファルト舗装要綱 舗装施工便覧 必要な値を満足していること。	特記による	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
	突固め	JIS A 1210(C,D,E)	特記による	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	

品質管理基準及び規格値 35. 港湾・漁港

工 種	試 験	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試験時期・頻度	結果の整理方法	摘 要
5. 防舷材 1) ゴム防舷材	材質	ゴムの物理試験(引張試験、硬さ試験、老化試験等)による材質が共通仕様書表13-6に適合、かつ共通仕様書第13章第3節第2項の4の耐久性試験を行ってもクラックや欠陥がないこと。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。 耐久性については、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を確認。	JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253-3 JIS K 6257 JIS K 6259	製造前 ロットに使用した練りゴムより試料1セット	試験成績表(検査証明書)を提出。 耐久性については、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を提出。	
	性能	反力及び吸収エネルギー	特記による。 製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。	特記による	搬入前 10本に1本	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
	形状寸法	長さ、幅、高さ、肉厚ボルトの穴径及び中心間隔等	製造工場の測定結果表により確認	特記及び監督員が承諾した詳細図等	搬入前、全数	工場の測定表を提出	製造工場の測定結果表により確認。
	外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
2) 取付金具	形状寸法	特記の形状寸法に適合していること。	観察	特記及び監督員が承諾した詳細図等	搬入時、適宜		

品質管理基準及び規格値 36. 漁場

工 種	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試験時期・頻度	結果の整理方法	摘 要
1)レディーミクストコンクリート 2)コンクリートミキサー船 3)現場練りコンクリート	港湾・漁港に準ずる。					
	4)鋼板、形鋼等 5)棒鋼(普通・異形棒鋼)					
	6)コンクリート組立部材					
	外観	観察	有害な傷、ねじれ、ひび割れ等がないこと。	搬入時適宜	観察結果を報告	
	形状寸法	製造工場の測定結果表により確認	設計図書の形状寸法に適合していること。	搬入前、部材種類毎に10個に1個以上	<u>工場の測定表を提出</u> <u>測定結果表(検査証明書)</u> を提出	同一の型枠を使用した場合に適用
	強度	供試体の作成		1日1回とし、1日の打設量が150m ³ を超える場合は1日2回とする。 ただし、同一配合の1日当たり打設量が少量の場合は、監督員の承諾を得て打設日数に関係なく100m ³ ごとに1回とすることができるものとする。		
	圧縮試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。	供試体作成毎1回の試験は、3個の供試体の平均値とする。	<u>管理表及び管理図を作成し提出</u> <u>製造工場の試験成績表(検査証明書)</u> を提出	

品質管理基準及び規格値 36. 漁場

工 種	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試験時期・頻度	結果の整理方法	摘 要
7) 化学系組立部材	外観	観察	有害な傷、ねじれ、ひび割れ等がないこと。	搬入時適宜	観察結果を報告	
	形状寸法	製造工場の測定結果表により確認	設計図書の形状寸法に適合していること。	搬入前、部材種類毎に10個に1個以上	工場の測定表を提出 測定結果表(検査証明書)を提出	
	質量	製造工場の測定結果表により確認	設計図書の品質に適合していること。	搬入前、全数	工場の測定表を提出 測定結果表(検査証明書)を提出	
8) 鋼製組立部材	外観	観察 製造工場の測定結果表により確認	有害な傷、変形等がないこと。	搬入時適宜	観察結果を報告	
	形状寸法	製造工場の測定結果表により確認	設計図書の形状寸法に適合していること。	搬入前、部材種類毎に10個に1個以上	工場の測定表を提出 測定結果表(検査証明書)を提出	
	溶接部	製造工場の測定結果表により確認 目視及びカラーチェックの他、特記仕様書による。製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	割れ、ブローホール及びのどの厚並びにサイズの過不足等有害な欠陥がないこと。	搬入前、全数	工場の測定表を提出 試験成績表(検査証明書)により確認	

第5編 写真管理

施工管理 写真管理

区 分	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕 創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所1回 〔施工前後〕	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）における空中写真測量（UAV）」による場合は、撮影毎に1回（写真測量に使用したすべての画像（ICONフォルダに格納）） 〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）における地上型レーザースキャナー（TLS）、地上移動体搭載型レーザースキャナー（地上移動体搭載型LS）、無人航空機搭載型レーザースキャナー（UAVレーザ）、TS（ノンプリズム方式）、TS等光波方式、RTK－GNSS」による場合は、計測毎に1回 〔発生時〕	工事打合簿に添付する。
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕	
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法、使用数量、保管状況、JISマーク表示	各品目毎に1回 〔使用前〕	品質証明に添付する。
		品質証明（JISマーク表示）	各品目毎に1回	
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕	
品質管理		別添 品質管理写真撮影箇所一覧表に記載		
		不可視部分の施工	適宜	
出来形管理		別添 出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載		
		不可視部分の施工	適宜	
		出来形管理基準が定められていない	監督職員と協議事項	
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕〔被災直後〕〔被災後〕	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔着手発生前〕〔発生直後〕〔発生後〕	発生前は付近の写真でも可
補償関係外	補償関係	災害被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕〔発生時直後〕〔発生後〕	
	環境対策イメージアップ等 現場環境改善費関係等	各施設設置状況	各種毎1回 〔設置後〕	

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
1	共通	土工	盛土補強工	厚さ	120m又は1施工箇所1回〔施工後〕
2			整形仕上げ工(盛土工) 覆土工	仕上げ状況、厚さ	120m又は1施工箇所1回〔仕上げ時〕
3			掘削工(切土工)	土質等の判別	地質が変わる毎に1回〔掘削中〕
				法長 ※右のいずれかで撮影する	200m又は1施工箇所1回〔掘削後〕 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回〔掘削後〕 ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)」における空中写真測量(UAV)および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。
4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回〔巻出し時〕 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
			締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回〔締固め時〕	
			法長、幅 ※右のいずれかで撮影す	200mに1回又は1施工箇所1回〔施工後〕 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回〔掘削施工後〕 ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)」における空中写真測量(UAV)および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	
5	浚渫工	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	運転状況	1施工箇所1回〔施工後〕	
6		浚渫船運転工 (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1施工箇所1回〔施工後〕	
7	基礎工	切込砂利 砕石基礎工 割ぐり石基礎工 均しコンクリート	幅、厚さ	40m又は1施工箇所1回〔施工後〕	
8		法留基礎工護岸 (現場打) 等コンクリート工	幅、高さ	200m又は1施工箇所1回〔型枠取外し後〕	
9		法留基礎工護岸 (プレキャスト)	据付状況	200m又は1施工箇所1回〔施工後〕	
9-2		鋼矢板 軽量鋼矢板 コンクリート矢板 広幅型鋼矢板 可とう鋼矢板	根入長	40m又は1施工箇所1回〔打込前後〕	
			変位	40m又は1施工箇所1回〔打込後〕	
			数量	全数量〔打込後〕	
10		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	1施工箇所1回〔打込後〕	
			根入長	1施工箇所1回〔打込前〕	
			数量	全数量〔打込後〕	
10-2		既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	杭頭処理状況	1施工箇所1回〔処理前、中、後〕	
			偏心量(鋼管杭・掘削心)	1施工箇所1回〔打込後〕	
			根入長(鋼管杭、ロッド)	1施工箇所1回〔打込前〕	
11		場所打杭工	数量、杭径 (ソイルセメント柱径)	全数量 〔杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理後〕	
			杭頭処理状況	1施工箇所1回〔処理前、中、後〕	
	根入長		1施工箇所1回〔施工中〕		
	偏心量		1施工箇所1回〔打込後〕		
	数量、杭径		全数量〔打込後〕杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理		
		杭頭処理状況	1施工箇所1回〔処理前、中、後〕		
		鉄筋組立状況	1施工箇所1回〔組立後〕		

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
33	共通	擁壁工	コンクリート擁壁工 取付擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所につき1回〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回
				厚さ、幅、高さ	200m又は1施工箇所につき1回〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回〔型枠取外し後〕
34			プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所につき1回〔埋戻し前〕
35			補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	高さ、鉛直度	120m又は1施工箇所につき1回〔施工後〕
36			井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所につき1回〔施工中〕
				法長、厚さ	200m又は1施工箇所につき1回〔施工後〕
37			小型擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所につき1回〔施工中〕
				幅、高さ	200m又は1施工箇所につき1回〔型枠取外し後〕
38			樋門・樋管工	函渠工 (本体工)	厚さ、幅、内空幅、内空高
39		函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)		据付状況	120m又は1施工箇所につき1回〔巻立前〕
40		函渠工 (PC函渠) 樋門接続暗渠工		据付状況、※幅、※高さ	120m又は1施工箇所につき1回 (※印は場所打部分のある場合)〔埋戻し前〕
41		翼壁工 水叩工		厚さ、幅、高さ	1施工箇所につき1回〔型枠取外し後〕
42		階段工 (現場打階段) (プレキャスト階段)		幅、高さ、長さ	1施工箇所につき1回〔施工後〕
43		水門		厚さ、幅、高さ	1施工箇所につき1回〔型枠取外し後〕
44		扉体、戸当り及び開閉装置			機械工事施工管理基準(案)参照
45		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 水叩工 胸壁工 閘門工 土砂吐工		厚さ、幅、高さ、延長	1施工箇所につき1回〔施工後〕
46		堰本体工 水叩工 土砂吐工		厚さ、幅、高さ	1施工箇所につき1回〔施工後〕
47		魚道本体工		厚さ、幅、高さ	200m又は測定箇所毎につき1回〔施工後〕
48	堰・機場工	吐出水槽工本体工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所につき1回〔施工後〕	
49		燃料貯油槽工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所につき1回〔施工後〕	

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]		
50	共通	地盤改良工	路床安定処理工	施工厚さ、幅	40mに1回〔施工後〕		
51			置換工	置換厚さ、幅	40m又は1施工箇所に1回〔施工後〕		
52			サンドマット	施工厚さ、幅	40m又は1施工箇所に1回〔施工後〕		
53			表層安定処理工 (サンドマット海上)	法長、天端幅	40m又は1施工箇所に1回〔施工後〕		
54			パイルネット工	厚さ、幅	40m又は1施工箇所に1回〔施工後〕		
55			バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ、施工状況	200㎡又は1施工箇所に1回〔打込み前後、施工中〕		
				杭径、位置・間隔	200㎡又は1施工箇所に1回〔打込後〕		
				砂の投入量	全数量〔打込前後〕		
56			固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔、杭径	1施工箇所に1回〔打込後〕		
				深度	1施工箇所に1回〔打込前後〕 ただし、(スラリー攪拌工)において、3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) (固結工(スラリー攪拌工)・バーチカルドレーン編) により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。		
56-2				固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m3～4,000m3につき1回、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	
57			水路工	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	200m又は1施工箇所に1回〔埋戻し前〕	
58					側溝工 (場所打水路工)	厚さ、幅、高さ	200m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕
59					側溝工 (暗渠工)	幅、深さ	120m又は1施工箇所に1回〔埋戻し前〕
60	山腹明暗渠工	厚さ、幅、高さ、深さ			120m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕		
61	現場打コンクリート水路工	幅、高さ、厚さ、配筋			2スパンに1箇所		
62	二次製品水路工 (L型・大型水路)	布設			200m又は1施工箇所に1回[施工後]		
63	土水路工	幅、深さ			200m又は1施工箇所に1回[施工後]		
64	河川護岸工	幅、深さ			200m又は1施工箇所に1回[施工後]		

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
88	共通	水路付属物工	捨石工	幅	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕
89			杭出し水制工	径、杭長	1施工箇所に1回〔打込み前〕
				幅、方向	1施工箇所に1回〔施工後〕
90			集水柵工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕
91			コンクリート床版工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所に1回〔施工後〕
92			本体工(床固め本体工)	天端幅、堤幅、水通し幅	測定箇所毎に1回〔施工後〕
93			水叩工	幅、厚さ	測定箇所毎に1回〔施工後〕
94			砂利舗装工	天端敷砂利工 天端補修工	厚さ、幅
95	舗装工	アスファルト舗装工 下層路盤工	敷均し厚さ、転圧状況	各層毎400mに1回〔施工中〕	
			整正状況	各層毎400mに1回〔整正後〕	
			厚さ	各層毎200mに1回〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「 厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎1工事に1回[掘削整正後]	
			幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回[掘削整正後]	
96	アスファルト舗装工 粒度調整路盤工		敷均し厚さ、転圧状況	各層毎400mに1回〔施工中〕	
			整正状況	各層毎400mに1回〔整正後〕	
			厚さ	各層毎200mに1回〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「 厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎1工事に1回[掘削整正後]	
			幅	各層毎2080mに1回〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回[掘削整正後]	
97	アスファルト舗装工 セメント(石灰)安定処理工		敷均し厚さ、転圧状況	各層毎400mに1回〔施工中〕	
			整正状況	各層毎400mに1回〔整正後〕	
			厚さ	1,000㎡に1回〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「 厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎1工事に1回[掘削整正後]	
			幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は、 各層毎1工事に1回[掘削整正後]	

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
98	共通	舗装工	アスファルト舗装工 加熱アスファルト安定処理工	敷均し厚さ、転圧状況	各層毎400mに1回〔施工中〕
				整正状況	各層毎400mに1回〔整正後〕
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [掘削整正後]
99		アスファルト舗装工 基層工	整正状況	各層毎400mに1回〔整正後〕	
			タックコート、プライムコート	各層毎に1回〔散布時〕	
			幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [掘削整正後]	
100		アスファルト舗装工 表層工	整正状況	各層毎400mに1回〔整正後〕	
			タックコート、プライムコート	各層毎に1回〔散布時〕	
			平坦性	1工事1回〔実施中〕	
100-2		橋面防水工	塗布又は設置状況	1施工中に1回[施工中]	
101		コンクリート舗装工 下層路盤工	敷均し厚さ、転圧状況	各層毎400mに1回〔施工中〕	
			整正状況	各層毎400mに1回〔整正後〕	
			厚さ	各層毎200mに1回〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [掘削整正後]	
			幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は、各層毎1工事に1回 [掘削整正後]	
102		コンクリート舗装工 粒度調整路盤工	敷均し厚さ、転圧状況	各層毎400mに1回〔施工中〕	
			整正状況	各層毎400mに1回〔整正後〕	
			厚さ	各層毎200mに1回〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [掘削整正後]	
			幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [掘削整正後]	

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
103	共通	舗装工	コンクリート舗装工 セメント(石灰・瀝青)安定 処理工	敷均し厚さ、転圧状況	各層毎400mに1回〔施工中〕
				整正状況	各層毎400mに1回〔整正後〕
				厚さ	1,000㎡に1回〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回〔掘削整正後〕
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」による場合は各層毎1工事に1回〔掘削整正 後〕
104		コンクリート舗装工 アスファルト中間層	整正状況	各層毎400mに1回〔整正後〕	
タックコート、プライムコート			各層毎に1回〔散布時〕		
幅			各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」による場合は各層毎1工事に1回〔掘削整正 後〕		
105		コンクリート舗装版工	石粉、プライムコート	各層毎に1回〔散布時〕	
			スリップバー、タイバー寸 法、位置	80mに1回〔据付後〕	
			鉄網寸法位置	80mに1回〔据付後〕	
			平坦性	1工事1回〔実施中〕	
			厚さ	各層毎200mに1回〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回〔掘削整正後〕	
			目地段差	1工事に1回	
105		コンクリート舗装版(連続鉄 筋コンクリート舗装工)	石粉、プライムコート	各層毎に1回〔散布時〕	
			鉄筋寸法、位置	80mに1回〔据付後〕	
			横膨張目地部ダウエル バー寸法、位置	1施工箇所に1回〔据付後〕	
			縦そり突合せ目地部・縦そりダ ミー目地部タイバー寸法、位置	80mに1回〔据付後〕	
			平坦性	1工事に1回〔実施中〕	
			厚さ	各層毎200mに1回〔型枠据付後〕〔スリップフォー ム工法の場合は打設前後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
	目地段差		1工事に1回		

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
106	共通	舗装工	転圧コンクリート版工	敷均し厚さ、転圧状況	各層毎400mに1回〔施工中〕
				整正状況	各層毎400mに1回〔整正後〕
				厚さ	各層毎200mに1回〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕
				幅 平坦性	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回〔掘削後〕 1工事に1回〔実施中〕
107			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ、転圧状況	各層毎400mに1回〔施工中〕
				整正状況	各層毎400mに1回〔整正後〕
				厚さ	各層毎200mに1回〔整正後〕
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕
108			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	整正状況	400mに1回〔整正後〕
				タックコート、プライムコート	各層毎に1回〔散布時〕
				平坦性	1工事1回〔実施中〕
109			歩道舗装修繕工 (歩道路盤工) (取合舗装路盤工) (路肩舗装路盤工)	敷均し厚さ、転圧状況	各層毎400mに1回〔施工中〕
				整正状況	各層毎400mに1回〔整正後〕
				厚さ	各層毎200mに1回〔整正後〕
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕
110			歩道舗装修繕工 (歩道舗装工) (取合舗装工) (路肩舗装工) (表層工)	整正状況	各層毎400mに1回〔整正後〕
				タックコート、プライムコート	各層毎に1回〔散布時〕
				平坦性	1工事1回〔実施中〕
111			切削オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所1回〔施工後〕
				タックコート	各層毎に1回〔散布時〕
				整正状況	400mに1回〔施工後〕
112			オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所1回〔施工後〕
				タックコート	各層毎に1回〔散布時〕
				整正状況	400mに1回〔施工後〕

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
113	共通	舗装工	路上再生工	敷均厚、転圧状況	各層毎400mに1回〔施工中〕
				整正状況、厚さ	各層毎400mに1回〔整正後〕
114			路面切削工	厚さ(基準高)、幅	1施工箇所1回〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回〔施工後〕
115			舗装打換え工	幅、延長、厚さ	1施工箇所1回〔施工後〕
				タックコート	各層毎に1回〔散布後〕
				整正状況	400mに1回〔整正後〕
116		橋梁下部工	橋台躯体工	厚さ、天端幅(橋軸方向)、敷幅(橋軸方向)、高さ、胸壁の高さ、天端長、敷長	全数量〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回
117			橋脚躯体工(張出式)(重力式)(半重力式)	厚さ、天端幅、敷幅、高さ、天端長、敷長	全数量〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回
118			橋脚躯体工(ラーメン式)	厚さ、天端幅、敷幅、高さ、長さ	全数量〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回
119			鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1回〔原寸時〕
				製作状況	適宜〔製作中〕
				仮組立寸法、(撮影項目は適宜)	1脚に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕
120			鋼製橋脚フーチング工(I型・T型)	幅、高さ、長さ	全数量〔型枠取外後〕
121			鋼製橋脚フーチング工(門型)	幅、高さ	全数量〔型枠取外後〕
122			鋼製橋脚架設工(I型・T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回〔架設中〕
123			鋼製橋脚架設工(門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回〔架設中〕
124			検査路工	幅、高さ	1施工箇所1回〔施工後〕
125	コンクリート橋上部工	プレテンション桁購入工(けた橋)	断面の外形寸法、橋桁のそり、横方向の曲がり	1スパンに1回〔製作後〕	
126		プレテンション桁購入工(スラブ桁)	断面の外形寸法、橋桁のそり、横方向の曲がり	1スパンに1回〔製作後〕	
127		ポストテンション桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回〔打設前〕	
			幅、厚さ、高さ	桁毎に1回〔型枠取外し後〕	
		中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回〔施工時〕		

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
128	共通	コンクリート橋上部工	プレキャストセグメント桁購入工	断面の外形寸法	全数量〔製作後〕
129			プレキャストセグメント桁組立工	組立状況	1スパンに1回〔組立時〕
130			PCホロースラブ製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回〔打設前〕
				幅、厚さ	桁毎に1回〔型枠取外し後〕
				中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回〔施工時〕
131			PC箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回〔打設前〕
				幅(上)、幅(下)、高さ	桁毎に1回〔型枠取外し後〕
				内空幅、内空高さ	桁毎に1回〔型枠設置後〕
				中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回〔施工時〕
132			プレビーム桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕
				製作状況	適宜〔製作中〕
				仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕
				幅、高さ	桁毎に1回〔型枠取外し後〕
133			PC押出し箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回〔打設前〕
				幅(上)、幅(下)、高さ	桁毎に1回〔型枠取外し後〕
				内空幅、円空高さ	桁毎に1回〔型枠設置後〕
				中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回〔施工時〕
134				架設工(コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設支保工 (固定)(移動) 架設桁架設 (片持架設)(押出し架設)	架設状況
135	鋼橋梁上部工	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	
			製作状況	適宜〔製作中〕	
		(シミュレーション仮組立検査を行う場合)	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕 ※シミュレーション仮組立検査の場合は仮組立寸法を省略	
137		桁製作工 (仮組立による検査を実施しない場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	
			製作状況	適宜〔製作中〕	
			仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕	

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
154	共通	仮設工	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位、根入長	40m又は1施工箇所にて1回〔打込前〕
				数量	全数量〔打込後〕
155			土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ	1施工箇所にて1回〔削孔後〕
				配置誤差	1施工箇所にて1回〔施工後〕
156			土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長	200m又は1施工箇所にて1回〔施工後〕 ただし、根入部は40mにて1回
157			土留・仮締切工 (締切盛土)	天端幅、法長	250m又は1施工箇所にて1回〔施工後〕
158			土留・仮締切工 (中詰盛土)	施工状況出来ばえ	250m又は1施工箇所にて1回〔施工後〕
159			地中連続壁工 (壁式)	連壁の長さ、変位	40m又は1施工箇所にて1回〔施工後〕
160		地中連続壁工 (柱列式)	連壁の長さ、変位	40m又は1施工箇所にて1回〔施工後〕	
161		工場製作工	羽口金物製作工	刃口高さ、外周長	1施工箇所にて1回〔仮組立時〕
162			検査路製作工	原寸状況	1橋にて1回又は1工事に1回〔原寸時〕
				製作状況	適宜〔製作中〕
163			鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1橋にて1回又は1工事に1回〔原寸時〕
				製作状況	適宜〔製作中〕
	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)			1橋にて1回又は1工事に1回〔仮組立時〕	
164	鋼製耐震連結落橋防止装置製作工		原寸状況	1橋にて1回又は1工事に1回〔原寸時〕	
			製作状況	適宜〔製作中〕	
165	鋼製排水管製作工		原寸状況	1橋にて1回又は1工事に1回〔原寸時〕	
			製作状況	適宜〔製作中〕	
166	ブレイム用桁製作工		原寸状況	1橋にて1回又は1工事に1回〔原寸時〕	
			製作状況	適宜〔製作中〕	
			仮組立寸法	1橋にて1回又は1工事に1回〔仮組立時〕	
167	橋梁用防護柵製作工		原寸状況	1橋にて1回又は1工事に1回〔原寸時〕	
			製作状況	適宜〔製作中〕	
168	鋳造費 (金属支承工)		製作状況	適宜〔製作中〕	
170	鋳造費 (大型ゴム支承工)		製作状況	適宜〔製作中〕	
171	アンカーフレーム製作工		仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋にて1回又は1工事に1回〔仮組立時〕	
172	仮設材製作工	原寸状況	1橋にて1回又は1工事に1回〔原寸時〕		
		製作状況	適宜〔製作中〕		

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
237	ほ場整備	整地工	表土扱い	表土厚	おおむね10a当たり1箇所
238			基盤整地 表土整地	基盤面、表土戻し後	おおむね10a当たり1箇所
239			畦畔工	高さ、幅、その他必要な箇所	おおむね200～400mに1箇所 上記未满是2箇所
240			田区進入路工	幅	10箇所に1箇所
241			床版進入路工	幅、厚さ	10箇所に1箇所
242 240		道路工	道路工(砂利道)	敷均し、まき出し厚さ、幅、転圧状況、 修正状況	幹線道路は50～100mにつき1箇所 支線道路は100～200mにつき1箇所
243 241		暗渠排水	吸水渠工	埋設深、埋設間隔、その他必要箇所	1耕区に1～2箇所
244 242			集水渠工 導水渠工	埋設深、その他必要箇所	幹線道路は施工延長おおむね50～100mにつき1箇所 支線道路は200～400mに1箇所
245 243		農用地造成	農用地造成工 (テラス・階段畑)	法勾配、幅、耕起幅、その他必要な箇所	テラス延長100m～200mに1箇所 上記未满是2箇所
246 244			農用地造成工 (改良山成工)	基準高、法勾配、その他必要な箇所	測定点2～3箇所に1箇所
247 245			農用地造成工 (道路工・耕作道)	法勾配、幅、厚さ、側溝幅	100～200mに1箇所
248 246			耕起工	耕起深、つぼ掘り	おおむね1ha当たり2～3箇所、つぼ掘りは、2ha当たり1箇所
249 247			土壌改良材散布	サンプル採取、その他必要な箇所	おおむね2ha当たり1箇所
250			砕土工	砕土厚、つぼ掘り	1ha当たり2箇所
251 248	畑かん施設	管布設工	硬質ポリ塩化ビニル管工	布設状況、外観検査、ジョイント関係、その他必要な箇所	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所 上記未满是2箇所
252 249			強化プラスチック複合管工 ダクタイル鋳鉄管	布設状況、外観検査、ジョイント関係、その他必要な箇所	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所 上記未满是2箇所
253 250		管基礎工	砂基礎工	埋戻し厚さ、幅、まき敷均し、締固め状況	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所 上記未满是2箇所
254 251		畑かん施設工	散水器具工	埋設深	1ha当たり1～2箇所
255 252	ため池	堤体工	堤体掘削及び盛土(鋼土)	掘削幅員、掘削深さ、法長、法勾配、盛土幅員、まき出し厚、転圧、法長、排水側溝、その他必要な箇所	施工延長おおむね20～40mに1箇所
256			鋼土、鞆土	堤幅、法長、法勾配、盛土幅員、まき出し厚、転圧状況	40mに1箇所
253		洪水吐工	本體工	床掘、基礎、幅、高さ、厚さ、配筋、打継目、パイプ布設、外観検査、ジョイント関係、その他必要な箇所	おおむね2スパンにつき1箇所、箇所単位の構造物については適宜撮影する
257 254		底樋・斜樋樋管工同上付帯構造物(土砂吐ゲート等)	本體工	床掘、基礎、幅、高さ、厚さ、配筋、打継目、パイプ布設、外観検査、ジョイント関係、その他必要な箇所	20mに1箇所施工延長おおむね10mにつき1箇所、箇所単位の構造物については適宜撮影する
258		グラウト工		圧力計、完了時のモルタル状況	全孔撮影する。
259 255	治山	護岸流路	木製護岸工	幅	100m又は1施工箇所に1回
260 256			木製流路工	幅	100m又は1施工箇所に1回
261 257		山腹工	柵工	杭木形状寸法	適宜
262 258			張芝水路工	幅	100m又は1施工箇所に1回
263 259			積苗工	幅、高さ	100mに1箇所 上記未满是、1施工単位に2箇所

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]		
264 260	治 山	山腹工	筋工	幅	100mに1箇所 上記未满是、1施工単位に2箇所		
265 261			伏工・実播工	施工範囲	1施工単位に2箇所		
266 262			土塁工	幅、法長	100mに1箇所 上記未满是、1施工単位に2箇所		
267 263			法切工	斜長	1施工単位に1～2箇所		
268 264		森林整備	本数調整伐工	施工前、施工後	1施工地1ha当たり1箇所		
269 265			枝落し工	枝落し高	1haに5回		
270 266			地拵え工	地拵え状況	1施工地1ha当たり1箇所		
271 267			植栽工	苗木	樹種毎に苗木搬入毎に1回		
				植穴の径、深さ	1施工地1ha当たり1箇所		
				施工地遠景	0.5haに1回又は1施工箇所毎に1回		
				植付状況	1施工箇所・樹種毎に1回		
272 268			雪起し工	雪起し状況	100番に1回及び1番、最終番		
273 269			追肥工	肥料	肥料搬入毎に1回		
				溝の位置、施肥量	100本に1回		
274 270			作業歩道工	幅	200m又は1施工箇所に1回		
275 271			港 湾・ 漁 港	浚渫・床堀工	浚渫工	水深	測定状況写真
276 272					床堀工	水深	測定状況写真
277 273	地盤改良	置換工		天端高、天端幅、法面	40m又は施工箇所に1回(施工後)		
278 274		敷砂工 砕石マット		天端高、天端幅、法面	40m又は施工箇所に1回(施工後)		
279 275		サンドドレーン工 砕石ドレーン工		天端高、先端深度	杭全数の1/3		
280 276		ペーパードレーン工		天端高、先端深度	杭全数の1/3		
281 277		載荷工		天端高、天端幅、法面勾配	40m又は施工箇所に1回(施工後)		
282 278		サンドコンパクションパイル 工		天端高、先端深度	杭全数の1/3		
				盛上り量	測定状況写真		
283 279		ロッドコンパクション工		天端高、先端深度	測定状況写真		
284 280		深層混合処理工		天端高、先端深度	測定状況写真		
				盛上り量	測定状況写真		

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
285 281	港湾・漁港	マット工	アスファルトマット	重ね幅	施工状況写真(施工後)
286 282			繊維系マット ゴムマット	重ね幅	施工状況写真(施工後)
287 283			合成樹脂系マット	重ね幅	施工状況写真(施工後)
288 284			摩擦増大用マット工		
289 285		捨石・均し	基礎工	天端幅、法面	20m又は施工箇所に1回(施工後)
290 286			被覆石工及び根固石工	天端幅、法面	20m又は施工箇所に1回(施工後)
291 287			裏込工	天端幅、法面	20m又は施工箇所に1回(施工後)
292 288		杭・矢板	鋼杭工	杭頭中心位置	1施工箇所に1回(施工後)
293 289			コンクリート杭工	杭頭中心位置	1施工箇所に1回(施工後)
294 290			鋼矢板及び鋼管矢板工 (鋼矢板)	矢板壁延長	全数量(打込後)
				矢板法線に対する出入	20枚につき1回(打込後)
296 291			鋼矢板及び鋼管矢板工 (鋼管矢板)	矢板壁延長	全数量(打込後)
				矢板法線に対する出入	10本につき1回(打込後)
297 292			コンクリート矢板	矢板壁延長	全数量(打込後)
				矢板法線に対する出入	20枚につき1回(打込後)
298 293		控工	腹起し	継手位置、ボルトの取付け	1施工箇所に1回(施工後)
299 294			タイロッド取付	取付間隔、定着ナット取付	1施工箇所に1回(施工後)
300 295			タイワイヤー取付	取付間隔、定着ナット取付	1施工箇所に1回(施工後)
301 296		ケーソン	ケーソン製作工	高さ、幅、長さ、壁厚、底版 厚さ	各函毎(完成時)
302 297			ケーソン据付工	法線に対する出入、据付 目地間隔	各函毎(据付後)
303 298		ブロック工	ブロック製作 (L型ブロック) (セルラーブロック)	幅、高さ、長さ、壁厚	完成写真(全個数確認)
304 299			ブロック据付 (L型ブロック) (セルラーブロック)	法線に対する出入、隣接 ブロックとの間隔	1施工箇所に1回(据付後)
305 300			異形ブロック製作	型枠形状寸法、ブロック外 観	完成写真(全個数確認)
306 301			異形ブロック据付	天端幅、天端延長	1施工箇所に1回(据付後)
307 302		中詰	中詰工	締固め	完成写真(締固め後)
308 303			蓋コンクリート	蓋設置	完成写真(蓋設置後)

出来形 写真管理

番号	工事	工種	種別	撮影項目	撮影頻度[時期]
309 304	港湾・漁港	上部コンクリート工	防波堤	天端幅、法線に対する出入	1施工箇所に1回(施工後)
309 305			岸壁	天端幅、法線に対する出入	1施工箇所に1回(施工後)
310 306		付属工	係船柱工	岸壁前面に対する出入、中心間隔、直柱基礎コンクリート	1施工箇所に1回(施工後)
311 307			防舷材工	中心間隔	1施工箇所に1回(施工後)
312 308			車止め、縁金物工	岸壁前面に対する出入、取付間隔	1施工箇所に1回(施工後)
313 309			防食工	取付位置	1施工箇所に1回(施工後)
				電位測定	測定時
314 310			溶接・切断	現場鋼材溶接工(アーク溶接)	のど厚、脚長
315 311		現場鋼材溶接工(水中溶接)		のど厚、脚長	溶接後
316 312		現場鋼材切断工(ガス切断)		形状寸法	切断後
317 313		現場鋼材切断工(水中切断)		形状寸法	切断後
318		船揚場工	基礎栗石工	幅員、厚さ	20m又は施工箇所に1回(施工後)
319		削除	船揚場滑り材取付工	取付位置	1施工箇所に1回(施工後)
320 314	漁場	漁礁工	単体漁礁ブロック製作	型枠形状寸法	ブロック20個に1個以上
				幅、高さ、長さ、壁厚	ブロック20個に1個以上
		漁礁ブロック沈設	高さ、延長、幅	測定状況写真	
		コンクリート部材組立	幅、高さ、長さ ボルト等	ブロック20個に1個以上	
		化学系部材組立	特記仕様書の記載による。		
		鋼製部材組立	幅、高さ、長さ	ブロック20個に1個以上	
		重錘コンクリート製作	幅、高さ、長さ	ブロック20個に1個以上	

品質 写真管理

番号	工種	撮影項目	撮影頻度 [時期]	摘要
1	コンクリート二次製品	強度試験	試験の都度	
2	鋼材関係	強度試験		
3	その他の製品	強度試験		
4	コンクリート (下記を除く)	塩化物総量規制	試験の都度	
		スランブ試験		
		コンクリートの圧縮強度試験		当該現場供試体であることが確認できるもの
		空気量測定		
		コンクリートの曲げ強度試験		コンクリート舗装に適用
		コアによる強度試験	品質に変化が見られた場合[試験実施中]	
		コンクリートの洗い分析試験		
		ひび割れ調査	対象構造物毎に1回[試験実施中] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 構造物工編(試行) 」により施工完了時の状況(全周)の提出によりひび割れ調査写真を代替することができる。	
		テストハンマーによる強度推定調査	対象構造物毎に1回[試験実施中]	
		コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた時[試験実施中]	
	転圧コンクリート(施工)	コンシステンシーVC試験	試験の都度	
		マーシャル突き固め試験		
		ランマー突き固め試験		
		コンクリートの曲げ強度試験		
		温度測定 (コンクリート)		
		現場密度の測定		
		コアによる密度測定		
	コンクリートダム(施工)	塩化物総量規制	試験の都度	
		スランブ試験		
		空気量測定		
		コンクリートの圧縮強度試験		当該現場供試体であることが確認できるもの
		空気量測定		
		温度測定 (気温・コンクリート)		
		コンクリートの単位容積質量試験		
		コンクリートの洗い分析試験		
		コンクリートのブリーディング*試験		

品質 写真管理

番号	工種	撮影項目	撮影頻度 [時期]	摘要
4	コンクリートダム(施工)	コンクリートの引張強度試験		
		コンクリートの曲げ強度試験		
5	土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め 管理要領」による場合は、写真管理を省略す	
		プルフローリング	工種毎に1回[試験実施中]	
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合[試験実施中]	
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合[試験実施中]	
		平板載荷試験	土質毎に1回[試験実施中]	
		現場CBR試験		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		たわみ量	プルフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]	
6	既製杭工	外観検査	検査毎に1回[検査実施中]	
		浸透探傷試験	試験毎に1回 [試験実施中]	
		放射線透過試験		
		超音波探傷試験		
		水セメント比試験		
		セメントミルクの圧縮強度試験		
10	吹付工(施工)	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回[試験実施中]	
		塩化物総量規制		
		スランブ試験	品質に変化がみられた場合[試験実施中]	モルタルを除く
		空気量測定		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合[試験実施中]	
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回[試験実施中]	
11	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め 管理要領」による場合は、写真管理を省略す	
12	Fe石灰処理工(施工)	現場密度の測定	各種路盤毎に1回[試験実施中]	
13	セメント安定処理路盤(施工)	粒度	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		現場密度の測定		
		含水比試験	観察により異常が認められた場合[試験実施中]	
		セメント量試験	品質に異常が認められた場合[試験実施中]	

品質 写真管理

番号	工種	撮影項目	撮影頻度 [時期]	摘要
14	路床安定処理工	現場密度の測定	路床または施工箇所毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め 管理要領」による場合は、写真管理を省略す	
		プルフローリング		
		平板載荷試験	路床毎に1回[試験実施中]	
		現場CBR試験		
154	路床安定処理工	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		たわみ量	プルフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]	
165	表層安定処理工	現場密度の測定	材質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め 管理要領」による場合は、写真管理を省略す	
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		プルフローリング	工種毎に1回[試験実施中]	
		平板載荷試験	材質毎に1回[試験実施中]	
		現場CBR試験		
		たわみ量	プルフローリングの不良個所について実施[試験実施中]	
176	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回[試験実施中]	
187	中 間 層混合処理	テーブルフロー試験	適宜[試験実施中]	
		土の一軸圧縮試験	材料毎に1回[試験実施中]	
198	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		プルフローリング	路盤毎に1回[試験実施中]	
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		骨材のふるい分け試験		
		土の液性限界・塑性限界試験	品質に異常が認められた場合[試験実施中]	
		含水比試験		
2019	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回[試験実施中]	
		粒度		
		平板載荷試験		
		土の液性限界・塑性限界試験	観察により異常が認められた場合[試験実施中]	
		含水比試験		
210	粒調Fe処理工(施工)	現場密度の測定	各種路盤毎に1回[試験実施中]	

品質 写真管理

番号	工種	撮影項目	撮影頻度 [時期]	摘要
24	プラント再生舗装工(プラント)	粒度	合材の種類毎に1回[試験実施中]	
		再生アスファルト量		
	プラント再生舗装工(施工)	外観検査	合材の種類毎に1回[試験実施中]	
		温度測定		
		現場密度の測定		
25	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回[検査実施中]	
		超音波探傷検査		
26	溶接工	引張試験	試験毎に1回[試験実施中]	
		型曲げ試験		
		衝撃試験		
		マクロ試験		
26	溶接工	非破壊試験	試験毎に1回[試験実施中]	
		曲げ試験		
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査		
		外観検査		
		ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッドジベルについて[試験実施中]	
27	ガス切断・ 切削 工	表面粗さ	試験毎に1回[試験実施中]	
		ノッチ深さ		
		スラグ		
		上縁の溶け		
		平面度	試験毎に1回[試験実施中]	
		ベベル精度		
		真直度	試験毎に1回[試験実施中]	
28	ロックボルト(NATM)	モルタルの圧縮強度試験	配合毎に1回[試験実施中]	
		モルタルのフロー値試験		
		ロックボルトの引抜き試験	適宜	
29	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回[試験実施中]	
		岩石の吸水率		
		岩石の圧縮強さ		
		岩石の形状		

第 7 編 施工計画様式、記載例

[会社名・事業者ID] _____

[事業所名・現場ID] _____

建設業の可 許	許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日

工事名称 及び 工事内容					
発注者 及び 住所					
工期	自	年	月	日	契 約 日
	至	年	月	日	年 月 日

契約業 営所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 適用除外	未加入 適用除外	加入 適用除外	未加入 適用除外	加入 適用除外	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の 監督員名		権限及び意見 申 出 方 法	
--------------	--	-------------------	--

監督員名		権限及び意見 申 出 方 法	
------	--	-------------------	--

現 場 代 理 人 名		権限及び意見 申 出 方 法	
----------------	--	-------------------	--

監理技術者名 主任技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	
------------------	------------	---------	--

監理技術者補佐 名		資 格 内 容	
--------------	--	---------	--

専 門 技 術 者 名		専 門 技 術 者 名	
----------------	--	----------------	--

資 格 内 容		資 格 内 容	
---------	--	---------	--

担 当 工 事 内 容		担 当 工 事 内 容	
----------------	--	----------------	--

一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

施工体制台帳、施工体系図及び作業員名簿の最新の作成例及び留意事項は、国交省HPを参照のこと
国交省HP(施工体制台帳、施工体系図等)：

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000191.html

(記入要領)

1 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り

①各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印をつけること。全ての営業所で各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」に○印を付ける事。

②元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。

③健康保険の欄には、事業所整理番号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。

④厚生年金の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。

⑤雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

2 「権限及び意見申出方法」が発注者との請負契約書や下請契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。

3 監理技術者又は主任技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。

4 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者の資格を持つ者を記載する。

(監理技術者等が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)

5 外国人技能実習生の従事の状況について

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(以下「外国人技能実習生」という。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

※ この様式に記載された個人情報(施工管理資料及び社会保険等の加入状況把握として使用し、その他の目的には使用しません。)

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

第8編へ移行

《下請負人に関する事項》

会社名・ 事業者ID			代表者名		
住 所					
工事名称 及 工事内容					
工 期	自	年	月	日	
	至	年	月	日	
	契 約 日		年 月 日		

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名			安全衛生責任者名		
権限及び 意見申出方法			安全衛生推進者名		
主任技術者名	専 任 非専任		雇用管理責任者名		
資格内容			専門技術者名		
			資格内容		
			担当工事内容		

一号特定技能外国人の 従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事状況（有無）	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----

施工体制台帳、施工体系図及び作業員名簿の最新の作成例及び留意事項は、国交省HPを参照のこと
国交省HP(施工体制台帳、施工体系図等):
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000191.html

(記入要領)

- 1 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り
 - ①下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理番号等を記載すること。
 - ②各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印をつけること。全ての営業所で各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」に○印を付けること。
 - ③健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ④厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ⑤雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。
- 2 主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すこと。
- 3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者の資格を持つ者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 4 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する。)
 - (1)経験年数による場合
 - 1) 大学卒[指定学科]:3年以上の実務経験
 - 2) 高校卒[指定学科]:5年以上の実務経験
 - 3) その他:10年以上の実務経験
 - (2)資格等による場合
 - 1) 建設業法「技術検定」
 - 2) 建築士法「建築士試験」
 - 3) 技術士法「技術士試験」
 - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
 - 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
 - 6) 消防法「消防設備士試験」
 - 7) 職業能力開発促進法「技能検定」
- 5 外国人技能実習生の従事状況について
出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(以下「外国人技能実習生」という。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

※ この様式に記載された個人情報(施工管理資料及び社会保険等の加入状況把握として使用し、その他の目的には使用しません。

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

第8編へ移行

施工体系図

発注者名	
工事名称	

工 期	

元請名、事業者ID	
監 督 員 名	
監理技術者名	
監理技術者を補佐する者	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

会長(統括安全衛生責任者)	
元方安全衛生管理者	
副 会 長	
副 会 長	
書 記	

※この書類は、下請負業者編成表に基づき、元請業者が作成する。

[illegible]

第 8 編 その他提出様式

年 月 日

第7編から移行

施工体制台帳（作成例）

[会社名・事業者ID] _____

[事業所名・現場ID] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日

工事名称 及び 工事内容				
発注者 及び 住所				
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日	

契約業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の 監督員名		権限及び意見 申出方法	
監督員名		権限及び意見 申出方法	
現場 代理人名		権限及び意見 申出方法	
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
監理技術者補佐 名		資格内容	
専門 技術者名		専門 技術者名	
資格内容		資格内容	
担当 工事内容		担当 工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

施工体制台帳、施工体系図及び作業員名簿の最新の作成例及び留意事項は、国交省HPを参照のこと
国交省HP(施工体制台帳、施工体系図等)：

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000191.html

(記入要領)

1 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り

①各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印をつけること。全ての営業所で各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」に○印を付ける事。

②元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。

③健康保険の欄には、事業所整理番号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。

④厚生年金の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。

⑤雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

2 「権限及び意見申出方法」が発注者との請負契約書や下請契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。

3 監理技術者又は主任技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。

4 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者の資格を持つ者を記載する。

(監理技術者等が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)

5 外国人技能実習生の従事の状況について

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(以下「外国人技能実習生」という。))が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

※ この様式に記載された個人情報は施工管理資料及び社会保険等の加入状況把握として使用し、その他の目的には使用しません。

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

第7編から移行

《下請負人に関する事項》

会社名・ 事業者ID		代表者名	
住 所			
工事名称 及 工事内容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事状況（有無）	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----

施工体制台帳、施工体系図及び作業員名簿の最新の作成例及び留意事項は、国交省HPを参照のこと
国交省HP(施工体制台帳、施工体系図等):
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000191.html

(記入要領)

1 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り

①下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理番号等を記載すること。

②各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印をつけること。全ての営業所で各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」に○印を付けること。

③健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。

④厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。

⑤雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

2 主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すこと。

3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者の資格を持つ者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。

4 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する。)

(1)経験年数による場合

- 1) 大学卒[指定学科]:3年以上の実務経験
- 2) 高校卒[指定学科]:5年以上の実務経験
- 3) その他:10年以上の実務経験

(2)資格等による場合

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 1) 建設業法「技術検定」 | 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」 |
| 2) 建築士法「建築士試験」 | 6) 消防法「消防設備士試験」 |
| 3) 技術士法「技術士試験」 | 7) 職業能力開発促進法「技能検定」 |
| 4) 電気工事士法「電気工事士試験」 | |

5 外国人技能実習生の従事状況について

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(以下「外国人技能実習生」という。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

※ この様式に記載された個人情報(施工管理資料及び社会保険等の加入状況把握として使用し、その他の目的には使用しません。

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

第7編から移行

発注者名	日
工事名称	月
	年
	月
	日

元請名・事業者ID	
監督員名	
監理技術者名	
主任技術者名	
監理技術者補佐名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

会長	統括安全衛生責任者
	元方安全衛生管理者

副会長	
-----	--

工期	自	年	月	日
	至	年	月	日

会社名・事業者ID							
代表者名							
許可番号							
一般/特定の別	一般/特定						
安全衛生責任者							
主任技術者							
特定専門工事の該当	有・無						
専門技術者							
担当工事内容							
工期	年	月	日	～	年	月	日

会社名・事業者ID							
代表者名							
許可番号							
一般/特定の別	一般/特定						
安全衛生責任者							
主任技術者							
特定専門工事の該当	有・無						
専門技術者							
担当工事内容							
工期	年	月	日	～	年	月	日

会社名・事業者ID							
代表者名							
許可番号							
一般/特定の別	一般/特定						
安全衛生責任者							
主任技術者							
特定専門工事の該当	有・無						
専門技術者							
担当工事内容							
工期	年	月	日	～	年	月	日

会社名・事業者ID							
代表者名							
許可番号							
一般/特定の別	一般/特定						
安全衛生責任者							
主任技術者							
特定専門工事の該当	有・無						
専門技術者							
担当工事内容							
工期	年	月	日	～	年	月	日

会社名・事業者ID							
代表者名							
許可番号							
一般/特定の別	一般/特定						
安全衛生責任者							
主任技術者							
特定専門工事の該当	有・無						
専門技術者							
担当工事内容							
工期	年	月	日	～	年	月	日

会社名・事業者ID							
代表者名							
許可番号							
一般/特定の別	一般/特定						
安全衛生責任者							
主任技術者							
特定専門工事の該当	有・無						
専門技術者							
担当工事内容							
工期	年	月	日	～	年	月	日

会社名・事業者ID							
代表者名							
許可番号							
一般/特定の別	一般/特定						
安全衛生責任者							
主任技術者							
特定専門工事の該当	有・無						
専門技術者							
担当工事内容							
工期	年	月	日	～	年	月	日

会社名・事業者ID							
代表者名							
許可番号							
一般/特定の別	一般/特定						
安全衛生責任者							
主任技術者							
特定専門工事の該当	有・無						
専門技術者							
担当工事内容							
工期	年	月	日	～	年	月	日

会社名・事業者ID							
代表者名							
許可番号							
一般/特定の別	一般/特定						
安全衛生責任者							
主任技術者							
特定専門工事の該当	有・無						
専門技術者							
担当工事内容							
工期	年	月	日	～	年	月	日

会社名・事業者ID							
代表者名							
許可番号							
一般/特定の別	一般/特定						
安全衛生責任者							
主任技術者							
特定専門工事の該当	有・無						
専門技術者							
担当工事内容							
工期	年	月	日	～	年	月	日

会社名・事業者ID							
代表者名							
許可番号							
一般/特定の別	一般/特定						
安全衛生責任者							
主任技術者							
特定専門工事の該当	有・無						
専門技術者							
担当工事内容							
工期	年	月	日	～	年	月	日

会社名・事業者ID							
代表者名							
許可番号							
一般/特定の別	一般/特定						
安全衛生責任者							
主任技術者							
特定専門工事の該当	有・無						
専門技術者							
担当工事内容							
工期	年	月	日	～	年	月	日

会社名・事業者ID							
代表者名							
許可番号							
一般/特定の別	一般/特定						
安全衛生責任者							
主任技術者							
特定専門工事の該当	有・無						
専門技術者							
担当工事内容							
工期	年	月	日	～	年	月	日

会社名・事業者ID							
代表者名							
許可番号							
一般/特定の別	一般/特定						
安全衛生責任者							
主任技術者							
特定専門工事の該当	有・無						
専門技術者							
担当工事内容							
工期	年	月	日	～	年	月	日

会社名・事業者ID							
代表者名							
許可番号							
一般/特定の別	一般/特定						
安全衛生責任者							
主任技術者							
特定専門工事の該当	有・無						
専門技術者							
担当工事内容							
工期	年	月	日	～	年	月	日

会社名・事業者ID							
代表者名							
許可番号							
一般/特定の別	一般/特定						
安全衛生責任者							
主任技術者							
特定専門工事の該当	有・無						
専門技術者							
担当工事内容							
工期	年	月	日	～	年	月	日

※ この様式に記載された個人情報施工管理資料としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

第 1 0 編 契 約 関 係 様 式

様式-2

年月日：

収支等命令者 殿

(受注者)

請負代金内訳書

工 事 名 ○○○○ 第0000000-000号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事 (○○○○)
 契約年月日 年 月 日
 工 期 ~

迄

[illegible]

~~(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 円)~~

(直接工事費のうち、材料費 円)

(直接工事費のうち、労務費 円)

(現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額) (円)

(現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額 (円)

(工事原価のうち、安全衛生経費 円)